

## 第 9 回 株 券 電 子 化 小 委 員 会

〔 平成 18 年 9 月 26 日 ( 火 ) 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分  
於 ) 日 経 茅 場 町 別 館 1 階 会 議 室 〕

株式会社証券保管振替機構

### 議 題

- 1 . 振替株式分科会における検討状況について
- 2 . データセンター分科会における検討状況について
- 3 . 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について
- 4 . 移行分科会における検討状況について

以 上

## 資料目次

### 1．振替株式分科会における検討状況について

- ・ 資料1 振替株式分科会における検討状況について（メモ）
  - ・ 資料1 - 1 会社の機構に対する通知の方法
  - ・ 資料1 - 2 区分口座の利用目的とその番号体系
  - ・ 資料1 - 3 取扱開始に係る日程（イメージ）
  - ・ 資料1 - 4 口座通知後に株主名簿の名義書換があった場合の処理（イメージ）
  - ・ 資料1 - 5 振替株式の発行時DVP方式による新規記録の処理（イメージ）
  - ・ 資料1 - 6 口座照会機能の照会時の入力項目（イメージ）
  - ・ 資料1 - 7 単元未満株式の買取請求の撤回の承諾についての処理（イメージ）
  - ・ 資料1 - 8 取得請求権付株式の取得請求の処理（イメージ）
  - ・ 資料1 - 9 外国人保有制限銘柄期中公表の機構ホームページの表示（イメージ）
  - ・ 参考資料 「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第1版）について」（全国銀行協会）

### 2．データセンター分科会における検討状況について

- ・ 資料2 接続仕様の確定に向けたデータセンター分科会における検討状況について
  - ・ 資料2 - 1 加入者の口座が複数の者によって共有されている場合の加入者情報の通知等に関する取扱い
  - ・ 資料2 - 2 市町村合併等により株主等通知用データの住所に変更の必要が生じた場合の取扱い
  - ・ 資料2 - 3 名寄せに係る各種の事務処理について
  - ・ 資料2 - 4 加入者口座コードの変更に係る取扱い
  - ・ 資料2 - 5 非居住者株主の上位機関に異動が生じた場合の取扱い
  - ・ 資料2 - 6 総株主報告の遅延等が生じた場合における事務処理
  - ・ 資料2 - 7 株主確定日の直前における加入者情報の通知及び総株主通知のための株主情報の確定に関する取扱い
  - ・ 資料2 - 8 総株主報告データの訂正に関する取扱い
  - ・ 資料2 - 9 個別株主報告データの送信遅延が生じた場合の取扱い
  - ・ 資料2 - 10 情報提供請求における請求取次先機関からの報告の遅延の取扱い
  - ・ 資料2 - 11 金融機関の支店統廃合等があった場合における登録配当金受領口座の取扱い
  - ・ 資料2 - 12 会社に対して氏名等が通知されていない者に関する配当金振込指定の単純取次ぎの取扱い

- ・ 資料 2 - 1 3 株式数比例配分方式における「配当金支払予定額データ」の訂正等に係る取扱い

### 3．振替新株予約権付社債分科会における検討状況について

- ・ 資料 3 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について（メモ）
  - ・ 資料 3 - 1 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び公示に関する手続
  - ・ 資料 3 - 2 取得条項付振替新株予約権付社債の全部取得に伴う振替株式の交付の手続
  - ・ 資料 3 - 3 合併等の対価として消滅会社等の株主に振替新株予約権付社債が交付される場合の手続
  - ・ 資料 3 - 4 振替新株予約権付社債の予約権行使の制限日の取扱い
  - ・ 資料 3 - 5 合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続
  - ・ 資料 3 - 6 振替新株予約権付社債の残高照合の手続
  - ・ 資料 3 - 7 無償割当新株予約権の新規記録の手続
  - ・ 資料 3 - 8 総額買取型新株予約権の新規記録の手続
  - ・ 資料 3 - 9 振替新株予約権の新株予約権行使の手続
  - ・ 資料 3 - 1 0 振替新株予約権の予約権行使の制限日の取扱い

### 4．移行分科会における検討状況について

- ・ 資料 4 - 1 総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期の早期化について（案）
- ・ 資料 4 - 2 早期実施時のシステム対応について（案）
- ・ 資料 4 - 3 実質株主管理番号を利用する各種業務の対応イメージ
- ・ 資料 4 - 4 10月稼動とした場合の株主等通知用データの整備に係る所要期間（イメージ）
- ・ 資料 4 - 5 特例期間の預託のための事前確認スキームについて
- ・ 資料 4 - 6 特例期間の預託のための事前確認スキームの概要（管理モデル案）
- ・ 資料 4 - 7 特例期間の預託のための事前確認スキームのイメージ図（案）
- ・ 資料 4 - 8 担保株券の移行手続に係る主な整理事項について
- ・ 資料 4 - 9 金融機関等に係る預託手続のイメージ

以 上

## 1 . 振替株式分科会における検討状況について

### 第15回

- ・ 振替株式分科会において今後検討すべき内容と検討の方向性について

### 第16回

- ・ 振替株式分科会において今後検討すべき内容と検討の方向性について

### 第17回

- 1 . 振替株式分科会において今後検討すべき内容と検討の方向性について
- 2 . その他
  - (1) 公募により発行される振替株式の発行時DVP方式による新規記録について
  - (2) 「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第1版）について」(全国銀行協会)

以 上

## 振替株式分科会における検討状況について（メモ）

## 第 1 総則関係

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>・同意手続等</p> <p>1. 同意書提出手続</p>	<p>発行者が同意する日は、取扱開始に係る日程における事務上の口座通知取次ぎ締切日（機構が同意する日を定める場合にあっては、機構が定める日）とするものとする。</p>	<p>事務上の口座通知取次ぎ締切日については、第 2 . . 1 .(1) a .( a ) 参照。</p>
<p>・振替システムによる事務処理等</p> <p>1. 振替システムによる事務処理</p>	<p>会社の機構に対する通知のうち会社が直接するものは、会社と機構とを結ぶ情報通信ネットワークの構築・整備が図られるまでの間、書面の送付等により行うものとする。</p>	<p>資料 1 - 1 参照。</p>

## 第 2 振替株式関係

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>・振替口座簿とその記録事項</p>		

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>4．振替口座簿の記録に関する取扱い</p> <p>(6)その他の記録の変更</p> <p>5．機構における取扱い</p> <p>(1) 口座の取扱い</p> <p>d. 保有口等の利用目的による口座区分</p> <p>・新規記録手続</p> <p>1．取扱開始時における取扱い</p> <p>(1)口座通知の取次ぎ</p> <p>a. 機構及び口座管理機関による取次ぎ</p> <p>(a) 口座通知の取次ぎの請求 (資料6・7関係)</p>	<p>機構及び口座管理機関は、口座の移管に係る振替の処理において、振替元口座に減少を記録した日と振替先口座に増加を記録した日が異なっているときは、その加入者の申出により、振替先口座の増加の記録日に振替元口座の減少の記録日を付記するものとする。</p> <p>区分口座の利用目的及び番号体系については、保振制度のものを基本とし、新たに担保専用口及び外国人株式記録口の区分を設けるなど所要の整備を図ることとする。</p> <p>会社が振替法第131条第1項の通知により株主等に通知する口座通知の取次ぎについての案内に関する事項には、次の事項を含むものとする。 株主等がその口座に振替株式の記録を受けようとするときは、口座管理機関に対してその有する株式すべてについての口座通知の取次ぎを依頼すべき旨 口座管理機関における口座通知取次ぎ締切日(事務上の口座通知取次ぎ締切日)</p>	<p>資料1 - 2 参照。</p> <p>取扱開始に係る日程における事務上の口座通知取次ぎ締切日は、事務を円滑に処理するため、原則として一定の日の6営業日前の日とする。 資料1 - 3 参照。 特別口座を開設することとなっ</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>b. 会社の口座通知の内容確認</p> <p>(5) 株券喪失登録が抹消された振替株式の取扱い</p> <p>b. 登録抹消日後における取扱い</p> <p>(c) 新規記録</p> <p>2. 募集株式についての取扱い</p> <p>(1) 公募増資の場合</p>	<p>株主名簿に記録された株主等の氏名又は名称（株主番号を含む。）住所、銘柄及び株式数等</p> <p>登録株式質権者であるときは、質権株式の株主の加入者口座コード</p> <p>会社は、口座通知情報の通知を受け付けた旨を機構に通知した後に、株式の譲渡等により、当該口座通知情報により新規記録通知をすることができなくなったときは、当該口座通知の取次ぎを行った口座管理機構に対し、当該口座通知情報に不備が生じた旨（訂正すべき旨）を通知するものとする。</p> <p>株券喪失登録が抹消された振替株式についての新規記録日は、原則として登録抹消日の翌営業日とするものとする。</p>	<p>ている口座管理機関（振替法第131条第1項第3号の振替機関等をいう。）は、あらかじめ、機構に対し、登録株式質権者である加入者についての加入者情報を通知するものとする。この場合において当該加入者の加入者口座コードは、会社が当該加入者のために特別口座を開設することになるときの加入者口座コードとする。</p> <p>資料1 - 4 参照（口座通知情報の不備 - 株主名簿に記録された数を超える数についての口座通知を受けたとき - の取扱いについては、参考資料参照）。</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>a. 発行時DVP方式 (c)株主名簿管理人による新規記録情報の確認と新規記録通知 (資料8関係)</p> <p>(3)株主有償割当増資の場合 (資料9-2関係)</p>	<p>株主名簿管理人は、機構の照合システムを利用して新規記録通知を行うものとする。</p> <p>機構及び口座管理機関は、特別口座以外の口座を有する加入者が特にその申出をしたときに限り、その口座通知の取次ぎの請求を受けるものとする。この場合における新規記録の取扱いは、特別口座のみを有する株主の割当新株式の新規記録の取扱いに準ずるものとする。</p>	<p>資料1-5参照。</p> <p>会社が会社法第202条第4項の規定により株主に対してする通知の通知事項には、次の事項を含むことを想定する。</p> <p>特別口座のみを有する加入者の場合 口座通知の取次ぎの依頼をすべき旨、口座通知の取次期間及びその他必要な事項(株主を確認するために必要なコードなど)</p> <p>前 以外の加入者の場合 株主等照会コード、株主が複数の口座を有する場合の申込株式の記載に関する事項及びその他必要な事項(株主を確認するために必要なコードなど)</p> <p>募集株式の割当てを受ける権利の計算は、会社が行うものとする。</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p><b>・振替手続</b></p> <p>1．振替の申請と振替</p> <p>(2)振替の申請を受けた機構又は口座管理機関の取扱い</p> <p>a.振替の申請を受けた口座管理機関の振替先口座の照会等</p> <p>3．会社に対する各種請求に伴う振替等</p> <p>(1)単元未満株式の買取請求に係る振替</p> <p>a.買取請求の取次ぎ</p> <p>(a)買取請求の取次ぎの請求</p> <p>c.振替と買取代金の支払い</p> <p>(a)会社の機構に対する買取日等の通知</p>	<p>振替先口座の照会において口座照会機能の照会時の入力項目に、口座移管に係る取得価格及び取得日等の項目を設けることとする。</p> <p>機構及び口座管理機関が取り次ぐ買取請求は、株式併合等に係る権利付最終日までに請求があり、かつその買取日が株式併合等の効力発生日以後となる場合（買取価格の決定日が権利落日以後となる場合）等において、買取請求者が会社の承諾があるときに撤回することとしているものとする。</p> <p>会社は、買取請求の撤回についての承諾をするときは、機構に対し、その旨を通知するものとする。</p>	<p>資料1 - 6 参照。</p> <p>資料1 - 7 参照。</p> <p>資料1 - 7 参照。 会社は、買取請求に係る買取株式数に変更が生じることとなるときは、機構に対し、変更前の買取請求</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>(2) 単元未満株式の売渡請求に係る振替</p> <p>a. 売渡請求の取次ぎ</p> <p>(a) 売渡請求の取次ぎの請求</p> <p>b. 売渡代金の支払い</p> <p>(a) 会社の機構に対する売渡代金の通知</p> <p>(3) 取得請求権付株式の取得請求に係る振替等 (資料16関係)</p> <p>・ 超過記録の防止</p> <p>1. 発行総数と振替口座簿に</p>	<p>機構及び口座管理機関が取り次ぐ売渡請求は、株式併合等に係る権利付最終日までに請求があり、かつその売渡日が株式併合等の効力発生日以後となる場合（売渡価格の決定日が権利落日以後となる場合）等において、売渡請求者が会社の承諾があるときに撤回することとしているものとする。</p> <p>会社は、売渡請求の撤回についての承諾をするときは、機構に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>取得請求権付株式の取得請求の取次ぎ及び振替の申請の手続は、単元未満株式の買取請求の手続及び処理日程に準じるものとする。</p>	<p>についてのデータの取消し・変更後の買取請求についての新たなデータの入力について通知するものとする。</p> <p>売渡請求に係る売渡株式数に変更が生じることとなるときのデータの取消し等の取扱いについては、買取請求の取扱いに準じる。</p> <p>資料1 - 8 参照。</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>記録すべき数についての照合</p> <p>(1)機構の照合</p> <p>(2)会社の照合</p> <p>a. 機構の照合情報の提供</p> <p><b>・株主名簿に記録すべき事項に関する申出等の手続</b></p> <p>1．特別株主管理簿と特別株主の申出等</p> <p>(3)機構における取扱い</p> <p>b. 特別株主の申出の簡略化に関する取扱い (資料2 1 - 1関係)</p> <p><b>・総株主通知の手続</b></p> <p>3．外国人保有制限銘柄の</p>	<p>会社は、日々、発行総数又は振替口座簿に記録すべき数その他の必要な事項を通知するものとする。</p> <p>機構は、日々、振替口座簿に記録する銘柄の会社に、振替口座簿に記録する当該銘柄の振替株式の総数その他の必要な事項を通知することとする。</p> <p>特別株主管理事務の委託を受けた機構加入者は、担保突合処理の結果にかかわらず、株主確定日に係る特別株主管理事務委託対象株式数データ（機構から当該機構加入者に対して通知する委託銘柄及び数等のデータ）により通知された銘柄及び数についての総株主報告を行うものとする。</p> <p>株主名簿の名義書換を拒否された加入者が複数の口座を有するときに</p>	<p>(注) 照合を確実に行うとの観点から、会社が機構に対し発行総数等を通知する回数を増加させることとした。</p> <p>(注) 照合を確実に行うとの観点から、機構が会社に対し振替口座簿に記録する振替株式の数等を通知する回数を増加させることとした。</p> <p>株主確定日以外の日についても、同様に事務を行うものとする。</p> <p>按分計算により端数が生じたとき</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>会社における取扱い (資料3関係)</p> <p>・外国人保有制限銘柄に ついての期中公表の取扱 い (資料26-2関係)</p> <p>・投資口及び優先出資の 取扱い</p> <p>1. 振替投資口の取扱い</p>	<p>機構が会社から通知を受けて各口座を開設する口座管理機関に通知する 名義書換が拒否された振替株式の数は、名義書換が拒否された数を株主確 定日において各口座に記録されていた振替株式の数に応じて按分した数 とする。</p> <p>外国人直接保有比率の算出のための除数は、振替口座簿に記録された振 替株式の総数とする。</p> <p>振替投資口の取扱廃止時に発券請求する場合の手続は、発券に係る請求 書面等を取り次ぐ方法によるものとする。</p>	<p>の取扱いは、株式併合等の場合にお ける端数の取扱いと同じとする。 名義書換が拒否された数の通知で は、名義書換がされた数をも通知す るものとする。</p> <p>期中公表の機構ホームページへ の具体的な表示イメージについ ては、資料1-9参照(直近-前期 末-の確定数値も掲載する予定)。</p>

以 上

# 会社の機構に対する通知の方法

会社が機構に対してする通知の方法は、以下のとおりとする。

		通知の方法	
		書面の送付等による通知	電磁的方法による通知
会社の機構に対する通知	会社が直接する通知	○	○
	株主名簿管理人がする通知	○	○

(参考)

		保振制度における取扱い	振替制度における取扱い			
			制度移行時	制度移行後（時期未定）		
会社の機構に対する通知	会社が直接する通知	書面の送付等による通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱開始時の書面（同意書、定款、株式取扱規則等）</li> <li>6条通知（株式分割、株式併合、合併等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱開始時の書面（同意書、定款、株式取扱規則等）</li> <li>6条通知（株式分割、株式併合、合併等）</li> <li>総株主通知請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社からの通知のうち、電磁的処理に適さないもの（同意書、定款、株式取扱規則等）</li> </ul>	
		電磁的方法による通知	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社からの通知のうち、上記以外のもの</li> </ul>	
	株主名簿管理人がする通知	書面の送付等による通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募又は売出しに係る預託前株券等預入れ票及び準備株券</li> <li>抹消・減少通知請求</li> </ul>	/	/	/
		電磁的方法による通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>配分明細データ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規記録通知</li> <li>一部抹消通知</li> <li>単元未満株式買取・売渡請求に係る通知</li> <li>情報提供請求</li> <li>配当金支払予定額データ</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	

(注1) 制度要綱参考資料編 資料23 - 2の「株主確定日通知」は、表中「6条通知(株式分割、株式併合、合併等)」に含むものとする。

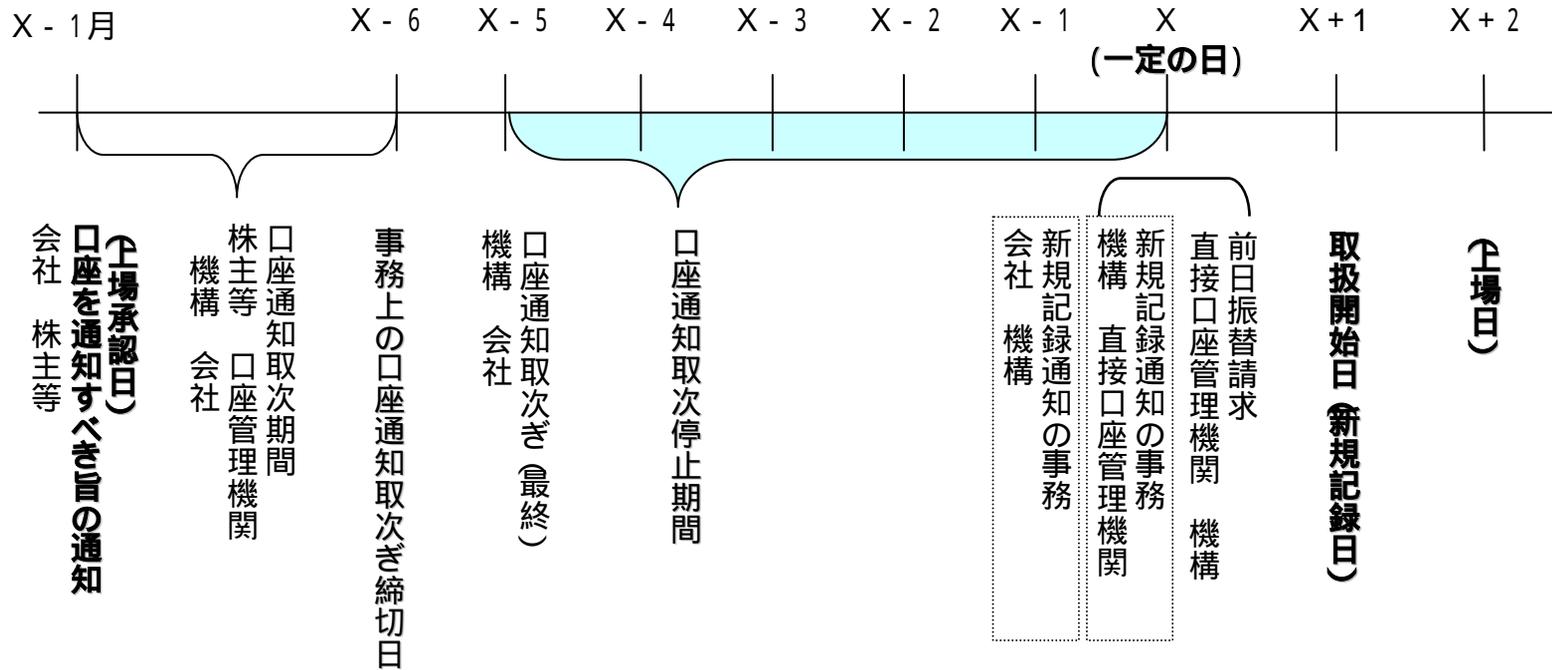
(注2) 表中の「配当金支払予定額データ」の機構に対する通知の開始時期(株式数比例配分方式の実施時期)については、今後の関係者の検討による。

## 区分口座の利用目的とその番号体系

保振制度（現行）		振替制度	
コード	区分口座の利用目的	コード	区分口座の属性及び利用目的（ ）
00～09	全目的分、自己分又は決済口	00	自己口 決済口又は保有口 保有口 信託口 保有口（担保分） 担保専用口又は信託口
10～19	自己分	01～19	
20～39	信託財産分	20～39	
40～49	担保分又は信託財産分	40～49	
50～59	予備（無指定）	50～59	予備（無指定）
60～69	保護預り分	60～69	顧客口 顧客口（单元未満整理分、单元未満売渡管理分又は自己株式（金庫株）管理分） 顧客口（常任代理人業務分）又は外国人株式記録口
70～79	单元未満整理分、单元未満買増管理分又は自己株式（金庫株）管理分	70～79	
80～89	常任代理人業務分	80～89	
90～99	待避口、管理口若しくは常任代理人業務分又はその他の目的	90～97	自己口又は顧客口 待避口若しくは管理口又は顧客口（常任代理人業務分又はその他の目的分）若しくは外国人株式記録口
		98	自己口 質権口 質権口又は質権信託口
		99	

- 1 区分口座番号(コード)と区分口座の属性( 口)及び利用目的( 分)との対応は原則的なものである。
- 2 記載されている利用目的は利用上の目安であり、区分口座の機能を示すものではない。

## 取扱開始に係る日程 (イメージ)

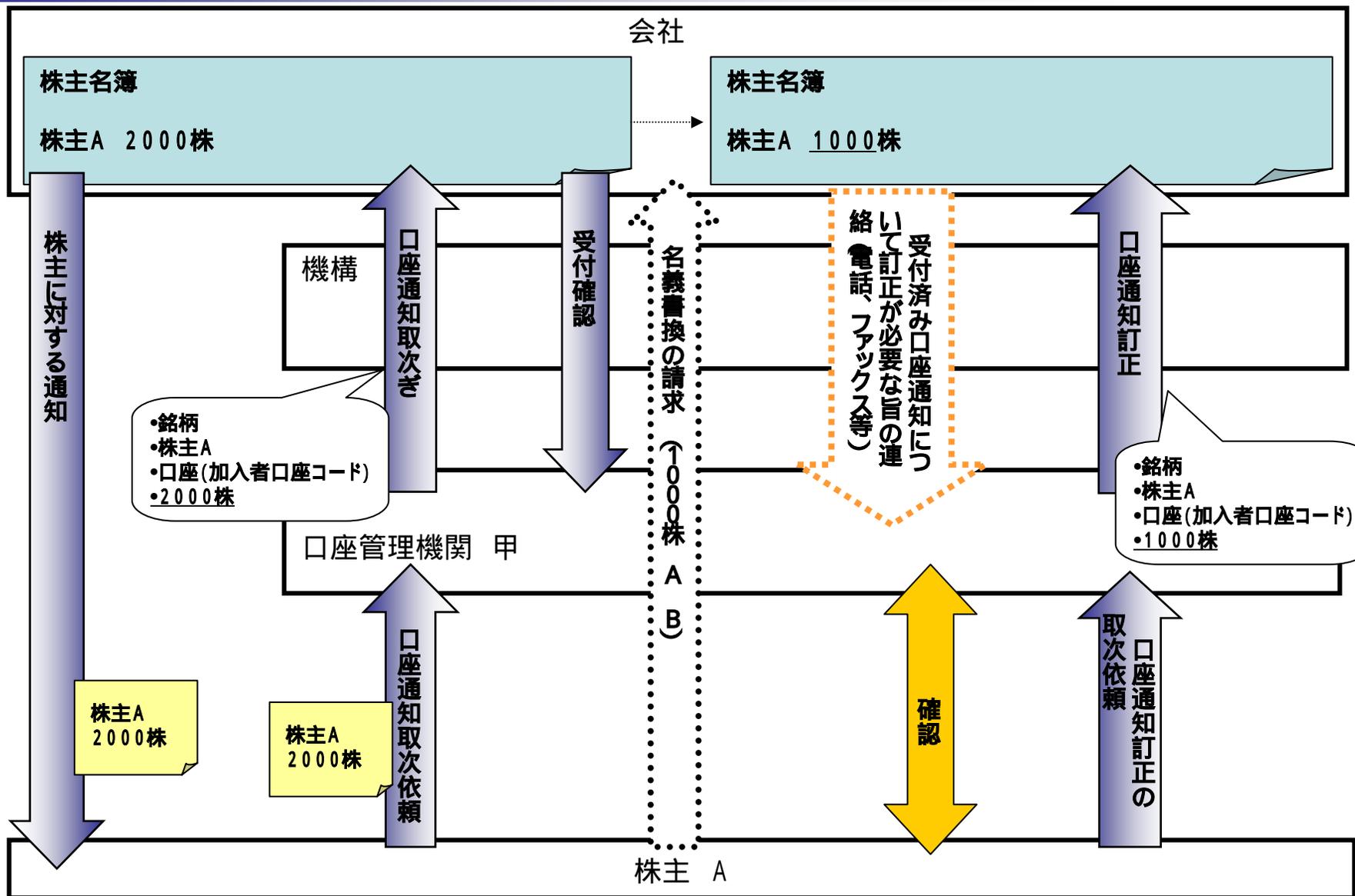


( 1 ) 会社は、口座通知取次期間に口座が通知されない株主等のために特別口座を開設し、当該特別口座に当該株主等の株式を新規記録する。

( 2 ) 特別口座に株式の記録を受ける株主は、口座通知取次停止期間に、会社に対し、取扱開始日の業務開始時(9:00)の特別口座から当該株主の口座への振替を申請することができる。

(注1) 会社が機構に対し新規記録通知をする日は、仮に、機構が会社に対して口座通知取次ぎをする最終の日の4営業日後の日とする。

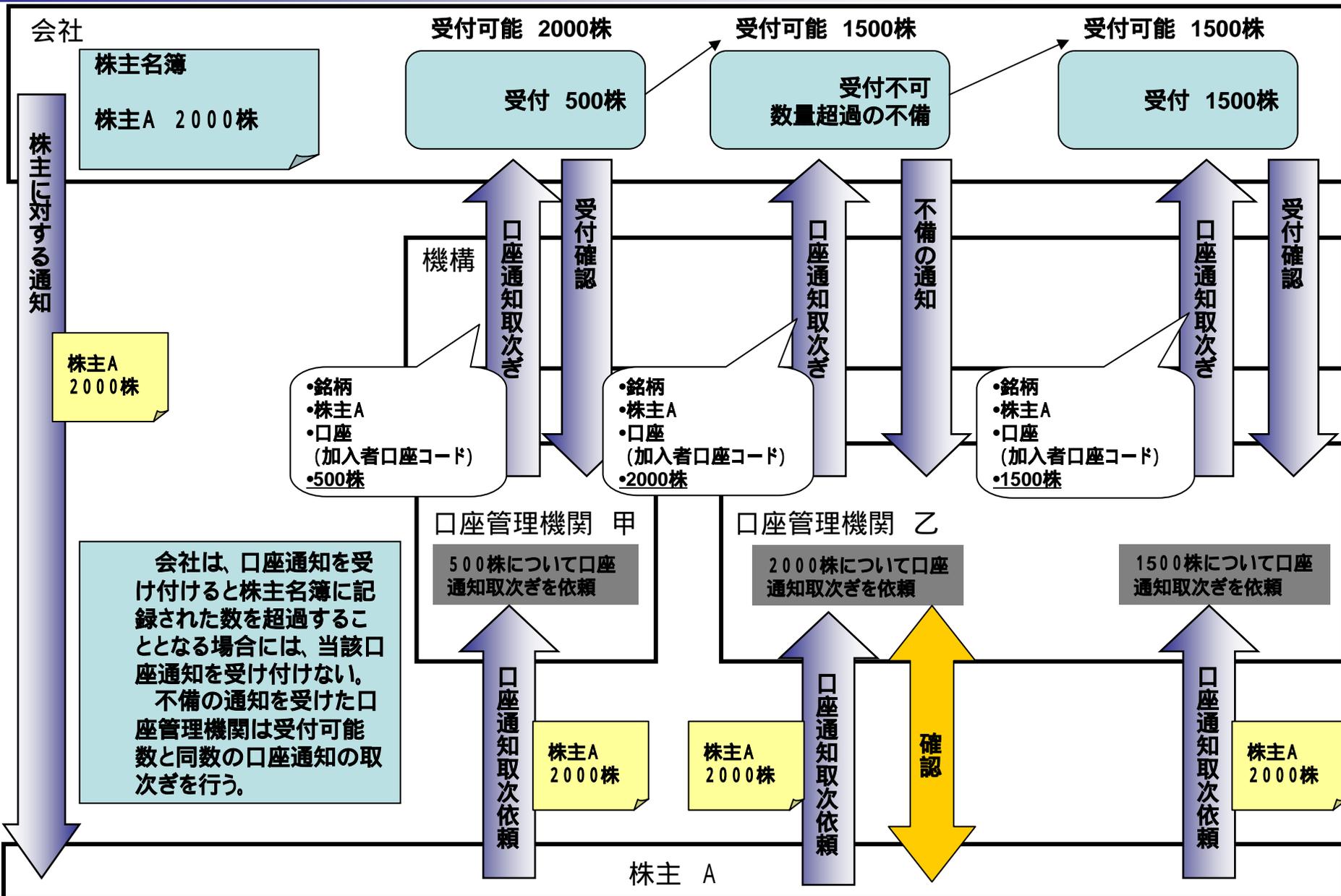
(注2) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。



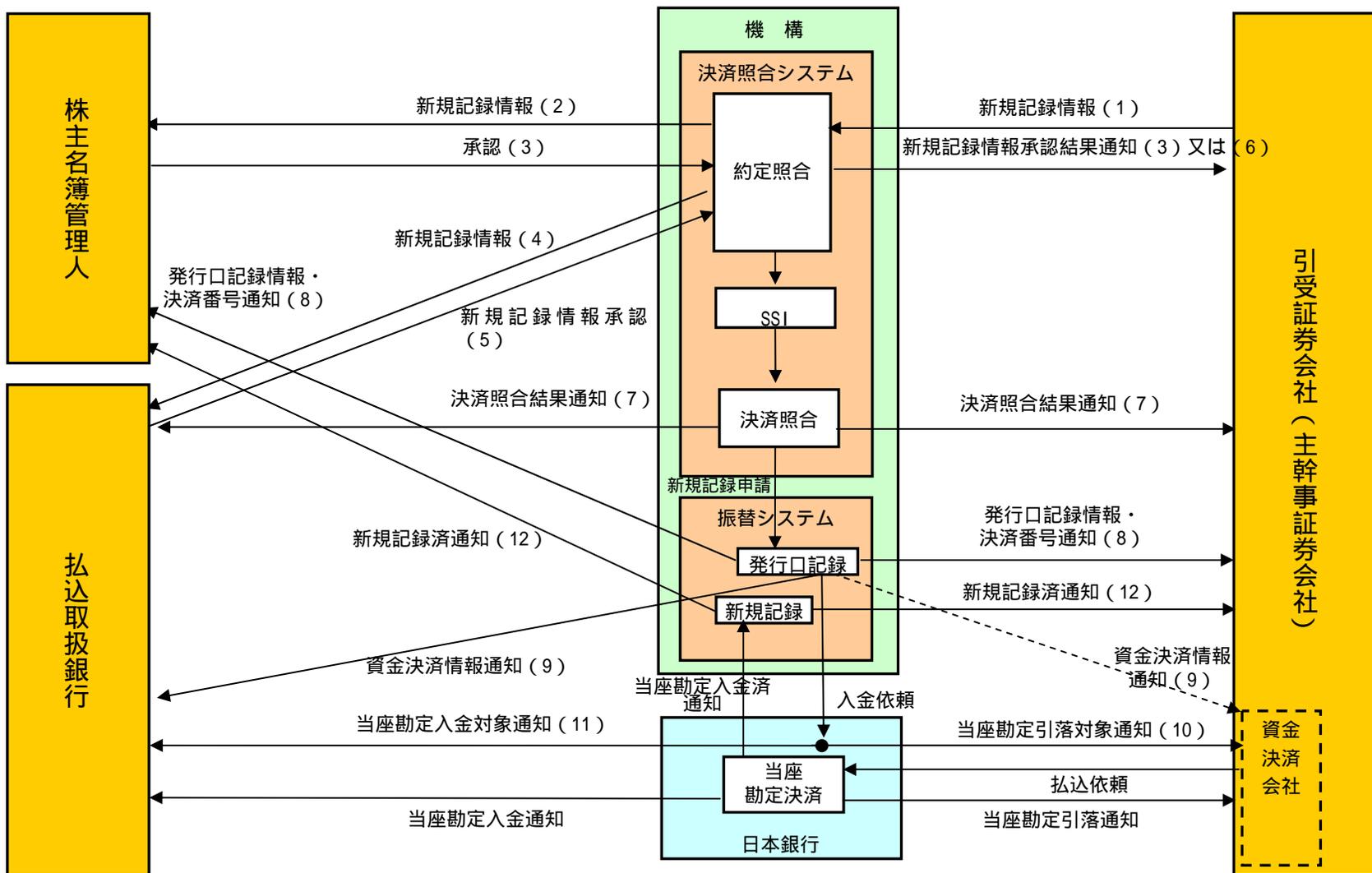
(注1) 「口座通知訂正」は、「口座通知取次ぎ」を取り消し、新たな口座通知取次ぎを入力することにより行う。

(注2) 破線矢印は矢印の始点が終点に直接通知等を行うことを示している。

# 株主名簿に記録された数を超える数についての口座通知を受けた場合の処理(イメージ)



# 振替株式の発行時DVP方式による新規記録の処理(イメージ)



1. 引受証券会社（主幹事証券会社）は、募集開始日に新規記録情報[1]を機構に送信（1）し、機構（決済照合システム）は、株主名簿管理人に対して新規記録情報を送信する（2）。
2. 株主名簿管理人は、機構から送信された新規記録情報の内容を確認し、機構（決済照合システム）に承認データを送信し（3）、機構（決済照合システム）は、株主名簿管理人から非承認された場合のみ引受証券会社（主幹事証券会社）に新規記録情報承認結果を送信し（3）、承認された場合には引受証券会社（主幹事証券会社）に新規記録情報承認結果を送信せず、払込取扱銀行に対して新規記録情報を送信する（4）。
3. 払込取扱銀行は、新規記録情報の送信を受けたときは、これを確認して原則として払込期日の2営業日前の日までに承認データを機構に送信し（5）、機構（決済照合システム）は、引受証券会社（主幹事証券会社）に新規記録情報承認結果を送信する（6）。
4. 機構（決済照合システム）は、新規記録情報に基づき、事前登録された標準決済条件[2]による決済照合結果（機構における新規記録先口座、払込先日銀当預口座等）を引受証券会社（主幹事証券会社）及び払込取扱銀行に通知する（7）。
5. 機構は、新規記録内容を発行口（発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって振替株式としての効果は生じない。）に記録する。
6. 機構は、引受証券会社（主幹事証券会社）及び株主名簿管理人に、発行口記録情報及び決済番号を通知する（8）とともに、払込取扱銀行及び提供を希望する資金決済会社に対し資金決済情報を通知する（9）。
7. 機構は、日本銀行に、払込みに係る入金依頼を送信する。
8. 日本銀行は、機構から入金依頼を受けたときは、日銀ネットにより引受証券会社（主幹事証券会社）（資金決済会社を利用する場合は、資金決済会社。9及び10において同じ。）に当座勘定引落対象通知（10）を、払込取扱銀行に当座勘定入金対象通知（11）を配信する。
9. 引受証券会社（主幹事証券会社）は、新規記録日の10時30分までに日本銀行に払込依頼を送信することにより、日本銀行に対し資金決済を依頼する。
10. 日本銀行は、資金決済が完了したときは、払込取扱銀行に当座勘定入金通知を、引受証券会社（主幹事証券会社）に当座勘定引落通知を配信するとともに、機構に対して当座勘定入金済通知を送信する。
11. 機構は、引受証券会社（主幹事証券会社）の自己口に所要の増加の記録をし、引受証券会社（主幹事証券会社）及び株主名簿管理人に新規記録済通知を送信する（12）。

[1]払込日、決済金額（全額）、手数料、銘柄、払込取扱銀行、引受会社、ファンドコードなど

[2]ファンドコード、決済当事者1（引受会社）、2（払込取扱銀行）、商品区分（株）、決済方法（振込）、決済場所（機構）、連動（DVP）、決済情報（当事者1, 2の決済代理人、証券口座、資金受取人、資金決済口座、口座所在金融機関）など

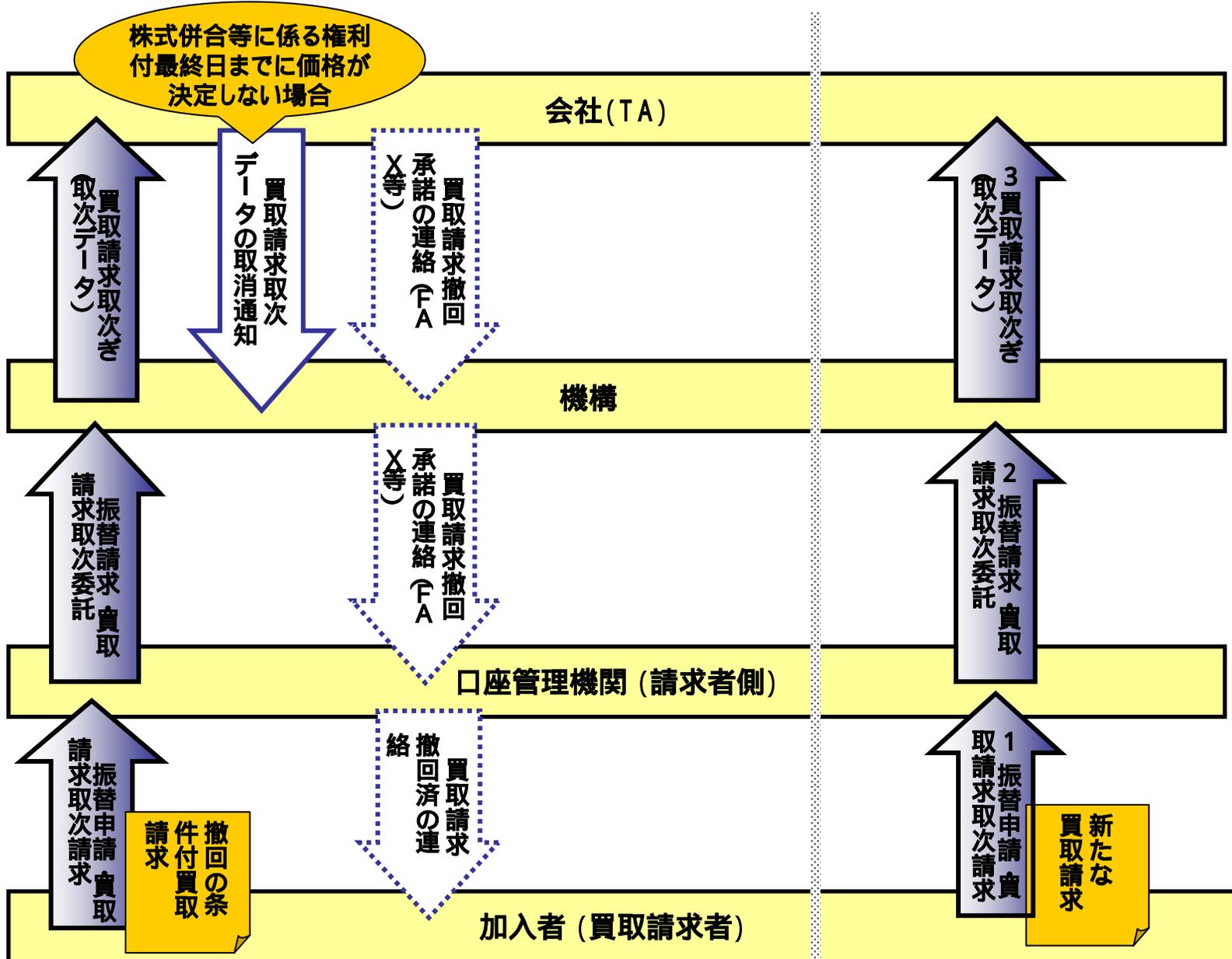
## 口座照会機能の照会時の入力項目(イメージ)

項目	桁数	備考( )
照会する口座の指定(必須入力)		
照会する口座の加入者口座コード	21	
メッセージ欄(任意入力)		
口座照会事由	1	1 振替予定連絡、2 担保受入予定連絡、3 その他
振替に関する事項		
振替の種類	1	1 一般口座移管、2 特定口座移管、3 質入れ、4 譲渡担保差入れ、5 その他振替
振替予定日	8	
渡方機構加入者の機構加入者コード	7	
受方機構加入者の機構加入者コード	7	
振替元口座の加入者口座コード	21	
(氏名又は名称)	未定	
振替先口座の加入者口座コード	21	
(氏名又は名称)	未定	
質権株式の株主又は特別株主の加入者口座コード	21	
銘柄コード	9	(対象は振替株式、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資口、振替優先出資、(ETF))
振替数	8	
取得日	8	(特定口座の移管の場合)
取得価格	12	(特定口座の移管の場合)
銘柄コード	9	
振替数	8	
取得日	8	
取得価格	12	
銘柄コード	9	
振替数	8	
取得日	8	
取得価格	12	
銘柄コード	9	
振替数	8	
取得日	8	
取得価格	12	
株主の生年月日	8	(特定口座の移管の場合)
自由記入欄	未定	

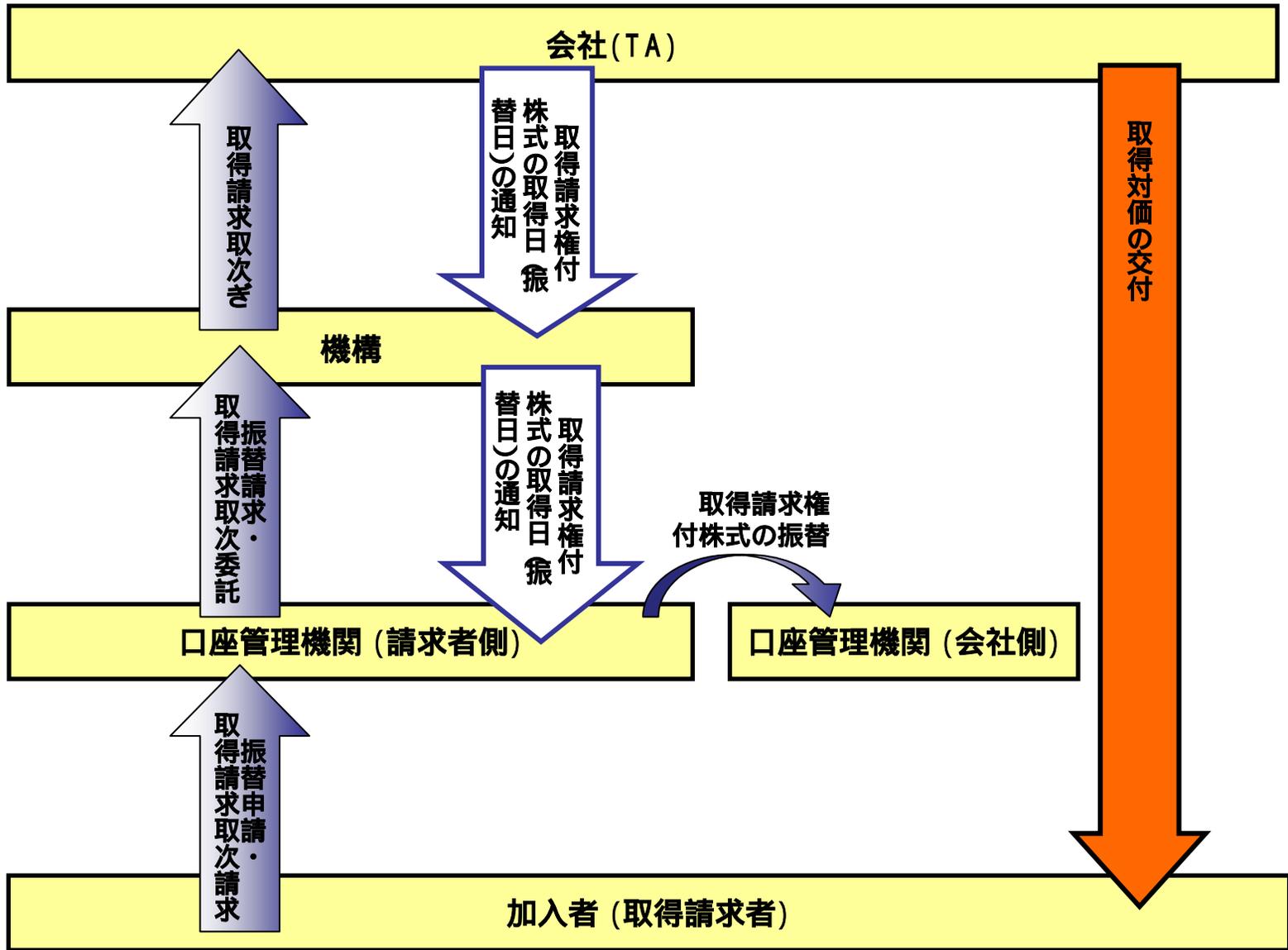
( ) 各項目の詳細はシステム接続仕様書までに関係者で決定する。

# 単元未満株式の買取請求の撤回の承諾についての処理(イメージ)

(買取日が株式併合等の効力発生日以後となる場合)



# 取得請求権付株式の取得請求の処理 (イメージ)



## 外国人保有制限銘柄期中公表の機構ホームページの表示(イメージ)

月 日現在

会社名	銘柄コード	ISINコード	発行総数	外国人直接保有総数	外国人直接保有比率	参考(前期末)						
						発行総数	外国人直接保有総数	外国人間接保有総数	自己株式数	相互保有株式数	単元未満株式数	外国人保有比率
株式会社												

(注1) 日本語表示および英語表示を設けることとする。

(注2) 前期末の参考情報は、機構は発行会社から通知を受けて公表する。

(注3) ホームページ上に注記する期中公表数値についての説明(参考情報である旨など)の文言等については別途検討する。

平 18 全業会第 56 号  
平成 18 年 8 月 31 日

正会員・銀行持株会社会員・準会員  
担 当 者 殿

全 国 銀 行 協 会  
業 務 部

### 株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第 1 版）について

今般、当協会において、「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第 1 版）」（以下、「事務フロー第 1 版」という）を別添のとおり取りまとめましたので、ご連絡申しあげます。

株券電子化については、証券決済制度改革の一環として検討が行われ、平成 16 年 6 月に「社債、株式等の振替に関する法律」を中心とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布され、その後、同法を踏まえ、㈱証券保管振替機構において、株券電子化に伴う振替制度について、証券会社、発行会社、証券代行業者、銀行界等、幅広い関係者が議論に参加し、本年 3 月に「株券等の電子化に係る制度要綱」が取りまとめられました。

銀行界において、以上の株券電子化に関する法制度をめぐる検討にあたっては、証券業務等との関係に加え、株式担保実務の観点から、業務委員会下部株券電子化担保実務検討部会、市場国際委員会下部証券決済制度改革検討部会等において、鋭意検討を行ってまいりました。

今回取りまとめた事務フロー第 1 版は、現在幅広く利用されている株式担保が、株券電子化後においても、担保権設定者、担保権者等利用者にとって引き続き利便性の高いものとなり得るよう、円滑な設定手続について想定されるモデルをもとに、㈱証券保管振替機構、日本証券業協会の協力を得、振替機関や口座管理機関の事務上の問題点について意見交換を行いながら検討を行ってきたものです。各行に置かれましては、株券電子化への移行が 2009 年 1 月に予定されていることを踏まえ、株券電子化に伴う株式担保の利用に支障のないよう留意いただき、本事務フロー第 1 版を一つの参考例として、具体的な行内事務フローの策定等、株券電子化への検討を進めていただきますようお願い申しあげます。

なお、本事務フロー第 1 版は、株券電子化後の株式担保設定について、想定される一例を参考として示したものであり、すべての想定される株式担保設定方法について例示するものではないこと（例えば、担保権者である銀行の新制度への参加形態には、事務フロー第 1 版に示しているような加入者レベルでの参加に限定されるわけでは

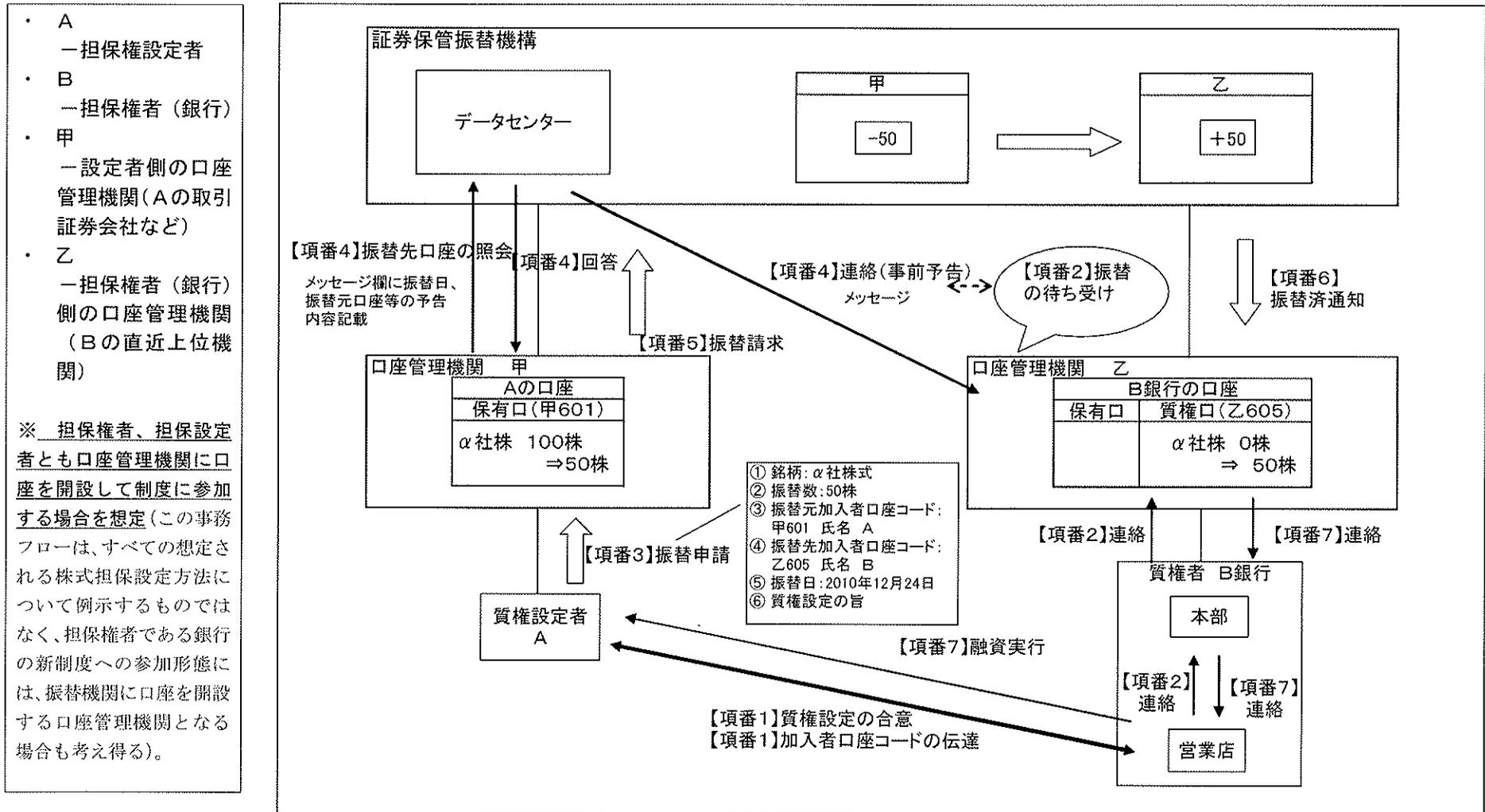
ない)、担保権設定の事務フローは、あくまでも各行において策定されるものであること、また、本事務フローは「第1版」との位置づけであり、今後、株券電子化への移行までの検討を踏まえて、修正・追加等があり得ることにご留意いただき、関係者等とご相談のうえご対応いただきますようお願い申し上げます。

以 上

[本件照会先：全国銀行協会業務部 阿部、大野、石川、福田 03-5252-4310、4714]

平成 18 年 8 月 31 日

株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第 1 版）



	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
1	担保権設定の合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担保権設定者AとB銀行（担保権者）との間で担保権設定の合意をする。具体的にはAはB宛に有価証券担保差入証を差入れる。</li>   <li>○ 振替指定日（例えば2010年12月24日）も決める。</li>   <li>○ 有価証券担保差入証には、現在の実務と同様に担保株式の銘柄と数量が記載される（例えばα社株50株）。</li> <li>○ 担保権設定者Aは、B銀行に対して、口座管理機関甲（例えば、Aの取引証券会社など）に開設している口座の加入者口座コード（甲601）を伝える。</li> <li>○ B銀行は、担保権設定者Aに対し、口座管理機関甲においてAが振替申請する際に提示する書面を交付する。この書面には、B銀行が口座管理機関乙に開設した口座の加入者口座コード（乙605）の記載を含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保は質権と譲渡担保があり得るが、ここでは便宜上質権とする。</li> <li>・ 担保差入証の記載事項については、現行実務と新制度の振替手続、振替依頼書上の記載事項などを踏まえて、実務面、法務面から検討予定。</li> <li>・ 担保差入証の日付を合意日とするか、振替日とするかについて、振替依頼書の日付も含め、差入証の記載事項として検討（振替指定日を確定日に限るか、「成り行き」（○日以降など）を認めるかも要検討事項）。</li> <li>・ 振替指定日の○営業日前迄にAが振替申請を行う等のルールについては要検討事項。</li> <li>・ 担保権者（銀行）は、事前に「振替指定日≠振替制限日」であることをチェックする必要がある。</li>   <li>・ Aの加入者口座コードの担保権者Bへの通知方法としては、有価証券担保差入証に加入者口座コード欄を設けて記入してもらうということも考えられる。</li> <li>・ 当該書面の記載内容、体裁などは、証券会社の実務や振替依頼書のフォームを踏まえ、検討予定（例えば、債務者や融資案件との紐付けのための銀行固有のコードなどを記載する必要が考えられる。この点は、後記【項番4】の事前照会のメッセージ欄の内容を踏まえて検討）。</li> </ul>

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
2	B 銀行から乙への連絡（B 銀行内の処理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ B 銀行は、口座管理機関乙に対して、上記【項番 1】において担保権設定者 A との合意に際し受けた事項を連絡する。</li> <li>○ 連絡事項は               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 振替指定日（上記【項番 1】の例示では 2010 年 12 月 24 日）</li> <li>➢ 銘柄・株式数（上記【項番 1】の例示では、α 社株 50 株）</li> <li>➢ A の加入者口座コード（甲 601）となる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保設定手続においては、上記【項番 1】の担保権設定者 A の対応は営業店単位で行う一方で、株式の振替にかかるオペレーションなどは本店で行うことが考えられる。この場合、担保権設定者 A との合意にかかる情報を営業店と本店の間でどのように伝達するかは、個別銀行の事務によるものの、伝達情報については左記の口座管理機関乙へ伝達する情報は必須になるので、留意。</li> <li>・ 債務者と担保提供者が異なることもある点に注意。</li> <li>・ 口座管理機関乙は、B 銀行からの情報伝達により、口座管理機関甲からの振替の「待ち受け」が可能となる。この連絡事項には、紐付けのための固有コード等（上記【項番 1】留意事項参照）も考えられる。</li> <li>・ 乙は、B 銀行から連絡を受けた事項について、後記【項番 3】の甲によるデータセンター機能を利用した振替先口座の照会手続によって予め確認が可能となる（「裏を取る」ことができる。実質的な照合作業）。</li> </ul>
3	A から甲への振替申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ A は上記【項番 1】で合意した内容に基づき、甲に振替申請を依頼する。</li> <li>○ 上記【項番 1】の例示では、振替日：2010 年 12 月 24 日、α 社株 50 株、A の加入者口座コード（甲 601）、B 銀行の加入者口座コード（乙 605）、および質権設定の旨伝えることとなる。</li> <li>○ この際、A は甲に対し、上記【項番 1】の B 銀行が A に交付した書面（B 銀行の加入者口座コード等記載）を提示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保設定完了までの通常所要（必要）日数の明示については、現状の振替の実務よりも極力短縮される方向で検討（現状 4 営業日程度）。</li> <li>・ B 銀行が A に交付した書面を、甲に対して提示する取扱いについては、情報伝達に漏れないよう、証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。</li> </ul>

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
4	甲による事前照会手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 甲は証券保管振替機構に振替先口座（乙におけるB銀行の口座）の有無の照会を行う。</li> <li>○ 証券保管振替機構は、甲からの照会を受けたときは、乙に照会内容を通知する。</li> <li>○ この通知に付随するメッセージが振替の事前予告となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の事前の照会通知により、乙（および乙を通じてB銀行）は、Aから甲に対し、上記【項番1】の合意にもとづく振替申請が行われていること、担保設定のための振替請求が行われることが分かるとともに、振替内容の確認、B銀行内での融資実行の準備等の対応が可能となる。</li> <li>・ 仮に、左記照会通知が来ないことにより、Aによる振替申請が遅れていることが判明した場合などにおいては、「Aに振替申請の実行を促す」とする取扱いにより、手続を進めることが可能となる（【項番1】の留意事項のように「振替指定日の○営業日までにAが振替申請を行う」旨差入証上で合意しておくのも一つの考え方）。</li> <li>・ Aからの振替申請があった場合に、甲からの本照会については、原則として遅滞なく行うことで検討（遅くとも、後記【項番5】の振替日の前営業日に行われる必要がある）。</li> <li>・ 乙に対する照会内容の通知について、メッセージ欄をどのように使うかについては、要検討。</li> </ul>
5	甲による振替請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 甲は振替機関宛に振替請求を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則としては、融資実行日の前営業日までに振替を完了させる方向で検討。</li> <li>・ 融資実行日当日の振替請求を希望する場合の振替申請のカットオフタイムの設定については、証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。</li> </ul>

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
6	乙による振替確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙では振替通知によって、当該振替が完了したことを確認し、B銀行の質権口に記載する。</li> <li>○ その際、当該振替通知の銘柄、株数、B銀行の加入者口座コード（乙 605）、Aの加入者口座コード（甲 601）などにより、振替先口座の確認を行うとともに、上記【項番 2】においてB銀行より連絡された取引内容との一致の有無を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保権設定の効力は、当該記録（口座管理機関乙に設置された振替口座簿上でのBの質権口へ残高の記録）により生ずる。</li> <li>・ 設定者の加入者口座コードも引き続き記録（保有）しておく必要はあると思われる。</li> <li>・ 乙は同時にデータセンターにアクセスして、設定者Aの加入者口座コード番号（甲 601）からAの住所・氏名情報を入手することが可能。</li> </ul>
7	乙からB銀行への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は当該振替完了の旨をB銀行に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行は、Aの加入者口座コード等によって、債務者・融資案件との紐付きを確認することとなる。</li> </ul>

## 2．データセンター分科会における検討状況について

### 第15回

- 1．今後の検討の進め方について
- 2．接続仕様の確定に向けた検討事項について

### 第16回

- ・ 接続仕様の確定に向けた検討事項に対するメンバー各社の意見及び方向性について

### 第17回

- ・ 接続仕様の確定に向けた検討事項に対するメンバー各社の意見及び方向性について（前回からの続き）

以 上

## 接続仕様の確定に向けたデータセンター分科会における検討状況について

項 目	内 容	備 考
<p>1. 加入者情報関係            (1) 加入者情報の通知項目に関する取扱い</p> <p>a. 加入者の郵便番号の変更</p> <p>b. 常任代理人又は法定代理人の郵便番号</p> <p>c. 外国人株主の既存のカナ定訳</p> <p>d. 加入者の口座が複数の者に共有されている場合の取扱い</p>	<p>「制度要綱 第1 総則 . 機構における加入者情報等の管理」及び「制度要綱 参考資料編 資料5 - 1 機構に対する加入者情報の通知及び機構における名寄せ等に係る事務処理の骨子」に係る細目の検討。</p> <p>口座管理機関は、その加入者から郵便番号の変更に係る届出を受けたときには、機構にその内容を通知する。</p> <p>口座管理機関は、常任代理人又は法定代理人の住所の通知に際して、これらに係る郵便番号を通知する。</p> <p>口座管理機関は、外国人株主について、国内で利用するカナ定訳があるときは、当該カナ定訳を加入者情報データに含めて機構に通知する。</p> <p>口座管理機関は、加入者の口座が複数の者によって共有されている場合(共有関係を示す名称(法人格のない団体の名称)により口座が開設されている場合)であって、当該団体に係る加入者情報の通知を行うことが適当である場</p>	<p>加入者が、新たに事業所別郵便番号の設定を受けた場合等が想定される。</p> <p>2006年5月付「システム概説書」第1版に反映済み。</p> <p>特別口座(典型的には、登録单元未満株式に係る口座)と、常任代理人の開設する口座の名寄せを確実にを行うため、制度移行時に存在する「カナ定訳」について、データ授受を行うものとする。</p> <p>制度要綱参考資料編の記述を一部修正する。 資料2 - 1 参照。</p>

項 目	内 容	備 考
e . 住所情報のコード化 ができない場合の取扱い	<p>合を除く。)の加入者情報の通知に際しては、共有者全員の氏名、共有代表者である者の氏名及び住所を含む単一のレコードを機構に通知するものとする。</p> <p>上記の方法によって加入者情報の通知が行われた口座を振替元口座又は振替先口座として、同一の加入者の間で振替株式等の移管が行われる場合の運用上の取扱いについては、今後、関係者において検討する。</p> <p>口座管理機関は、加入者情報中の住所が、昭和 52 年 3 月以前に届け出られたものである場合など、町・字コード化が不能なものであるときは、加入者情報の通知に際して、その旨を機構に通知する。</p> <p>機構は、町・字コード化が不能である旨の通知のある加入者情報については、当該加入者情報の受付時に町・字コード化ができない場合でも、加入者口座情報として登録を行う。</p>	<p>所在不明の顧客(特別口座の名義人となる所在不明株主を含む。)等について、町・字コード化ができない住所が存在すると想定される。</p>
f . 加入者口座コードの 付番ルール	<p>口座管理機関は、少なくとも、振替口座簿の法定保存期間である 10 年間については、廃止された加入者の口座に係る(使用済みの)加入者口座コードと同一の番号を、他の加入者の口座に係る加入者口座コードとして使用しないものとする。</p>	<p>同一の加入者(顧客)について、加入者口座コードを再使用することは差し支えない。</p> <p>加入者口座コードの付番に際しての運用上の取扱いについては、今後、関係者において検討する。</p>
g . 市町村合併等により 株主等通知用データの 住所に変更の必要が生 じた場合の取扱い	<p>機構は、市町村合併等に伴って株主等通知用データ中の住所情報に変更の必要が生じた場合には、機構の定める要件に該当するものについて、会社からの事前の包括的な委託に基づき、「町・字コード」の更新履歴データ(新旧紐付け情報)を利用した置換えの処理を行うものとする。</p>	<p>機構は、株主等通知用データの更新処理結果を、「株主情報の変更情報」として会社に通知するとともに、「加入者情報更新済通知」とし</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 機構における名寄せ処理</p> <p>a . 口座管理機関が加入者情報確認依頼通知を受信した場合の取扱い</p> <p>b . 会社による名寄せ結果に係る確認請求の手続</p> <p>c . 瑕疵のある加入者情報の訂正に係る事務処</p>	<p>口座管理機関は、機構における住所情報の変更の有無にかかわらず、自らの判断により、加入者から届出のあった住所について市町村合併等による変更を反映したときは、当該内容を「加入者情報データ(変更)」として機構に通知するものとする。</p> <p>口座管理機関は、機構から「加入者情報確認依頼通知」を受信したときは、加入者からの届出内容を参照するなどして、加入者情報が適正に機構に通知されているかを確認したうえで、原則として、「加入者情報確認依頼通知」の受信日の翌営業日までに、その確認結果(加入者情報の訂正の要否)を機構に通知するものとする。</p> <p>会社は、機構の定める書式により、確認対象となる株主の株主等照会コードを示して、機構に確認請求を行う。</p> <p>口座管理機関は、一の加入者について、他の加入者との取違い等の事情により、瑕疵のある加入者情報を機構に通知した場合であって、当該通知を行</p>	<p>て、口座管理機関に通知する。 資料2 - 2 参照。</p> <p>機構は、口座管理機関に対する「加入者情報確認依頼通知」の送信を、口座管理機関から通知された加入者情報が類似データ抽出条件に該当した場合、又は、会社等から機構における名寄せ状況の確認を受けた場合であって、機構が口座管理機関への確認の依頼を必要と認めたとときに行う。 資料2 - 3 参照。</p> <p>機構からの確認結果の通知も書面により行う(システム処理は行わない。) 資料2 - 3 参照。</p> <p>口座管理機関は、機構から「加入者情報確認依頼通知」を受信した場</p>

項 目	内 容	備 考
<p>理</p> <p>d . 名寄せ禁止の取扱い</p> <p>( 3 ) 加入者情報更新済通知の取扱い</p>	<p>った日の翌営業日以降にその内容を訂正しようとするときは、書面により機構にその旨及び訂正内容その他の機構が定める事項を申し出るものとする。</p> <p>機構は、加入者情報に含まれるすべての名寄せキー項目が同一でありながら別人格である複数の者が、口座管理機関からそれぞれ口座の開設を受けている状況にあると認めるときは、これらの者に係るすべての加入者口座情報に「名寄せ禁止フラグ」を付し、名寄せ処理の対象から除外するとともに、その旨を、口座管理機関を通じて、これらの者にその旨を通知する。</p> <p>機構は、一の口座管理機関から通知された加入者情報等に基づいて、株主等通知用データの更新を行ったときは、当該株主等通知用データのうちの振替口座簿記録事項に相当する事項(加入者の氏名又は名称、加入者の住所(郵便番号を含む。))及び加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるか否かの別の3項目。以下同じ。)及び配当金の受領方法に係る登録内容について、その変更後の内容を「加入者情報更新済通知」として、当該加入者と同一の者</p>	<p>合であって、加入者からの届出内容等を参照した結果、機構に通知した加入者情報に瑕疵があると認められた場合にも、書面により訂正の申告を行うものとする。</p> <p>資料2 - 3 参照。</p> <p>口座管理機関は、機構において名寄せ処理の対象から除外された加入者から、改姓・住所変更等の届出を受けたときは、当該加入者に必要な確認を行うものとする。この場合において口座管理機関は、名寄せの対象から除外すべき事情が解消されたことが判明したときは、速やかにその旨を機構に通知する(機構は、当該通知に基づいて「名寄せ禁止フラグ」を解除する。)</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 口座管理機関による加入者情報の照会	<p>のために口座を開設する他の口座管理機関に通知する。</p> <p>機構は、口座管理機関が、自らの加入者に係る情報の照会を行った場合にあっては、自らの通知に基づいて機構が登録した加入者口座情報の内容(のすべて)並びに株主等通知用データ中の振替口座簿記録事項に相当する事項、特別口座の開設を受けているか否かの別、配当金の受領方法に係る登録内容及び株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている場合にはその旨に関する情報を、当該口座管理機関に提供する。</p> <p>機構は、口座管理機関が、自らの加入者のために開設する口座に記録された振替株式等の質権設定者又は担保権設定者である株主に係る情報の照会を行った場合にあっては、株主等通知用データ中の振替口座簿記録事項に相当する事項を、当該口座管理機関に提供する。</p>	<p>口座管理機関による加入者情報の照会に際して、加入者の住所情報は、(町・字コードによりコード化された形式ではなく)すべて文字情報として提供する。</p>
(5) 口座管理機関の合併等に係る処理	<p>口座管理機関は、合併、営業譲渡、支店の統廃合、区分口座の新設又は支店間の顧客移管等の事情により、その加入者に対して付番する加入者口座コードを変更する必要があるときは、あらかじめ「加入者口座コード変更通知」によりその旨を機構に申し出ることができる。</p> <p>機構は、口座管理機関から「加入者口座コード変更通知」を受けたときは、その変更予定日の前営業日において、当該通知に基づいて株主等通知用データと加入者口座情報を更新する(この場合、口座管理機関は、加入者情報の再通知を要しない。)</p>	<p>資料2 - 4 参照。</p>
(6) 非居住者である加入者の上位機関である常任代理人の異動時における	<p>非居住者である加入者は、その常任代理人を変更しようとするとき(旧常任代理人の管理に属した振替株式の全部を新常任代理人の管理に移管するとき)は、あらかじめ、その口座ごとに会社に対する常任代理人の変更の届出</p>	<p>資料2 - 5 参照。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>株主の権利確保</p> <p>2. 総株主通知関係</p> <p>(1) 総株主通知に係る事務処理</p> <p>a. 株主確定日の設定禁止期間の取扱い</p> <p>b. 登録済み加入者データの取扱い</p> <p>c. 株主確定日の翌営業日(R+1日)における総株主報告データの送信時間帯の確保</p>	<p>の取次ぎを、直近上位機関に請求するものとする。</p> <p>「制度要綱 第2 振替株式 . 総株主通知の手続」及び「制度要綱 参考資料編 資料23-2 総株主通知に係る日程等について」の細目の検討。</p> <p>株式等の振替制度への移行時における株主確定日の設定禁止期間は、原則として、中7営業日とする。なお、株主確定日の株主に付与される権利の内容等に応じて、設定禁止期間を延長する場合があるものとし、具体的な取扱いについては、会社法下における実務の進展を踏まえて、今後検討するものとする。</p> <p>機構は、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に口座管理機関に通知する「登録済み加入者データ」の対象として、前回の総株主通知に係る総株主通知日程案内のとき以降に、機構が受信した「加入者情報データ(新規登録)」に係る加入者口座コードを通知する。</p> <p>口座管理機関は、株主確定日の翌営業日における特別株主管理事務委託先確定処理の終了時(午後3時予定)から午後8時までの時間帯において、総株主報告データを送信できるものとする。</p>	<p>株主確定日の設定禁止期間については、同一の会社の発行する株式等であっても、銘柄が異なる場合には適用しない。</p> <p>差分の抽出は、登録済み加入者データの通知日を基準として行う(制度要綱参考資料編の記述を一部修正する。)</p> <p>変更データの受信分等については通知の対象としない。</p> <p>可能な限り、送信時間帯を確保することで、報告遅延の発生を防止する。</p> <p>特別株主管理事務委託先確定処理において、データが不一致となっ</p>

項 目	内 容	備 考
d．報告遅延機関に関する取扱い	<p>機構は、所定の期限までに、総株主通知の対象となる加入者の加入者情報を通知しなかった口座管理機関（以下「加入者情報未通知機関」という。）があるとき、又は、全部又は一部の「総株主報告データ」を機構に通知しなかった口座管理機関（以下「報告遅延機関」という。）があるときは、会社（株主名簿管理人）等に対して、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に、ファイル伝送により、総株主通知を延期する旨の「通知日程延期通知」を通知し、別に書面等により、加入者情報未通知機関又は報告遅延機関の名称その他の事項を通知するものとする。</p>	<p>た口座管理機関を除く。</p> <p>2006年5月付「システム概説書」第1版の内容を一部修正。 資料2 - 6参照。</p>
e．総株主通知における株主情報の取扱い	<p>機構は、総株主通知における株主情報を、原則として、株主確定日において機構に登録された株主等通知用データに基づいて会社に通知するものとする。</p>	<p>口座管理機関は、原則として、株主確定日の前営業日までに、総株主通知によって会社に通知されるべき加入者に係る加入者情報を機構に通知するものとする。 資料2 - 7参照。</p>
f．総株主通知における住所情報の取扱い	<p>機構は、国内に居住する株主について、住所の前半部分（町・字コード化対象部分）を、コード化された形式で会社（株主名簿管理人）に通知するものとする。</p>	<p>総株主通知以外の事由により、株主の住所を機構が通知する場合についても、同様に扱う。</p>
g．総株主報告データの訂正に関する取扱い	<p>口座管理機関は、株主確定日の翌営業日及びその翌営業日（R+2日）において、機構に通知した「総株主報告データ」の訂正を要する事情が生じたときは、銘柄ごとに訂正後の「総株主報告データ」を、機構に通知するものと</p>	<p>口座管理機関は、日々の株式数の照合等を通じて、総株主報告データの適正な作成、通知に努める。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>( 2 ) 株主情報の変更情報等の通知</p> <p>a . 株主情報の変更情報の通知</p> <p>b . 株主等照会コード変更通知</p> <p>( 3 ) 株主名簿管理人の変更等</p>	<p>する。</p> <p>総株主通知日 ( R+3 日 ) 後の訂正は、原則として不可とする。</p> <p>機構は、総株主通知後における株主情報の変更情報を、毎営業日における株主等通知用データの更新内容に基づいて、随時、会社に通知するものとする。</p> <p>機構は、口座管理機関から通知された「加入者情報データ ( 変更 ) 」に基づいて更新した加入者口座情報が、登録済みの株主等通知用データとの間で名寄せの条件を充たしたとき、又は、機構が登録済みの株主等通知用データについて名寄せの解除を実施したときは、株主等照会コードを変更した旨その他の機構が定める事項を会社に通知するものとする。</p> <p>機構は、新株主名簿管理人が旧株主名簿管理人から承継した旧株主名簿管理人に係る株主等照会コードについて、新株主名簿管理人からの請求に基づき、新株主名簿管理人に係る株主等照会コードとの紐付け情報を提供する。</p>	<p>資料 2 - 8 参照。</p> <p>2006 年 5 月付「システム概説書 ( 第 1 版 ) 」の記載を変更する。</p> <p>株主情報の変更情報の通知には、変更の対象となった株主に係る株主等通知用データのすべて ( 総株主通知に際して会社に通知される事項に限る。 ) を含めるものとする。</p> <p>資料 2 - 3 参照。</p> <p>請求及び提供は、ファイル伝送を利用して行う。</p> <p>旧株主名簿管理人から承継する株主等照会コードには、直前の総株主通知に含まれる株主のほか、未払配当金に係るものなども含まれる</p>

項 目	内 容	備 考
<p>3. 個別株主通知関係</p> <p>(1) 増減履歴の対象期間の取扱い</p> <p>(2) 調整株式数の記録を行った場合の増減履歴の取扱い</p> <p>(3) 個別株主報告データの送信が遅延した場合の取扱い</p>	<p>「制度要綱 第2 総則 . 個別株主通知の手続」及び「制度要綱 参考資料編 資料2 4 - 2 個別株主通知に係る日程等について」の細目の検討。</p> <p>機構は、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受信する都度、その申出受付日の前営業日から機構が定める日数(6ヶ月に振替法第154条第2項の「政令で定める期間」を加算した日数)を遡る期間を、個別株主通知に係る増減履歴の対象期間として、受信日の翌営業日に申出受付機関及び報告依頼先機関に通知するものとする。</p> <p>口座管理機関は、調整株式数の記録日又は株式併合等の効力発生日が個別株主通知に係る増減履歴の期間に含まれるときは、記録日ベースで増減履歴を作成し、別に効力発生日に係る情報を機構に通知する。</p> <p>機構は、申出受付機関又は報告依頼先機関からの個別株主報告データの送信が遅延したときは、申出受付機関及び報告依頼先機関に「個別株主通知延期通知」を送信するものとする。</p>	<p>と想定される。</p> <p>制度要綱参考資料編の記述を一部修正する。</p> <p>機構による期間の指定は、申出受付日の前営業日から機構が定める日数を遡った日を増減履歴の対象期間の初日とし、申出受付日の前営業日を当該期間の末日とする形式で行う。</p> <p>機構から会社に対する個別株主通知においても同様に取り扱う(会社からの情報提供請求(全部情報)に基づく振替口座簿記録事項の提供に際しても同様とする。)</p> <p>資料2 - 9 参照。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>4 . 情報提供請求関係</p> <p>( 1 ) 株主の氏名又は名称及び住所による請求の取扱い</p> <p>( 2 ) 請求取次先機関からの報告の遅延</p> <p>( 3 ) 機構加入者による情報提供請求</p>	<p>「制度要綱 第2 振替株式 . 振替口座簿の情報提供請求の手續」及び「制度要綱 参考資料編 資料2 5 - 2 会社による情報提供請求に係る日程等について」の細目の検討。</p> <p>会社が、氏名又は名称及び住所によって請求の対象となる加入者を指定する形式により、機構に振替口座簿の情報提供請求を行う場合の具体的な取扱いについては、情報提供請求の「正当な理由」に関する関係者の検討を踏まえて検討するものとする。</p> <p>機構は、請求取次先機関の全部又は一部から、「情報提供請求（全部情報）」に係る「振替口座簿記録事項報告データ」を、あらかじめ会社に通知した提供予定日の前営業日までに受信できなかったときは、会社に「情報提供延期通知」を送信するものとする。</p> <p>機構は、請求取次先機関の全部又は一部から、「情報提供請求（部分情報）」に係る「対象加入者保有株式数報告データ」を、請求受付日当日の機構が定める時限までに受信できなかったときは、会社に「情報提供未了通知」を送信するものとする。</p> <p>機構は、機構加入者からの請求に基づく振替口座簿記録事項の提供を、原則として、書面によって行うものとし、PDFファイルの形式による提供を別に想定する。</p>	<p>氏名又は名称及び住所による請求は、株主名簿管理人の設置する加入者情報Web端末を通じて行う。</p> <p>資料2 - 1 0 参照。</p> <p>機構加入者に対する口座処理明細データ等の通知は、情報提供請求とは異なる枠組みで行う。</p>
<p>5 . 配当金関係</p>	<p>「制度要綱 第2 振替株式 . 配当金の取扱い」及び「制度要綱 参考資料編 資料2 7 振替制度下における配当金の受払いスキームに係る事務処理の骨子」の細目の検討。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>( 1 ) 共通事項等 ( 株式数比例配分方式以外の配当金振込指定の取扱いを含む。)</p> <p>a . 郵便貯金口座の取扱い</p> <p>b . 口座確認の実施要否</p> <p>c . 金融機関の支店統廃合等に係る対応</p>	<p>加入者は、配当金振込指定の単純取次ぎの請求を行う場合には、振込先口座として郵便貯金口座を指定できるものとする ( すべての会社において、郵便貯金口座への振込みによる配当金の支払いを採用しているわけではないため、登録配当金受領口座方式において、郵便貯金口座を指定することはできないものとする。 )</p> <p>口座管理機関は、加入者から郵便貯金口座を振込先口座として指定する内容の配当金振込指定の取次ぎ請求を受けたときは、加入者の指定する銘柄を発行する会社が、郵便貯金口座への振込みによる配当金の支払い方法を採用しているか否かを確認するものとする。</p> <p>現行の取扱いにおいて、会社による口座確認は省略されていることから、口座管理機関に対しても、これを義務付けない。</p> <p>機構は、金融機関の支店統廃合等により、株主等通知用データに含まれる加入者の登録配当金受領口座に変更の必要が生じたときは、株主名簿管理人から通知された「登録配当金受領口座変更データ」により、株主等通知データの更新を行うものとする。</p>	<p>会社 ( 株主名簿管理人 ) は、株主に対する配当金の支払方法として、郵便貯金口座への振込みを採用したときは、速やかに、機構にその旨を通知する ( 機構は、郵便貯金口座への振込みを採用する会社の一覧を、あらかじめ口座管理機関に通知する。 )</p> <p>口座管理機関が取次ぎを行ったものについて、振込不能が極端に増加する等の状況が生じたときは、改めて検討するものとする。</p> <p>資料 2 - 1 1 参照。</p>

項 目	内 容	備 考
d . 配当金以外の金銭の 交付に係る取扱い	<p>口座管理機関は、その加入者からの配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときに、配当金以外の金銭の交付についても同一の口座に振込むことにつき、加入者から同意を得るものとする。</p>	<p>加入者からの同意の取得に係る具体的な実務上の取扱いについては、今後、関係者において検討する。</p> <p>実務上の運用については、合併等に係る対価の柔軟化に向けた会社法の適用に際しての実務界の検討を、適宜反映する。</p>
e . 配当金振込指定の単 純取次ぎの受付	<p>口座管理機関は、その加入者から銘柄を指定した配当金振込指定の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該加入者の口座に配当金振込指定の対象となる銘柄についての数の記録があるときは、当該銘柄の直前の総株主通知に係る株主確定日において、当該銘柄についての数の記録がなかった場合でも、当該取次ぎの請求を受け付けるものとする。</p> <p>機構は、口座管理機関から「配当金振込指定取次ぎデータ」を受信する都度、振込先指定加入者の氏名又は名称その他の情報を含む「配当金振込指定データ」を、指定された銘柄を発行する会社に通知する。</p>	<p>制度要綱参考資料編における「配当金振込指定データ」の内容に係る記述を一部修正する。</p> <p>資料2 - 12 参照。</p>
( 2 ) 株式数比例配分方式 関係 a . 株式数比例配分方式 非取扱機関がある場合 の処理	<p>株式数比例配分方式非取扱機関は、あらかじめ、区分口座ごとに受任の可否の届出を行い、機構の承認を得るものとする。</p> <p>機構は、一の加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている場合には、他の口座管理機関から通知された加入者情報に、株式数比例配分方式を利用する旨の情報が含まれる場合でも、株主等通知用データを更新せず、既存のデータを有効とする。</p>	

項 目	内 容	備 考
b . 株式数比例配分方式を利用する株主の特定の時期	<p>会社は、配当基準日に係る総株主通知において会社に通知された内容に基づいて、株式数比例配分方式を利用する株主を特定するものとする。</p>	<p>制度要綱参考資料編における記述を一部修正する(機構と会社との間の「配当金支払方法確定日データ」及び「株式数比例配分方式利用株主数データ」の授受の取止めを含む。)</p> <p>口座管理機関は、株式数比例配分方式を利用する場合には、配当基準日以降の配当金の受払方法の変更は反映されない旨をその加入者に周知する。</p>
c . 配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データの訂正に関する取扱い	<p>会社(株主名簿管理人)は、機構に対して通知した「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」中の配当金支払開始日又は配当金支払予定額等を変更すべき事情が生じたときは、速やかに訂正後の「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」を機構に通知するものとする。</p> <p>機構は、口座管理機関に対する「配当金入金予定額明細データ」の通知を、配当金支払開始日の3営業日前の日に行う。</p>	<p>会社は、株式数比例配分方式による配当金の支払いに関して必要となる追加的な事務処理を考慮して、配当金の支払いに係る日程管理を行うものとする。</p> <p>資料2 - 13参照。</p>
d . 株式数比例配分方式の実施可否並びにその実施の時期	<p>機構は、振替制度下における配当金の受払いスキームとして、株式数比例配分方式を導入するものとし、会社(株主名簿管理人)及び口座管理機関(機構の承認を得た株式数比例配分方式非取扱機関を除く。)は、所要の事務及びシステム環境の整備を行うものとする。</p> <p>株式数比例配分方式の実施時期については、登録配当金受領口座方式との</p>	

項 目	内 容	備 考
6. その他 (1) 株式懇話会の統一指 針の修正依頼	<p>同時期の実施を念頭に、本年 10 月中旬を目途に決定するものとする。</p> <p>接続仕様の確定後において、「外国株主に関する統一取扱指針」及び「株式配当金支払事務取扱要領」等の要改正点について検討及び意見集約を行い、株式懇話会及び全国銀行協会への要望を行う。</p>	

以 上

## 加入者の口座が複数の者によって共有されている場合の加入者情報の通知等に関する取扱い

加入者の口座が複数の者によって共有されている場合（共有関係を示す名称（法人格のない団体の名称）により口座が開設されている場合であって、当該団体に係る加入者情報の通知を行うことが適当である場合を除く。）の加入者情報の通知に際しては、口座管理機関は、共有者全員の氏名、共有代表者である者の氏名及び住所を含む単一のレコードを機構に通知するものとする（制度要綱 参考資料編 資料5 - 1の記述を一部修正する。）

## 【データ設定例】

区分	加入者口座コード	氏名	カナ氏名	住所	生年月日	代表者の氏名	代表者のカナ氏名
共有	11111-60-11111	山田 太郎 山田 次郎 山田 三郎	ヤマダ タロウ ヤマ ダ ジロウ ヤマダ サブロウ	東京都中央区 日本橋茅場 町・・・	19510101	山田 太郎	ヤマダ タロウ

- 加入者情報データの通知等に係る留意点（詳細については、今後の実務運用に係る検討に際して取扱いを決定する。）
  - 共有者の氏名又はカナ氏名の通知に際しては、共有者ごとに氏名を区切るものとする。
  - 住所、生年月日については、共有代表者に係るものを通知するものとする（生年月日については、その取得が困難である場合として機構が認める場合を除く。）
  - 口座管理機関は、共有者の氏名又はカナ氏名の通知に際して、機構の定めるデータ長（240バイトを予定。）を超えることとなるときは、あらかじめ機構にその旨の通知を行い、機構の指示に従って加入者情報の通知を行うものとする（この場合において、口座管理機関は、機構に通知すべき「加入者情報データ」に、加入者の氏名又はカナ氏名について「桁あふれ」が生じている旨を付記するものとする。）
- 機構における名寄せ処理等に関する取扱い
  - 機構は、共有である旨が示された加入者情報の通知を受けたときは、「氏名」、「カナ氏名」、「（共有代表者の）住所」、「（共有代表者の）生年月日」、「共有代表者の氏名」及び「共有代表者のカナ氏名」の一致をもって、名寄せの判定を行う。

- ・ 機構は、共有である旨が示された加入者情報の通知を受けたときは、「(共有代表者の)住所」(町・字コード化対象部分)、「(共有代表者の)生年月日」、「共有代表者のカナ氏名」(カナ氏名による有意な比較が困難であるときは、「共有代表者の氏名」)の一致により、類似データの抽出を行う。
- ・ 機構は、共有である旨が示された加入者情報の変更の通知を受けた場合であって、当該変更の通知が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該加入者情報に係る株主等通知用データについて一旦名寄せを解除し(当該株主等通知用データについて、3以上の加入者口座情報が名寄せされているときは、当該変更の通知に係るもののみ名寄せを解除する。)変更内容を反映後の加入者口座情報について、再度、他の株主等通知用データとの名寄せ判定の処理を行う。
  - イ。「共有者の氏名」又は「共有者のカナ氏名」の変更
  - ロ。「共有代表者の氏名」又は「共有代表者のカナ氏名」の変更

### 3. 総株主通知等に係る取扱い

- ・ 機構は、株主等通知用データに登録された内容に基づいて、会社(株主名簿管理人)に対する総株主通知、個別株主通知又は情報提供請求に基づく振替口座簿情報の提供等に係る事務の処理を行う。この場合において、共有者の氏名又はカナ氏名が、機構の定めるデータ長を超えるとときは、機構は会社(株主名簿管理人)に対して必要な補正情報の通知を行う。

### 4. 備考

- ・ 上記の方法によって、加入者情報の通知が行われた口座を振替元口座又は振替先口座として、同一加入者間の振替株式の移管が行われる場合の運用上の取扱いについては、株式等の振替制度の実施までの間に、関係者において検討するものとする。

以 上

## 市町村合併等により株主等通知用データの住所に変更の必要が生じた場合の取扱い

## ➤ 機構における対応

機構は、「町・字コード」の更新履歴データ（新旧紐付け情報）を利用した住所の更新が可能であると認めた場合（下表の網掛け部分）に限り、株主等通知用データ中の住所情報（コード化部分）の更新を、会社からの事前の包括的な委託に基づいて行い、更新された住所情報を株主情報の変更情報として会社に通知するものとする（この場合において機構は、更新の対象となった株主等通知用データに係る加入者の上位機関である直接口座管理機関に「加入者情報更新済通知」を行う。）

	番地部分の変更あり <sup>1</sup>	番地部分の変更なし <sup>1</sup>	
「町・字コード」 の新旧紐付け情報 あり	機構において住所情報の更新を行うことができない。	市町村の合併又は分割	機構において株主等通知用データに係る「町・字コード」を置換する。 <sup>2</sup>
		市町村名の変更	
町制若しくは市制の施行又は政令指定都市への移行			
		政令指定都市又は特別区における区の再編成	
		上記の事由以外の変更（上記の事由に伴わない住居表示制度の実施等）	機構において株主等通知用データに係る「町・字コード」を置換しない。
「町・字コード」 の新旧紐付け情報 なし	機構において住所情報の更新を行うことができない。	機構において住所情報の更新を行うことができない。	

1 機構は、番地部分の変更の有無について、市町村合併等に係る住所変更が生じた自治体に対して電話連絡等により調査を行う。

2 機構は、「町・字コード」の置換を行う場合、事前に口座管理機関に対して該当地域を公表する。

以 上

## 名寄せに係る各種の事務処理について

## . 機構における名寄せの結果、株主等照会コードの変更が生じた場合の事務処理

項 目	内 容	備 考
1. 株主等照会コード 変更通知	<p>機構は、口座管理機関から通知された「加入者情報データ(変更)」に基づいて更新した加入者口座情報が、登録済みの株主等通知用データ(当該加入者口座情報に基づいて登録されたものを除く。)との間で名寄せ条件を充たしたときは、当該加入者口座情報に基づいて登録された株主等通知用データに係る株主等照会コード、又は名寄せ条件を充たした他の株主等通知用データに係る株主等照会コードのいずれか一方を、機構の定めるところによって廃止し、廃止した株主等照会コードが株主情報の通知に際して通知されている会社(株主名簿管理人)に対して、次に掲げる項目を含む「株主等照会コード変更通知」を通知する。</p> <p>銘柄 株主等照会コードの変更事由 変更後の株主等照会コード 変更前の株主等照会コード 変更後の株主等照会コードに係る前回総株主通知時の振替株式等の数 変更日 その他機構の定める項目</p>	<p>その他機構の定める項目の具体的な内容については、今後、会社の要望を踏まえて調整する。</p> <p>名寄せ解除の条件を充たしたときについても、同様に株主等照会コードの変更を通知する。</p>
2. 会社(株主名簿管理人)におけるデータ管理	<p>会社(株主名簿管理人)は、機構から通知された「株主等照会コード変更通知」に基づき、必要に応じて自らの管理する情報の更新を行うものとする。</p>	<p>「株主等照会コード変更通知」の通知後においては、廃止された株主等照会コードにより機構との間で業務処理を行うことはできない。</p>

・システム名寄せによって抽出された類似データに関する事務処理

項 目	内 容	備 考
1．加入者情報確認依頼通知	<p>機構は、毎営業日の夜間バッチ処理において類似データ(名寄せ対象の加入者口座情報及び当該加入者口座情報との間で類似データ抽出判定条件が一致した登録済みの株主等通知用データをいう。以下同じ。)の抽出が行われた場合であって、必要と認めるときは、当該類似データに係る加入者情報データを機構に通知した口座管理機関(登録済みの株主等通知用データに複数の加入者口座情報が関連付けられている場合(名寄せがされている場合)には、これらの加入者口座情報のうちの登録日付又は更新日付が最新のものについて、加入者情報データを機構に通知した口座管理機関)に対して、次に掲げる項目を含む「加入者情報確認依頼通知」を行う。</p> <p>加入者口座コード 確認依頼の対象となる項目(氏名、住所等)</p>	<p>機構は、類似データが名寄せの条件を充たさないことが明らかなものであるときは、「加入者情報確認依頼通知」を行わない。</p>
2．口座管理機関による加入者情報確認結果報告	<p>口座管理機関は、機構から「加入者情報確認依頼通知」を受領したときは、加入者からの届出内容を参照するなどして、加入者情報が適正に通知されているかの確認を行い、当該確認結果について訂正の有無を示して、原則として、「加入者情報確認依頼通知」を受領した日の翌営業日までに、機構に「加入者情報確認結果報告」を通知するものとする。</p>	<p>口座管理機関は、訂正すべき内容がある場合には、後述する訂正申告を機構に行うものとする。</p> <p>口座管理機関は、機構が「加入者情報確認依頼通知」の送信に先立って、加入者情報として機構に通知すべき項目に欠落があり、その補正が必要である旨を連絡したときは、適宜、加入者から必要な情報を取得するよう努めるものとする。補正を行った場合は、「加入者情報データ(変更)」により、当該補正内容を通知</p>

項 目	内 容	備 考
3 . 機構における加入者情報確認結果報告の管理等	機構は、口座管理機関からの「加入者情報確認結果報告」の通知状況の確認を行う。	するものとする。

・会社による名寄せ状況の確認依頼に関する事務処理

項 目	内 容	備 考
1．会社（株主名簿管理人）による名寄せ状況の確認依頼	<p>会社（株主名簿管理人）は、名寄せされるべき株主が名寄せされていない又は別人が名寄せされている等の事情があると推測される場合であって、機構における名寄せ状況の確認を行う必要があるときは、確認の対象となる株主の株主等照会コード並びに氏名又は名称及び住所その他の機構が定める事項を示して、その確認を依頼することができるものとする。</p>	<p>当該確認の依頼は、書面により行う。</p> <p>その他の機構が定める事項としては、名寄せ状況の確認を行う理由等を想定している。</p>
2．機構における名寄せ状況の確認	<p>機構は、会社（株主名簿管理人）から名寄せ状況の確認依頼を受領した場合には、速やかに確認の対象となった株主に係る株主等通知用データ及び当該株主等通知用データと関連付けられた加入者口座情報について、必要な登録内容の確認を行う。</p>	<p>機構は、加入者口座情報に係る登録内容の確認に際して、必要と認めるときは、当該加入者口座情報に係る加入者情報を通知した口座管理機関に対して「加入者情報確認依頼通知」を送信する（この場合の「加入者情報確認依頼通知」の処理は、前 . に従う。）。</p>
3．会社に対する確認結果報告	<p>機構は、前2 . による確認結果を、原則として確認依頼を受領した日の翌営業日から起算して5 営業日目の日までに、名寄せ状況の確認依頼を行った会社（株主名簿管理人）に対して報告する。</p>	<p>当該報告は、書面により行う。</p>
4．機構による名寄せ禁止措置	<p>機構は、2 . の名寄せ状況の確認の結果、加入者情報中のすべての名寄せキー項目が同一でありながら、別人格である複数の加入者が存在すると認めたときは、当該複数の加入者に係る加入者口座情報のすべてについて、名寄せの処理を行わないための必要な措置（具体的には、加入者口座情報及び当該加入者口座情報に基づいて登録された株主等通知用データについて名寄せ禁止フラグを付記する。）をとる。</p>	<p>機構は、名寄せ禁止措置の対象とするか否かの判定に際して、口座管理機関を通じて、当該複数の加入者に係る必要な本人確認書類等を取得する。</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>口座管理機関は、名寄せ禁止措置の対象から除外すべき事情が生じたときは、速やかにその旨を機構に通知する(機構は、口座管理機関からの通知に基づいて名寄せ禁止フラグを解除する。)</p>

・口座管理機関が瑕疵のある加入者情報を通知した場合の事務処理

項 目	内 容	備 考
1．機構に対する訂正申告	<p>口座管理機関は、一の加入者について、他の加入者との取違え等の事情により、瑕疵のある加入者情報を機構に通知した場合であって、当該通知を行った日の翌営業日以降にその内容を訂正しようとするときは、次に掲げる項目を示して、書面により機構に申告を行うものとする。</p> <p>訂正の対象となる加入者口座コード            訂正の対象となる瑕疵のある加入者情報            訂正後の正しい加入者情報            訂正の対象となる瑕疵のある加入者情報を機構に通知した日</p>	<p>口座管理機関は、機構から「加入者情報確認依頼通知」を受領し、加入者情報の訂正の必要を認識した場合においても、書面により訂正申告を行うものとする。</p> <p>口座管理機関から機構への連絡はシステム外の手続により行う。</p>
2．機構における処理 (1) 日中における処理  (2) 夜間バッチにおける処理	<p>機構は、口座管理機関から前1．の申告を受けた場合、原則として、当該申告を受けた当日中に、登録された株主等通知用データ及び加入者口座情報について必要な確認を行い、その結果、瑕疵のある加入者情報によって誤名寄せが発生しているときは、誤名寄せの生じている株主等通知用データについて、名寄せの解除及び口座管理機関からの訂正申告の内容に基づいてデータ復元を行う。また、機構は、当該処理にともなって、加入者口座情報についても、口座管理機関からの訂正申告の内容の反映を行う。</p> <p>機構は、前(1)の処理の結果を、訂正申告を行った口座管理機関に通知する。また、名寄せされている他の加入者口座情報に係る加入者情報を機構に通知した口座管理機関に対しては、「加入者情報データ(変更)」に基づいて処理を行った場合と同様に、「加入者情報更新済通知」を行う。</p>	<p>訂正申告を行った口座管理機関に対する通知は「加入者情報変更済通知」として行う。この場合において機構は、当該通知において訂正申告に基づくものである旨を示すものとする。</p>

項 目	内 容	備 考
		「加入者情報更新済通知」においては、訂正申告に基づくものである旨の情報は付加しない。

口座管理機関は、機構に「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」の通知を行った日の日中に、それらの内容を訂正しようとするときは、通知の手段がファイル伝送であるときは、現行のファイル伝送の仕組みと同様、訂正後の内容を含むデータを再送してデータの差換えを行い（内容の取消しを行おうとするときは、取消しの対象となるものを除外したデータを再送してデータの差換えを行う。）通知の手段が Web 端末であるときは、訂正又は取消しの処理を Web 端末上で行うものとする。

以 上

## 加入者口座コードの変更に係る取扱い

項 目	内 容	備 考
1．口座管理機関による申出	<p>口座管理機関は、合併、営業譲渡、支店の統廃合、区分口座の新設又は支店間の顧客移管等の事情により、その加入者に対して付番する加入者口座コードを変更する必要があるときは、次の事項を含む「加入者口座コード変更通知」(仮称)により、機構にその旨を申し出ることができる。</p> <p>イ．変更前の加入者口座コード ロ．変更後の加入者口座コード ハ．変更予定日</p>	<p>口座管理機関は、「加入者口座コード変更通知」による申出を、原則として、変更予定日に先立って、相当の時間的な猶予をもって行うものとする。</p> <p>加入者口座コードの変更には、口座管理機関コードの変更、顧客ロコードの変更及び加入者口座番号の変更のすべてを含む(これらを区別しない。)</p> <p>変更後の加入者口座コードは、新たに付番されるものに限る(既存の加入者口座コードへの置換え(口座の統合)を行う場合には、左記の取扱いによらず、存続しない口座について「加入者情報データ(廃止)」を通知する方法によるものとする。)</p> <p>株式等の振替制度への移行時において、口座管理機関となる者が、加入者口座番号の付番ルールを現行の実質株主管理番号に係るものから変更する場合、及び保振制度における全目的口座に記録された株式につき、自己口と顧客口に区分することに伴って、加入者口座コードが変更される場合についても、同様に取り扱うものとする。</p>

項 目	内 容	備 考
2．機構における加入者口座情報の新規登録等	<p>機構は、口座管理機関からの申出に基づき、変更予定日の前営業日の夜間バッチ処理において、変更前の加入者口座コードに係る加入者口座情報について口座の廃止の旨を付記するとともに、変更後の加入者口座コードに係る加入者口座情報の新規登録を行う。</p>	<p>機構は、担保株式等に係る総株主通知の処理等を円滑に行う観点から、変更前の加入者口座コードを抹消せず、一定の間、廃止された口座の情報として維持する。</p> <p>新規登録される加入者口座情報は、変更前の加入者口座コードに係る加入者口座情報の内容（廃止された旨の情報を除く。）を承継する。</p> <p>機構は、機構加入者の質権口、機構の管理する特別株主管理簿及び登録株式質権者管理簿並びに担保株式の届出に関する事項に記録された加入者口座コードが、変更前のものであったときは、変更日の前営業日の夜間バッチ処理において、変更後の加入者口座コードへの置換えの処理を行う。この場合において機構は、質権口の機構加入者、特別株主若しくは登録株式質権者となるべき旨の申出を行った機構加入者又は担保株式に関する事項の届出を行った口座管理機関に対して、置換えを行った旨及び変更後の加入者口座コードを通知する。</p>
3．口座管理機関への処理結果の通知	<p>機構は、前2．の加入者口座情報の廃止の旨の登録及び新規登録については、登録済通知 / 変更済通知 / 削除済通知を行わない。</p>	<p>処理が正常に終了した旨については、振替システム外の手段により、口座管理機関に通知を行う。</p>

項 目	内 容	備 考
4．他の機構加入者への周知	<p>機構は、2．により加入者口座コードの変更処理を行ったときは、次の事項を他の機構加入者に対して通知する。</p> <p>イ．加入者口座コードの変更を行った旨</p> <p>ロ．変更前の加入者口座コードのうちの口座管理機関コード及び顧客口コードに相当する部分（7桁）</p> <p>ハ．変更日</p>	<p>当該通知は、機構報に掲載して行う。</p> <p>他の機構加入者は、必要に応じて、変更後の加入者口座コードを、変更を行った口座管理機関から取得する。</p>
5．過誤訂正	<p>口座管理機関は、1．の申出に際して、誤った情報を機構に通知したときは、速やかにその旨を機構に通告するとともに、機構の定めるところにしたがって訂正内容を機構に通知するものとする。</p>	

以 上

## 非居住者株主の上位機関に異動が生じた場合の取扱い

項 目	内 容	備 考
<p>．異動に係る手続き</p> <p>1 ．異動前の上位機関における常任代理人変更届の取次ぎ</p> <p>2 ．異動後の上位機関における常任代理人変更届の取次ぎ</p> <p>3 ．異動前の上位機関における加入者口座の廃止の申請</p>	<p>○ 異動前の上位機関は、非居住者である加入者（以下「非居住加入者」とする。）からの取次ぎの請求に基づきその常任代理人変更届の内容を、「加入者情報データ（変更）」として機構まで通知するものとする。</p> <p>（注）異動に伴い当該非居住加入者に係る加入者口座の廃止を予定している場合であっても、異動後の加入者口座との名寄せを行うため、当該手続を行う必要がある。</p> <p>○ 異動後の上位機関は、非居住加入者からの請求に基づきその常任代理人変更届の内容を、「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」として機構まで通知するものとする。</p> <p>（注）常任代理人に関する情報は、上記 1 ．において通知された情報と同じものであることが前提であり、それにより異動前後の加入者口座が名寄せされることとなる。</p> <p>○ 異動前の上位機関は、異動に伴い非居住加入者に係る加入者口座を廃止する場合には、その内容を「加入者情報データ（削除）」として機構に通知するものとする。</p> <p>（注）上記 2 ．の手続の完了前に廃止に係る「加入者情報データ（変更）」を行った場合には異動前後の加入者口座が名寄せされない。</p>	<p>非居住者加入者は、その常任代理人を変更しようとするとき（旧常任代理人の管理に属した振替株式の全部を新常任代理人に移管するとき）は、その口座ごとに会社に対する常任代理人変更の届出の取次ぎを直近上位機関に請求するものとする。</p> <p>口座を新たに開設した場合の「加入者情報データ（新規登録）」についても「加入者情報データ（変更）」同様、速やかに行うものとする。</p> <p>1 ．及び 2 ．の取次ぎにより異動前後の加入者口座が名寄せされたかどうかの確認の方法については別に検討する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>・個別株主通知における取扱い</p> <p>1 .非居住加入者から直接上位機関への申出</p> <p>2 . その後の処理</p>	<p>○ 非居住加入者は、少数株主権等を行使しようとするときは、所定の受付時限までに、その直近上位機関に対して、書面等により、個別株主通知の申出を行うものとする。</p> <p>○ 機構は、その後の個別株主通知の処理において、前 の処理が行われた時期が、個別株主通知に係る増減履歴の対象期間に含まれるときは、異動前の上位機関に対しても「個別株主報告依頼データ」の通知を行うことになるため、その依頼に基づく報告により当該非居住加入者に係る継続保有期間の算定が行われることとなる。</p>	<p>通常の手続きとなる。</p> <p>会社による情報提供請求についても、同様に処理される。</p>
<p>・総株主通知における取扱い</p>	<p>○ 機構は、口座管理機関から報告される「総株主報告データ」を株主単位の編集処理するため、異動前後の加入者口座が名寄せされている場合には、合算されて会社に総株主通知がされることとなる。</p>	<p>通常の手続きとなる。</p>

以 上

## 総株主報告の遅延等が生じた場合における事務処理

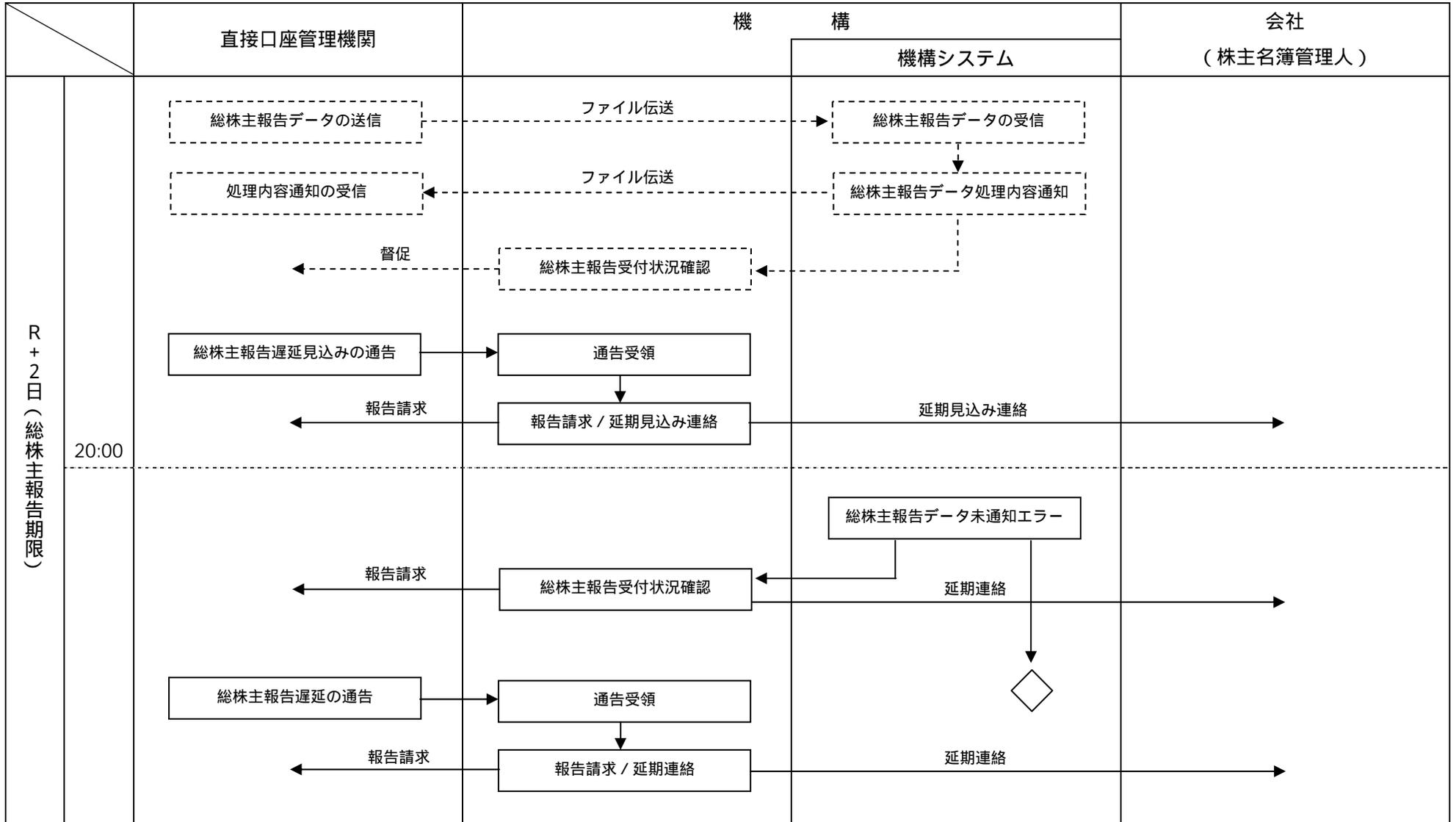
項 目	内 容	備 考
1．報告遅延機関による通告	<p>直接口座管理機関（信託財産名義の届出を行う機構加入者を含む。以下同じ。）は、自らのシステム障害又は下位機関からの報告遅延等により、株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日（以下「総株主報告期限」という。）の所定の時限（午後8時）までに、「総株主報告データ」の全部又は一部の送信を適正に行えなかったとき又は行えないことが見込まれるときは、直ちに機構にその旨を通告するものとする。</p>	<p>通告は、機構への電話連絡によることを想定。</p> <p>総株主報告の対象となる加入者に係る「加入者情報データ」の全部又は一部の送信を総株主報告期限までに行えなかったとき又は行えないことが見込まれるときについても、同様に取り扱う（加入者情報の通知は、株主確定日の到来前に行うことを原則としているため、長期間に亘って直接口座管理機関のシステム障害が解消されない場合等に限られる。）</p> <p>機構は、総株主報告データの受信状況について日中の管理を行う。</p>
2．機構による事情確認及び会社への連絡	<p>機構は、直接口座管理機関から前1．の通告を受けたときは、速やかに、当該直接口座管理機関に対し、遅延の事由及び総株主報告データの送信が可能となる時期等に関する必要な報告を求めるとともに、総株主通知の延期の対象となる銘柄の会社（株主名簿管理人）に対して、総株主通知を延期する旨の連絡を行う。</p>	<p>会社への連絡は、機構からの電話連絡によることを想定。</p> <p>加入者情報の未通知により、総株主通知が延期される場合（後述3．(1)口．）は事前の連絡が行えない場合がある。</p>
3．総株主報告期限の翌営業日における機構からの各種通知		

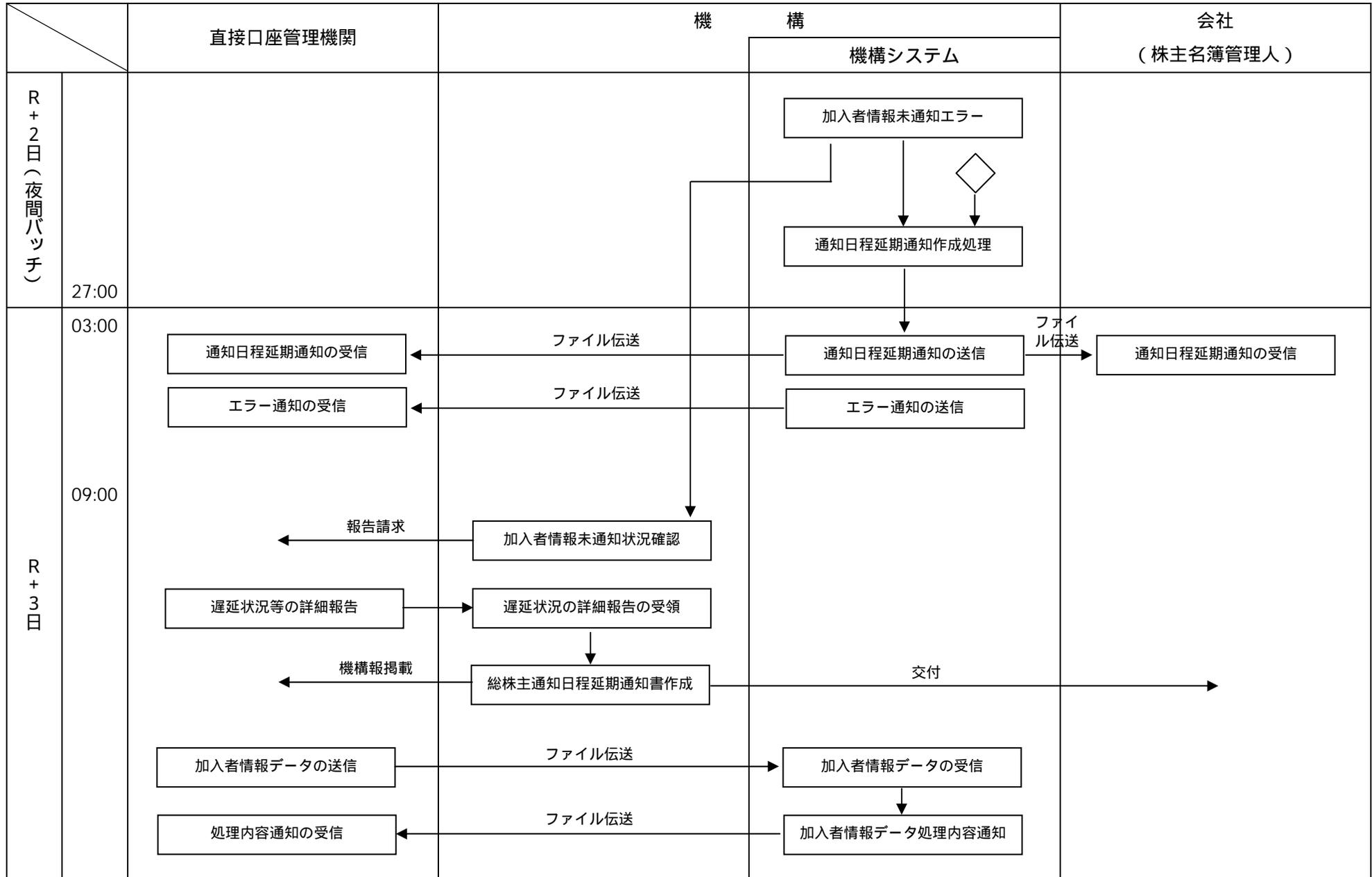
項 目	内 容	備 考
(1) 直接口座管理機関に対するエラー通知	<p>機構は、総株主報告期限の夜間バッチ処理において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、総株主通知に係る処理を中断し、総株主報告期限の翌営業日（株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）に、それぞれの場合に掲げる者に対して、エラーデータを通知する。</p> <p>イ．総株主報告データの全部又は一部の未受信 報告遅延機関</p> <p>ロ．総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者情報の全部又は一部の未通知 加入者情報未通知機関等（当該総株主報告データを送信した直接口座管理機関及び未通知となっている加入者情報に係る加入者の口座を開設しているべき口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）をいう。以下同じ。）</p>	<p>「イ．総株主報告データの全部又は一部の未受信」には、直接口座管理機関が送信した「総株主報告データ」中の株式数が、総株主報告対象株式数との不一致により受付エラーとなった場合であって、所定の時限までに適正な「総株主報告データ」を機構に再通知できなかった場合を含む。</p> <p>「ロ．総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者情報の全部又は一部の未通知」において、未通知となっている加入者情報に係る加入者の口座を開設しているべき口座管理機関とは、他の口座管理機関の付番する加入者口座コードを「総株主報告データ」において機構に通知する場合（担保株式について総株主報告を行う場合）における当該他の口座管理機関をいう。この場合において機構は、当該他の口座管理機関を、加入者口座コード中の口座管理機関コード（上5桁）により判定するものとし、当該他の口座管理機関へのエラーデータの通知に際しては、当該エラーが担保株式について行われた総株主報告データに機構の株主等通知用データ中に存在しない加入</p>

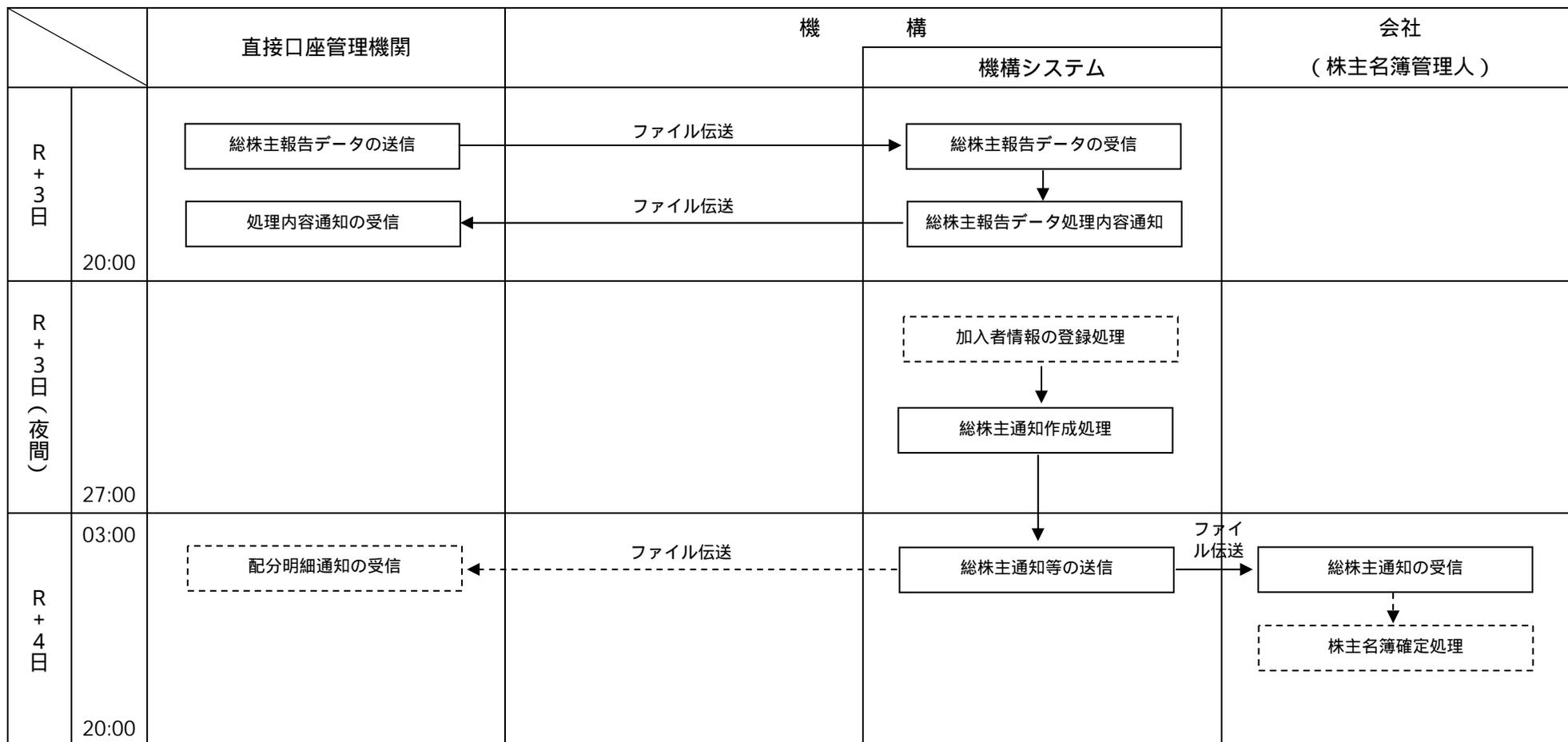
項 目	内 容	備 考
( 2 ) 通知日程延期通知	<p>機構は、前( 1 )イ . 又はロ . に該当したときは、総株主報告期限の翌営業日に、それぞれの場合に掲げる者に対して、総株主通知を延期する旨及びその事由を含む「通知日程延期通知」を送信する。</p> <p>イ . 総株主報告データの全部又は一部の未受信 遅延した総株主報告データに係る銘柄の会社( 株主名簿管理人 ) 及び報告遅延機関並びに機構加入者( 報告遅延機関に該当する者を除く。)</p> <p>ロ . 総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者情報の全部又は一部の未通知 当該加入者口座コードを含む総株主報告データに係る銘柄の会社( 株主名簿管理人 ) 及び加入者情報未通知機関等並びに機構加入者( 加入者情報未通知機関等に該当する者を除く。)</p>	<p>者口座コードが含まれたことに起因する旨を情報として付加する( 別表参照。)</p> <p>機構加入者に対する「通知日程延期通知」の通知は、総株主通知に係る株主確定日が新株式数申告を伴うコーポレート・アクションに係るものである場合にのみ行う。</p> <p>機構は、「通知日程延期通知」に含まれる総株主通知の延期の事由として、左記のイ . 又はロ . に掲げる場合のいずれか又は双方に該当する旨を通知する。</p> <p>機構は、会社( 株主名簿管理人 ) に総株主通知が行われるまで、毎営業日の夜間バッチ終了後に「通知日程延期通知」を配信する。</p>
( 3 ) 会社に対する「総株主通知日程延期通知書」の交付	<p>機構は、報告遅延機関又は加入者情報未通知機関等からの報告に基づいて、以下に掲げる内容を含む「総株主通知日程延期通知書」を作成し、総株主報告期限の翌営業日に、延期の対象となった銘柄の会社( 株主名簿管理人 ) に交付する。</p> <p>イ . 総株主通知を延期した銘柄</p> <p>ロ . 株主確定日</p> <p>ハ . 延期の事由</p> <p>ニ . 報告遅延機関又は加入者情報未通知機関等の名称</p>	<p>報告遅延機関又は加入者情報未通知機関等からの報告は、原則として書面により受領する。</p> <p>機構は、総株主報告の遅延が下位機関の報告遅延に起因する場合には、当該下位機関及びその上位機関である直接口座管理機関の双方の名称を報告遅延機関として会社に通知する。</p>

項 目	内 容	備 考
4．総株主通知	<p data-bbox="506 212 831 240">ホ．総株主通知の見込み</p> <p data-bbox="506 357 1496 628">機構は、報告遅延機関から「総株主報告データ」を受信した日又は加入者情報未通知機関等から未通知の加入者口座コードに係る「加入者情報データ（新規登録）」を受信した日（当初の加入者口座コードに誤りがあった場合には、未通知の加入者口座コードを含む「総株主報告データ」を通知した直接口座管理機関から、訂正後の「総株主報告データ」を受信した日）の翌営業日に、会社に対して総株主通知を行う。</p>	<p data-bbox="1554 212 2085 288">機構は、同様の内容を機構報に掲載して周知する。</p> <p data-bbox="1554 357 2085 533">機構は、必要に応じて、業務規程の定めるところにより、報告遅延機関又は加入者情報未通知機関等に対して、業務の改善等に係る報告を求めるものとする。</p>

以 上







\* 機構と直接口座管理機関及び会社との間の情報の授受に係るインターフェースについては、今後、別一括して検討する。

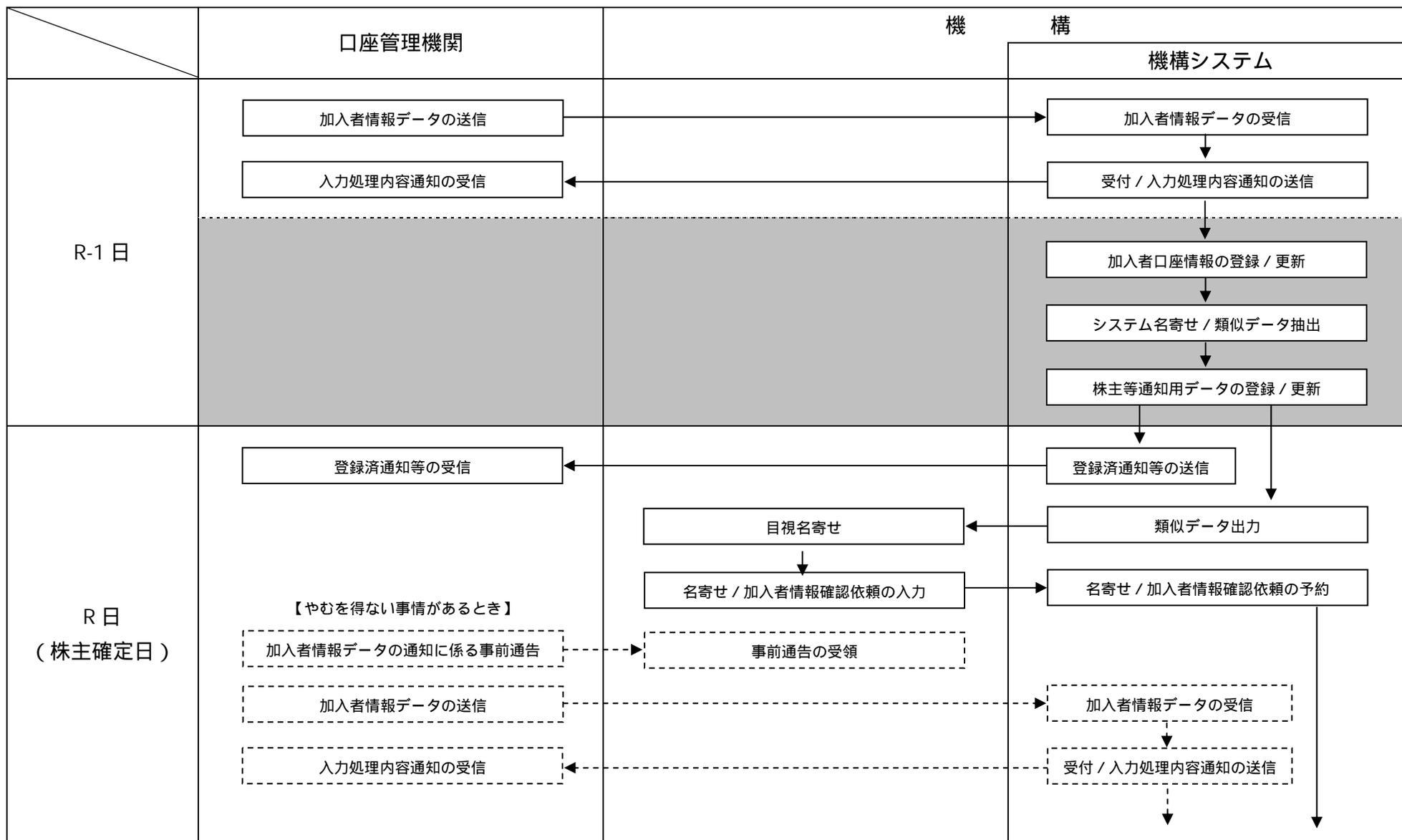
【別表】加入者情報未通知エラーデータの通知先に関する取扱い

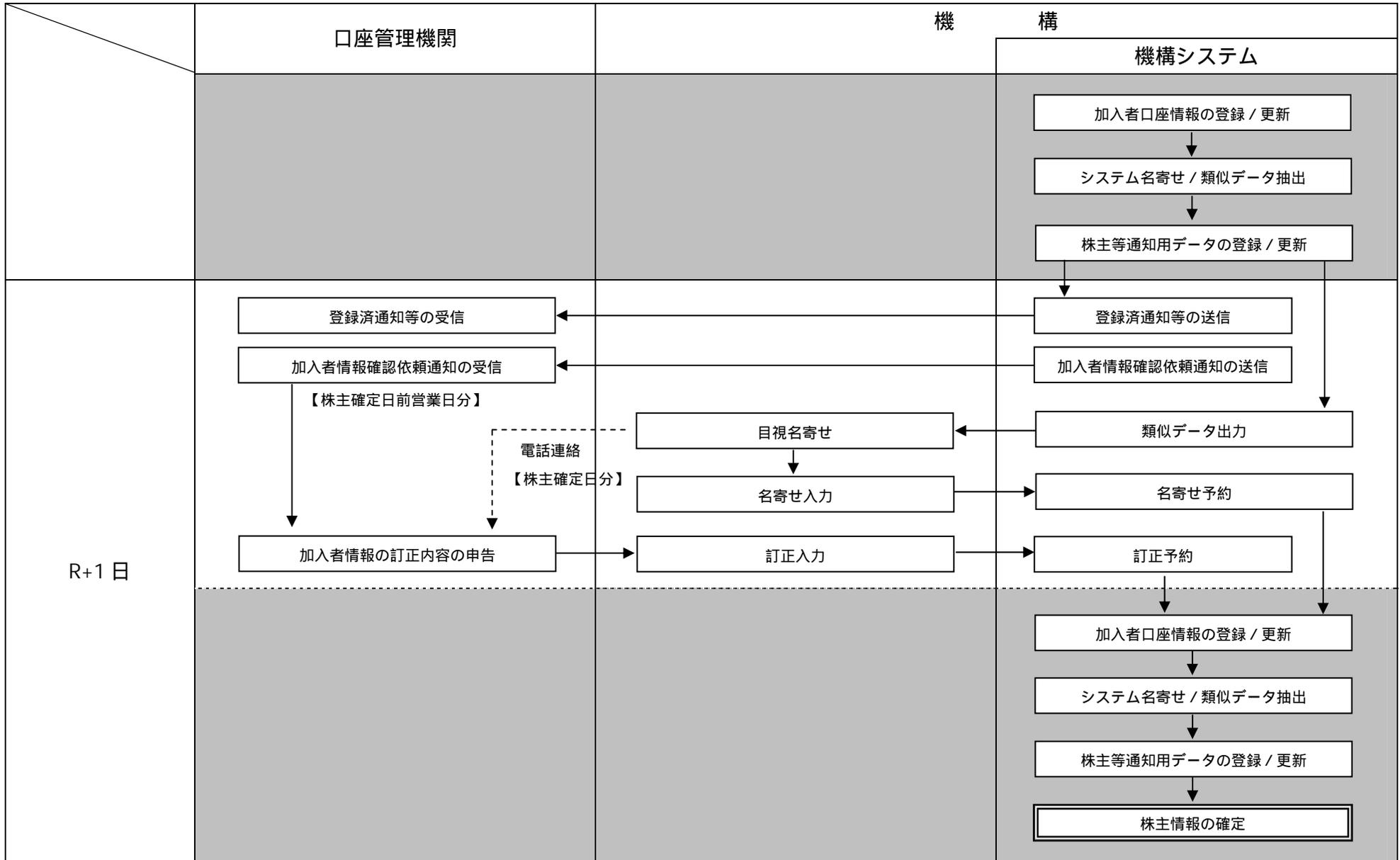
類 型		通 知 先	
		加入者情報が未通知となっている加入者口座コードを含む総株主報告データを機構に通知した直接口座管理機関	加入者情報が未通知となっている加入者口座コードに係る口座を開設しているべき口座管理機関（加入者口座コード中の口座管理機関コードにより判別する。なお、当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）
振替株式等の記録されている口座が、株主の名義である場合	総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者口座情報が存在しないとき		× (左と同一となるため省略)
	総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者口座情報に、総株主通知に係る株主確定日前に口座が廃止された旨が記録されているとき		× (左と同一となるため省略)
振替株式等の記録されている口座が、株主の名義でない場合(担保株式に係る担保設定者を株主として通知する場合)	総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者口座情報が存在しないとき		
	総株主報告データ中の加入者口座コードに係る加入者口座情報に、総株主通知に係る株主確定日前に口座が廃止された旨が記録されているとき		× (廃止されているため省略)

## 株主確定日の直前における加入者情報の通知及び総株主通知のための株主情報の確定に関する取扱い

項 目	内 容	備 考
1．株主確定日の到来時における加入者情報の通知期限	<p>口座管理機関は、総株主通知に係る株主確定日が到来する場合であって、当該株主確定日においてその加入者の口座に総株主通知の対象となる銘柄の数の記録があると見込まれるときは、原則として、当該株主確定日の前営業日までに、機構に「加入者情報データ」を通知するものとする。</p>	<p>「加入者情報データ」の通知に係る取扱いの例外。</p>
2．株主確定日に加入者情報の通知を行う必要が生じた場合の取扱い	<p>口座管理機関は、やむを得ない事情により、株主確定日に「加入者情報データ（当該株主確定日においてその加入者の口座に総株主通知の対象となる銘柄の数の記録がある場合の当該加入者の口座に係るものに限る。）の通知を行うときは、あらかじめ機構の定める時限までに、その旨及び機構の定める事項を機構に通告するものとする。</p>	<p>機構は、株主確定日に通知された加入者情報データについて加入者情報確認依頼を必要とする場合には、通常処理に代えて、加入者情報の訂正内容の申告を口座管理機関に促すことにより、3．の株主情報の確定に係る処理に反映する。</p>
3．機構における株主情報の確定処理	<p>機構は、株主確定日の業務終了時における「株主等通知用データ」に次の内容を反映して「株主等通知用データ（株主確定日現在）」を確定し、当該データに基づいて総株主通知の編集及び通知を行う。</p> <p>イ．株主確定日の翌営業日の日中に実施した目視による名寄せ処理（強制名寄せ及び強制名寄せ解除に係る処理を含む。）の結果</p> <p>ロ．株主確定日の翌営業日の日中に実施した「加入者情報データ」の訂正に係る処理結果（株主確定日の翌営業日以前の日機構が通知した「加入者情報確認依頼通知」に基づいて、口座管理機関が株主確定日の翌営業日の日中に行った加入者情報の訂正内容の申告に係るものを含む。）</p>	<p>口座管理機関は、株主確定日の翌営業日に「加入者情報確認依頼通知」を受信したときは、当日中に必要な加入者情報の訂正内容の申告を行う。</p> <p>株主確定日の翌営業日に受信した「加入者情報データ」の処理結果等については、「株主情報の変更情報」として会社に通知する。</p>

【別表】総株主通知のための株主情報の確定（イメージ）





以上

## 総株主報告データの訂正に関する取扱い

項 目	内 容	備 考
1．総株主報告データの訂正に関する基本的な考え方	<p>直接口座管理機関（信託口に記録された振替株式等の数について信託財産名義の届出を行う旨の申出を行った機構加入者を含む。以下同じ。）は、適正に振替口座簿等の管理を行い、機構に対する総株主報告データの訂正の未然防止に努めるものとする。</p>	<p>直接口座管理機関が下位機関を有するときは、当該下位機関からの必要な情報の取得に関する事務体制の維持・整備に努めるものとする。</p> <p>現行の保振制度における実質株主報告データの訂正事例では、「実質株主報告株数対象残高通知」の内容（権利確定日等における機構加入者の区分口座ごとの預託残高）に影響が及ぶ場合と、そうでない場合とがあるが、株式等の振替制度の下では、前者について日々の残高照合等による未然防止が図られると考えられるため、以下においては、後者の訂正処理のみを想定する。</p>
2．株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日までの間における総株主報告データの訂正	<p>直接口座管理機関は、機構に対して総株主報告データを送信した後、送信内容の訂正を要する事情が生じたとき（下位機関において当該事情が生じたときを含む。）は、機構から開設を受けた区分口座ごと、かつ、銘柄ごとに、訂正後の総株主報告データを作成し、株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午後8時までに、機構に通知するものとする。</p>	<p>口座管理機関が、訂正後の総株主報告データの送信を株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日までに行えなかった場合は、3．以下の内容に沿って事後的な訂正を行う。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>3. 株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降の日における総株主報告データの訂正</p> <p>(1) 直接口座管理機関による通知</p> <p>(2) 機構と株主名簿管理人との調整</p>	<p>直接口座管理機関は、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降の日、送信済みの総株主報告データの訂正を要する事情が生じたとき(下位機関において当該事情が生じたときを含む。)は、速やかに、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。</p> <p>イ. 訂正の対象となる銘柄</p> <p>ロ. 訂正の対象となる口座管理機関の口座</p> <p>ハ. 訂正の対象となる総株主報告データに係る株主確定日</p> <p>ニ. 訂正の内容</p> <p>機構は、直接口座管理機関から前(1)の通知を受けたときは、直ちに、訂正の対象となる銘柄を発行する会社の株主名簿管理人に、その旨を通知し、当該株主名簿管理人との間で、総株主通知データの訂正の可否に関する調整を行う。</p>	<p>当該通知は、書面によって行うことを原則とするが、対応に緊急を要するため、電話連絡による申出を併用するものとする。</p> <p>株主確定日が新株式数申告を伴うコーポレートアクションに係る基準日であって、訂正の対象となる加入者が、配分明細データによる端数の配分対象となっているケースについては、常に訂正が不可となる(その場合の株主の権利に係る紛争の処理は、口座管理機関が振替制度外で適切に行うものとする。)</p> <p>この場合において、口座管理機関の名称については、担保株式の匿名性確保の観点から、株主名簿管理人への通知は行わない。</p>

項 目	内 容	備 考
( 3 ) 総株主通知の訂正に関する通知	<p>機構は、前( 2 )の調整の結果、総株主通知データの訂正を行うことについて、株主名簿管理人との間で合意したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した「総株主通知訂正通知書」を作成し、株主名簿管理人に交付する。</p> <p>イ．訂正の対象となる銘柄  ロ．訂正の対象となる株主確定日  ハ．訂正の対象となる株主の氏名又は名称及び住所並びに株主等照会コード  ニ．訂正内容</p>	<p>機構は、原則として、訂正後の総株主通知データの会社(株主名簿管理人)への送信を行わない(対象となるレコードの件数が多いなどの事情により会社(株主名簿管理人)から書面による請求があった場合であって、必要かつ相当と認められたときは、データの形式で総株主通知を再通知する。)</p> <p>調整の結果、訂正を行うことについて合意が得られなかった場合の株主の権利に係る紛争の処理は、口座管理機関が振替制度外で適切に行うものとする。</p> <p>機構は、必要に応じて、業務規程の定めるところにより、口座管理機関等に対して、業務の改善等に係る報告を事後的に求めるものとする。</p>
( 4 ) 株主名簿管理人における株主名簿への反映	<p>会社(株主名簿管理人)は、前( 3 )の通知書を受領したときは、その内容を適切に株主名簿に反映するものとする。</p>	

以 上

## 個別株主報告データの送信遅延が生じた場合の取扱い

項 目	内 容	備 考
1. 報告依頼先機関等による事前通告	申出受付機関又は報告依頼先機関は、機構の定める報告期限までに、機構に対して「個別株主報告データ(履歴データ)」を送信できなかったとき又は送信できないことが見込まれたときは、直ちに、その旨を機構に通告するものとする。	当該通告は、電話連絡等の方法によって行うことを想定する。 機構は、個別株主報告データの報告期限を「個別株主報告依頼データ」において、あらかじめ報告依頼先機関に対して通知する。
2. 報告期限の翌営業日における機構からの通知 (1) 個別株主報告エラーデータの送信  (2) 個別株主通知延期通知の送信	機構は、個別株主報告データの報告期限までに、申出受付機関又は報告依頼先機関の全部又は一部から、個別株主報告データを受信できなかったときは、直ちに、個別株主通知に係る処理を中断し、当該報告期限の翌営業日(当初の個別株主通知予定日)に「個別株主報告エラーデータ」を、報告遅延を発生させた申出受付機関又は報告依頼先機関(以下「個別株主報告遅延機関」という。)に通知する。  機構は、前(1)に該当したときは、報告期限の翌営業日に、申出受付機関又は報告依頼先機関(前(1)の個別株主報告遅延機関を除く。)に対して、次に掲げる事項を含む「個別株主通知延期通知」を通	機構は、個別株主報告遅延機関が、間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関に「個別株主報告エラーデータ」を通知する。 機構は、個別株主報告遅延機関から個別株主報告データを受信するまで、報告期限の翌営業日以降の毎営業日の夜間バッチ処理終了後に「個別株主報告エラーデータ」を通知する。  正常に処理された場合には、報告期限の翌営業日(個別株主通知予定日)に「個別株主通知済データ」が配信さ

項 目	内 容	備 考
<p>3 . 申出株主に対する連絡  ( 1 ) 個別株主報告遅延機関による連絡</p> <p>( 2 ) 申出受付機関による連絡</p> <p>4 . 事後処理</p>	<p>知する。  イ . 個別株主通知を延期する旨  ロ . 申出株主の加入者口座コード  ハ . 申出受付日  ニ . 受付番号  ホ . 対象銘柄</p> <p>個別株主報告遅延機関は、個別株主報告データの報告期限までに、機関に対して個別株主報告データを送信できなかったときは、直ちに、遅延の旨を申出株主に連絡する。</p> <p>申出受付機関は、機関から前2 . ( 2 ) の「個別株主通知延期通知」を受信したときは、直ちに、遅延の旨を申出株主に連絡する。</p> <p>機関は、すべての個別株主報告遅延機関から、「個別株主報告データ ( 履歴データ ) 」を集信した日の翌営業日に、会社に「個別株主通知データ」を送信し、申出受付機関及び報告依頼先機関に「個別株主通知済データ」を送信する。</p>	<p>れることを踏まえ、関係するすべての口座管理機関に対して経過を通知する。</p> <p>機関は、すべての個別株主報告遅延機関からの個別株主報告データの集信が完了するまで、報告期限の翌営業日以降の毎営業日の夜間バッチ処理終了後に「個別株主通知延期通知」を通知する。</p> <p>機関は、必要に応じて、業務規程の定めるところにより、個別株主報告遅延機関に対して、業務の改善等に係る報告を事後的に求めるものとする。</p>

以 上

## 情報提供請求における請求取次先機関からの報告の遅延の取扱い

項目	内容	備考
<p>1. 情報提供請求(全部情報)の取扱い</p> <p>(1) 機構における提供予定日の処理</p> <p>(2) 事後処理</p>	<p>機構は、あらかじめ会社に通知された提供予定日の前営業日までに、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」を受領できなかった場合には、情報提供請求(全部情報)に基づく情報提供を延期する旨の「情報提供延期通知」を、当初の提供予定日に会社に通知する。</p> <p>機構は、遅延したすべての請求取次先機関からの「振替口座簿記録事項報告データ」の受領が完了した日の翌営業日に、「振替口座簿記録事項通知データ」を会社に通知する。</p>	<p>機構は、担保株式の匿名性確保の観点から、「情報提供延期通知」において、遅延の原因を発生させた請求取次先機関の名称を通知しない。</p> <p>機構は、情報提供の延期の事由及び今後の見込みについて、別途、速やかに電話等にて会社に連絡する。</p> <p>機構は、必要に応じて、業務規程の定めるところにより、遅延の原因を発生させた請求取次先機関に対して、業務の改善等に係る報告を事後的に求めるものとする。</p>
<p>2. 情報提供請求(部分情報)の取扱い</p> <p>(1) 機構における請求受付日の処理</p>	<p>機構は、会社から「情報提供請求(部分情報)データ」の通知を受信した当日の機構が定める時限までに、すべての請求取次先機関から「対象加入者保有株式数報告データ」を受領できなかった場合には、「対象加入者保有株式数通知</p>	

項目	内容	備考
<p>(2) 機構における請求受付日の翌営業日の処理</p>	<p>データ」が請求日当日に行えない旨の「情報提供未了通知」を作成し、請求日当日に会社に通知する。</p> <p>機構は、請求受付日の翌営業日の機構が定める時限までに「対象加入者保有株式数報告データ」を通知しなかった請求取次先機関があるときは、他の請求取次先機関から通知されたデータに基づいて、「対象加入者保有株式数通知データ」を作成し、一部の請求取次先機関からの報告がなかった旨と合わせて会社に通知する。</p>	<p>機構は、必要に応じて、業務規程の定めるところにより、請求受付日の翌営業日までに「対象加入者保有株式数報告データ」を通知しなかった請求取次先機関に対して、その業務の改善等に係る報告を事後的に求めるものとする。</p>

以上

## 金融機関の支店統廃合等があった場合における登録配当金受領口座の取扱い

項 目	内 容	備 考
1 .株主名簿管理人から機構への通知	<p>株主名簿管理人は、金融機関の支店統廃合等により、管理している株主情報に係る登録配当金受領口座の変更を行った際には、以下の項目を含む「登録配当金受領口座変更データ」を機構へ通知するものとする。</p> <p>株主等照会コード            変更前の登録配当金受領口座の金融機関預金口座コード            変更前の登録配当金受領口座の口座名義人カナ氏名            変更後の登録配当金受領口座の金融機関預金口座コード</p> <p>(注) 登録配当金受領口座方式を利用している株主についてのみ通知を行うものとする。</p>	<p>株主名簿管理人から機構への通知は、変更を行った後、速やかに行うものとする。</p> <p>株主名簿管理人から機構への通知は、ファイル伝送を予定している。</p> <p>項目については、関係者間で早急に調整を行うものとする。</p>
2 . 機構における処理	<p>機構は、株主名簿管理人から前 1 . の通知を受けたとき、当該「登録配当金受領口座変更データ」に基づき、登録済みの株主等通知用データ中の登録配当金受領口座に係る金融機関預金口座の変更を行うものとする。</p>	<p>「登録配当金受領口座変更データ」の から までのすべての情報が一致する登録済みの株主等通知用データに対してのみ変更を行うものとする。</p>
3 .口座管理機関に対する情報の提供	<p>機構は、前 2 . の変更をしたとき、当該変更に係る情報として「加入者情報変更済通知」を口座管理機関に通知する。</p> <p>(注) 通知は変更した株主等通知用データに係る機構専用コードと紐付けられた口座管理機関加入者の口座を開設する口座管理機関(当該加入者に係る配当金振込指定の内容を機構に通知した口座管理機関に限る。ただし、当該口座管理機関の開設する口座が廃止されている場</p>	<p>通知する「加入者情報変更済通知」は、口座管理機関が「加入者情報データ(変更)」を機構に通知した際に受領するものと同じ内容とする。</p>

項 目	内 容	備 考
4 .株主名簿管理人に対する情報の提供	<p>合を除く。)へ行うものとする。</p> <p>機構は、2 .の変更をしたときは、当該変更に係る情報を株主名簿管理人に通知する。</p>	<p>通常の株主等通知用データの変更と同じ取扱いである。</p>

以 上

## 会社に対して氏名等が通知されていない者に関する配当金振込指定の単純取次ぎの取扱い

項 目	内 容	備 考
1. 口座管理機関における配当金振込指定の取次ぎ請求の受付	<p>口座管理機関は、その加入者から銘柄を指定した配当金振込指定の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該加入者の口座に配当金振込指定の対象となる銘柄についての数の記録があるときは、当該銘柄の直前の総株主通知に係る株主確定日において、当該銘柄についての数の記録がなかった場合でも、当該取次ぎの請求を受け付けるものとする。</p>	<p>口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の取次ぎの請求を受け付けたときは、速やかに「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知する。</p> <p>その他、口座管理機関における配当金振込指定の取次ぎ請求（加入者口座の閉鎖に係る取扱いにより、加入者の口座が廃止できない場合における当該加入者からの取次ぎ請求を含む。）の受付に関して必要な事務運営上の取決めについては、制度稼働までの間に関係者において検討する。</p>
2. 配当金振込指定の会社への取次ぎ	<p>機構は、口座管理機関から「配当金振込指定取次ぎデータ」を受信する都度、次に掲げる事項を含む「配当金振込指定データ」を、指定された銘柄を発行する会社に通知する（機構は、会社への通知を、指定された銘柄に係る直前の総株主通知のときにおいて、振込先指定加入者が株主等として会社に通知されているか否かにかかわらず行う。）</p> <p>イ．配当金振込指定の対象となる銘柄</p> <p>ロ．振込先指定加入者の株主等照会コード</p> <p>ハ．振込先指定加入者の氏名又は名称</p> <p>ニ．振込先指定加入者の住所（郵便番号を含む。）</p>	<p>会社に対する「配当金振込指定データ」に含まれる項目について、制度要綱 参考資料編 資料 2 7 の記載を一部修正する（<u>下線を付したものが追加した項目</u>）。なお、振込先口座が郵便貯金口座である場合には、左記のチ・からル・までに掲げる事項に代えて、機構の定める事項を通知する。</p> <p>機構は、会社への「配当金振込指定</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>ホ．振込先指定加入者が法人であるとき 代表者の役職及び氏名</p> <p>ヘ．振込先指定加入者の口座に常任代理人の選任があるとき 常任代理人の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>ト．振込先指定加入者に法定代理人の選任があるとき 法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>チ．振込先口座を開設する金融機関コード及び支店コード</p> <p>リ．振込先口座の預金の種目</p> <p>ヌ．振込先口座の口座番号</p> <p>ル．振込先口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>ヲ．振込先口座の口座名義人が振込先指定加入者以外の者であるときは、その旨</p>	<p>データ」の通知後（総株主通知前）に振込先指定加入者の氏名又は名称その他の情報に変更が生じたときは、会社に対して「株主情報変更情報データ」又は「株主等照会コード変更通知」を通知する。</p> <p>会社は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に係る振込先指定加入者が、当該データの受信後に最初に到来した株主確定日に係る総株主通知において、株主等として通知されなかったときは、当該「配当金振込指定データ」を破棄する。</p>

以 上

## 株式数比例配分方式における「配当金支払予定額データ」の訂正等に係る取扱い

項 目	内 容	備 考
1. 会社による「配当金支払予定額データ」の通知	<p>会社（株主名簿管理人）は、株主ごとの配当金支払額の確定後、配当金支払開始日前の機構が定める日（以下「配当金支払予定額通知期限」という。）までに、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」を機構に通知するものとする。</p>	<p>制度要綱 参考資料編 資料 2 7 のとおり。</p> <p>会社は、会社所定の配当金支払開始日と株式数比例配分方式に係る配当金の振込日に差異が生ずることのないよう、株式数比例配分方式において必要となる追加的な事務処理を考慮して、配当金の支払いに係る日程管理を行う。</p>
2. 「配当金支払予定額データ」の訂正 (1) 配当金支払予定額通知期限前の訂正	<p>会社（株主名簿管理人）は、配当金支払予定額通知期限までの日に、機構に通知した「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」の訂正を行うときは、訂正内容を反映した「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」を機構に再通知する。</p>	<p>訂正を要する事情として想定されるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式数比例配分方式利用株主に係る配当金計算（源泉徴収税額計算）の過誤</li> <li>・ 配当金支払開始日、配当金支払額等の変更（有配から無配への変更を含む。）</li> <li>・ 株式数比例配分方式利用株主に係る配当金差押命令の送達</li> </ul> <p>再通知される「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」を機構において適切に管理するため、当該データに含まれ</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 配当金支払額通知期限後の訂正</p> <p>3. 機構による配当金支払予定額等の通知等</p> <p>(1) 機構による配当金受払予定額等の計算</p>	<p>会社(株主名簿管理人)は、配当金支払予定額通知期限後に、機構に通知した「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」の訂正を行うときは、直ちにその旨を機構に通告するとともに、訂正内容を反映した「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」を機構に再通知する。</p> <p>機構は、1.及び前2.により「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」を受信した日の夜間バッチ処理において、「配当金受払予</p>	<p>る情報として「配当基準日」を加えるものとする(制度要綱 参考資料編 資料27の一部修正。)</p> <p>「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」に含まれる項目(株主等照会コード、株主等照会コードごとの配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)及び配当金支払開始日)の全部又は一部の訂正を要する場合について、同一の取扱いにより処理する(なお、「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」中の銘柄又は配当基準日に訂正を要する事情が生じたときは、対象となるデータの取消しが必要となる。)</p> <p>会社(株主名簿管理人)による事前通告は、電話連絡等によることを想定する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 会社に対する配当金受払予定額等の通知</p> <p>(3) 口座管理機関に対する配当金入金予定額明細データの通知</p>	<p>定額データ」及び「配当金受払予定額明細データ」並びに「配当金入金予定額明細データ」を編集する。</p> <p>機構は、前(1)の処理を行った翌営業日に、会社(株主名簿管理人)に対して「配当金受払予定額データ」及び「配当金受払予定額明細データ」の通知を行う。</p> <p>機構は、配当金支払開始日の3営業日前の日に、口座管理機関に対して「配当金入金予定額明細データ」の通知を行う。</p>	<p>間接口座管理機関に対する通知は、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。</p> <p>各口座管理機関は、機構から通知された「配当金入金予定額明細データ」により、配当金支払開始日における入金管理等を行う。</p> <p>機構は、口座管理機関に対する「配当金入金予定額明細データ」の通知後に、1.(2)により会社からの「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」の訂正に係る通告を受けたときは、直ちにその旨を口座管理機関に通知する(当該通知は、一斉ファックスの送信及び機構報への掲載等の方法により行う。)この場合において、口座管理機関は、受信済みの「配当金入金予定額明細データ」を破棄する。</p>

項 目	内 容	備 考
4．会社による配当金の支払い	<p>会社（株主名簿管理人）は、機構から通知された「配当金受払予定額データ」( 1 .( 2 ) )によって「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」の訂正を行った場合には、当該訂正後に通知されたもの）に基づいて、口座管理機関配当金受領口座あての振込依頼書を作成のうえ、配当金支払開始日前の所定の日までに、仕向銀行に交付する（振込依頼データ（MT）の全国銀行協会への持込み等を行う。）</p>	<p>会社は、株式数比例配分方式利用株主に係る配当金差押命令が、配当金支払開始日直前に送達された場合等にあつては、直ちに、その旨を機構及び該当する口座管理機関に通知するとともに、機構から通知された「配当金受払予定額明細データ」を利用して、対象となる株主への支払額を控除した額を計算し、控除後の金額を口座管理機関配当金受領口座あてに振り込むものとする。</p>

以 上

### 3 . 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について

#### 第 1 0 回

- 1 . 振替新株予約権付社債分科会における今後の検討事項
- 2 . 振替新株予約権付社債に係る銘柄情報の通知及び公示に関する手続
- 3 . 取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う振替株式の交付手続
- 4 . 振替新株予約権の新株予約権行使の手続
- 5 . 振替新株予約権付社債の取扱廃止に係る手続

#### 第 1 1 回

- 1 . 振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使の制限日の取扱い
- 2 . 合併等において新株予約権付社債が承継される場合の手続
- 3 . 無償割当新株予約権の新規記録の手続
- 4 . 総額買取型新株予約権の新規記録の手続

#### 第 1 2 回

- 1 . 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び公示に関する手続
- 2 . 振替新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う单元未満株式の同時買取請求に関する取扱い
- 3 . 振替新株予約権の予約権行使の制限日の取扱い
- 4 . 振替新株予約権付社債及び振替新株予約権の区分口座の利用目的と区分口座番号体系

- 5．振替新株予約権付社債及び振替新株予約権の残高照合の手続
- 6．合併等の対価として消滅会社等の株主に振替新株予約権付社債が交付される場合の手続
- 7．登録株式質権者に対して振替新株予約権付社債又は振替新株予約権が交付される場合の記録口座の取扱い

以 上

## 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について（メモ）

## 第3 振替新株予約権付社債関係

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>Ⅲ. 新規記録手続</p> <p>1. 取扱開始時の取扱い</p> <p>(1) 銘柄に関する情報の通知</p>	<p>○ 発行代理人は、会社が振替新株予約権付社債の利率、新株予約権行使価格等の発行条件を決定した日の翌営業日に、機構に対して、当該振替新株予約権付社債の銘柄に関する所定の情報（以下「銘柄情報」という。）を電磁的な方法により通知するものとする。</p> <p>○ 機構は、発行代理人から銘柄情報を受領したときは、機構加入者に対して、当該銘柄情報を電磁的な方法により通知することとする。</p> <p>○ 支払代理人は、会社が振替新株予約権付社債を発行した後、当該振替新株予約権付社債の内容に関する決議若しくは決定を行ったことに伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報が変更となる場合には、直ちに、機構に対して、銘柄情報の変更通知を電磁的な方法により行うものとする。</p> <p>○ 機構は、支払代理人から銘柄情報の変更通知を受領したときは、機構加入者に対して、当該銘柄情報の変更内容を電磁的な方法により通知することとする。</p>	<p>○ 資料3-1 参照</p> <p>○ 銘柄情報の通知はファイル伝送方式又は CSV ファイル方式により行うものとする。</p> <p>○ 銘柄情報の変更通知はファイル伝送方式又は CSV ファイル方式により行うものとする。</p> <p>○ 銘柄情報の変更の事例</p> <p>(1) 商号変更等に伴う銘柄名の変更</p> <p>(2) 新株予約権行使価格の変更</p> <p>(3) 利率の変更</p> <p>(4) 新株予約権の行使請求受付場所の変更</p> <p>(5) 繰上償還（コールオプションの行使）の決定</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>(2) 銘柄情報に関する公示</p> <p>4. その他の新株予約権付社債に係る取扱い</p> <p>(3) 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の取得により交付される新株予約権付社債の取扱い</p>	<p>○ 機構は、払込期日に、振替新株予約権付社債の総数等の情報の公示（振替法第 225 条第 1 項の措置をいう。）を行うこととする。</p> <p>○ 会社は、取得条項付新株予約権付社債（会社法 236 条第 1 項第 7 号に規定する事項の定めがある新株予約権付社債）のすべてを取得し、対価として振替株式を交付しようとするときは、取得日の 2 週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>① 取得しようとする取得条項付新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 取得日</p> <p>③ 対価として交付しようとする振替株式の銘柄</p> <p>④ 割当比率（③の数の①の数に対する割合）</p> <p>⑤ その他機構が定める事項</p> <p>○ 機構及び口座管理機関は、取得日の業務開始時に、取得条項付新株予約権付社債が記録されている口座において、当該取得条項付新株予約権付社債の記録の全部を抹消するとともに、割当比率に基づいて算出した振替株式の数の増加の記録を行うこととする。</p>	<p>(6) プットオプションの行使期間の決定</p> <p>(7) その他</p> <p>○ 公示は、機構のホームページにおいて、会社から受領した発行要項（発行届出目論見書に記載された募集要項をいう。）を PDF ファイル等の形式で掲載することにより行うこととする。</p> <p>○ 資料 3 - 2 参照</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
(5) 合併等の対価として交付される振替新株予約権付社債の取扱い	<p>○ 合併等において、存続会社等が、消滅会社等の株主に対し、当該存続会社等の振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、当該存続会社等は、合併等効力発生日の2週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>① 消滅会社等の振替株式の銘柄</p> <p>② 合併等効力発生日（新規記録日）</p> <p>③ 消滅会社等の株主に交付する振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>④ 割当比率（③の数の①の数に対する割合）</p> <p>⑤ その他機構が定める事項</p> <p>○ 機構及び口座管理機関は、合併等効力発生日の業務開始時に、振替株式が記録されている口座において、割当比率に基づいて算出した振替新株予約権付社債の数の増加の記録を行うこととする。</p>	<p>○ 資料3-3参照</p> <p>○ 消滅会社等の株式が登録株式質権の目的となっている場合には、交付される振替新株予約権付社債は登録株式質権者の口座に記録する。</p>
<b>VI. 新株予約権の行使</b>		
2. 新株予約権の行使請求の制限	<p>○ 機構は、次に掲げる日においては、行使請求の取次ぎを行わないこととする。</p> <p>① 振替株式に係る株主確定日及びその前営業日</p> <p>② 元利払期日の前営業日</p> <p>③ その他機構が必要であると認めた日</p>	<p>○ 資料3-4参照</p> <p>(注) 振替株式に係る株主確定日の2営業日前及び元利払期日の2営業日前については、口座管理機関及び支払代理人の事務処理に支障がないことから、行使請求の取次ぎを制限しないこととした。</p>
5. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取請求 (3) 買取請求の制限	<p>○ 機構は、次に掲げる日においては、単元未満株式の買取請求の取次ぎを</p>	

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p><b>VII. 合併等において振替新株 予約権付社債が承継され る場合の手続</b></p> <p>1. 会社の機構に対する通知</p> <p>(1) 消滅会社等の通知</p> <p>(2) 存続会社等又は新設会社等の通知</p> <p><b>VIII. 超過記録の防止</b></p>	<p>行わないこととする。</p> <p>① 振替株式に係る株主確定日の2営業日前及び3営業日前の日</p> <p>② その他機構が必要であると認めた日</p> <p>○ 消滅会社等は、合併等効力発生日の2週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>① 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 抹消日（合併等効力発生日）</p> <p>○ 存続会社等又は新設会社等は、合併等効力発生日の2週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>① 存続会社等又は新設会社等の振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 新規記録日（合併等効力発生日）</p> <p>③ 発行される振替新株予約権付社債の総数及び総額</p> <p>○ 機構は、日々、振替口座簿に記録する銘柄の会社（支払代理人及び株主名簿管理人）に対して、振替口座簿に記録する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数その他の必要な事項を通知することとする。</p>	<p>○ 資料3-5参照</p> <p>○ 資料3-6参照</p> <p>（注）照合を確実に行うとの観点から、機構が会社に対し振替口座簿に記録する振替新株予約権付社債の数等を通知する回数を増加させることとした。</p> <p>（注）振替新株予約権付社債の総数</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<b>XII. 取扱廃止の取扱い</b>	<p>○ 機構は、振替新株予約権付社債の取扱いを廃止するときは、口座管理機関からの委託に基づき、振替口座簿に記録する全ての振替新株予約権付社債について、会社に対し、新株予約権付社債券の発券請求を行うものとする。</p>	<p>の増減の頻度等を勘案し、会社から機構に対する発行総数等の通知は行わないこととした。</p> <p>○ 機構は、口座管理機関からの通知に基づき、新株予約権付社債券の搬送先及び搬送数量等の情報を支払代理人に通知する。</p> <p>○ 発券請求については、振替システムによる対応は行わない。</p>

#### 第4 振替新株予約権関係

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<b>III. 新規記録手続</b>  2. 無償割当新株予約権の新規記録の取扱い	<p>○ 会社は、株主に対し、無償で振替新株予約権を割り当てる旨の決議を行った場合には、機構に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>① 新株予約権の無償割当ての対象となる振替株式の銘柄</p> <p>② 割り当てる振替新株予約権の銘柄</p> <p>③ 新株予約権の割当総数</p> <p>④ 新株予約権の割当基準日</p> <p>⑤ 新株予約権の割当ての効力発生日</p>	<p>○ 資料3-7参照</p> <p>○ 割当ての対象となる株式が登録株式質権の目的となっている場合には、割り当てられる振替新株予約権は登録株式質権者の口座に記録する。</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>3. 総額買取型新株予約権の新規記録の取扱い</p> <p><b>IV. 新株予約権行使</b></p> <p>1. 新株予約権行使請求の取次ぎ</p> <p>(2) 口座管理機関における手続</p> <p>a. 払込金の支払い</p>	<p>⑥ 割当比率 (②の数の①の数に対する割合)</p> <p>⑦ その他機関が定める事項</p> <p>○ 機構及び口座管理機関は、割当ての効力発生日の業務開始時に、振替株式が記録されている口座において、割当比率に基づいて算出した振替新株予約権の増加の記録を行うこととする。</p> <p>○ 振替新株予約権の総額の割当てを受ける口座管理機関は、払込期日の3営業日前に、機構に対し、新規記録により増加の記録を受ける口座を通知するものとする。</p> <p>○ 振替新株予約権の総額の割当てを受ける口座管理機関は、払込期日に、会社が定めた払込取扱場所において、新株予約権に係る払込みを行うものとする。</p> <p>○ 株主名簿管理人は、払込期日に、払込みの確認を行ったうえで、機構に対し、新規記録通知を行うものとする。</p> <p>○ 機構及び口座管理機関は、払込期日の翌営業日の業務開始時に、振替口座簿において振替新株予約権の増加の記録を行うこととする。</p> <p>○ 機構加入者は、加入者から受け付けた行使請求について、機構に対して行使請求通知を行う日の正午までに、会社が定めた払込取扱場所において、当該行使請求に係る払込金を支払うものとする。</p>	<p>○ 資料3-8参照</p> <p>○ 資料3-9参照</p> <p>○ 間接口座管理機関は、直接口座管理機関に対して、行使請求通知及び払込金の支払いを委託するものとする。</p>

制度要綱関係項目	事務処理の取扱い	備 考
<p>2. 新株予約権の行使請求の制限</p> <p>3. 新株予約権行使により交付される振替株式の記録 (1) 行使請求受付場所による機構への通知</p>	<p>○ 機構は、次に掲げる日においては、行使請求の取次ぎを行わないこととする。</p> <p>① 振替株式に係る株主確定日の2営業日前から株主確定日までの間</p> <p>② その他機構が必要であると認めた日</p> <p>○ 行使請求受付場所は、機構から行使請求通知を受領したときは、当該行使請求に係る払込みの確認を行ったうえで、当該行使請求日の2営業日後に、機構に対し、新株予約権行使により交付される振替株式の新規記録通知を行うものとする。</p>	<p>○ 資料3-10参照</p> <p>○ 新株予約権の行使請求に係る払込みの確認は、口座管理機関毎、銘柄毎に払込金額の総額と新株予約権行使の総数を照合することにより行うものとする。</p>

以 上

## 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び公示に関する手続

銘柄情報の通知及び公示に関する業務フロー（上場 C B の場合）

日 程	発行者	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者	処理概要
発行決議 ( X )						
X + 2 ~		銘柄コード 入手				発行代理人は、証券取引所のホームページ（新規上場予定銘柄情報）から銘柄コードを入手する。
条件決定 ( Y )						
Y + 1		発行要項  銘柄情報		内容確認 (システム チェック)  確認結果		発行代理人は、機構に対し、発行要項を WORD 等の形式で電子メールにより送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成したうえで、ファイル伝送又は C S V ファイルにより通知する。 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報についてシステムチェックを行い、確認結果を返信する。システムチェックの結果、エラーがあった場合には、発行代理人は、正しいファイルを作成したうえで、機構に対し、ファイル伝送又は C S V ファイルにより再度通知する。
		訂正		内容確認 (目視)		機構は、発行代理人より通知された銘柄情報の内容が発行要項と差

日 程	発行者	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者	処理概要
Y + 2				<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">訂正依頼</div>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">内容再確認 (目視)</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">確認結果</div>		<p>異がないかを目視により確認する。確認の結果、銘柄情報が発行要項と異なる場合には、機構は、その旨を発行代理人へ電話等の方法により通知する。</p> <p>発行代理人は、正しいファイルを作成したうえで、機構に対し、ファイル伝送又はCSVファイルにより再度通知する。</p> <p>機構は、目視により訂正内容を再度確認する。</p> <p>機構は、電話等により発行代理人に対し、確認結果を連絡する。</p>
Y + 3				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">銘柄情報</div>		<p>機構は、機構加入者に対し、銘柄情報をファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。</p>
払込期日				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公示</div>		<p>機構は、公示のために機構のホームページに発行要項をPDFにより掲示する。</p>

銘柄情報の通知及び公示に関する業務フロー（総額買取型C Bの場合）

日 程	発行者	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者	処理概要
発行決議 ( X )						
X + 1						<p>発行者は、機構に対し、取扱申請書類（発行要項、買取契約書、確認書等）をファックスにより送信する。</p> <p>（注）取扱申請書類については、後日、原本を機構に提出する。</p> <p>（注）取扱申請書の機構への送信又は提出は、発行代理人等会社の代理人が行うことも可能とする。</p> <p>機構は、申請内容を審査し、電話等により、取扱いの可否を発行者へ通知する。</p>
X + 2						<p>機構は、証券コード協議会に対し、ファックス等により銘柄コードの付番を申請する。</p>
X + 3						<p>証券コード協議会は、銘柄コードを付番後、機構に対し、ファックス等により通知する。</p>
X + 4						<p>機構は、発行者に銘柄コードをファックス等により通知する。</p>
						<p>発行代理人は、機構に対し、発行要項をWORD等の形式で電子メールにより送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成した</p>

日 程	発行者	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者	処理概要
X + 5 又は条件決定日の翌日 (Y + 1)						<p>うえで、ファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。</p> <p>機構は、発行代理人から通知された銘柄情報についてシステムチェックを行い、確認結果を返信する。システムチェックの結果、発行代理人は、正しいファイルを作成したうえで、機構に対し、ファイル伝送又はCSVファイルにより再度通知する。</p>
X + 6 又は Y + 2						<p>機構は、発行代理人より通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないか目視により確認する。確認の結果、銘柄情報が発行要項と異なる場合には、機構は、その旨を発行代理人へ電話等の方法により通知する。</p> <p>発行代理人は、正しいファイルを作成したうえで、機構に対し、ファイル伝送又はCSVファイルにより再度通知する。</p> <p>機構は、目視により訂正内容を再度確認する。</p> <p>機構は、電話等により発行代理人に対し、確認結果を連絡する。</p>
X + 7 又は Y + 3						<p>機構は、機構加入者に対し、銘柄情報をファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。</p>

日 程	発行者	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者	処理概要
払込期日				公 示		機構は、公示のために機構のホームページに発行要項をPDFにより掲示する。

以 上



日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
	<div data-bbox="387 256 584 316" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">訂正</div> <div data-bbox="584 268 831 300" style="border-bottom: 1px dashed black; margin-left: 10px;">→</div>	<div data-bbox="685 352 882 427" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">内容再確認(目視)</div> <div data-bbox="443 504 685 563" style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; margin-left: 10px;">←</div> <div data-bbox="685 504 882 563" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">確認結果</div>		<p>機構は、目視により訂正内容を再度確認する。          機構は、電話等により発行代理人に対し、確認結果を連絡する。</p>
X + 2		<div data-bbox="685 663 882 722" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">銘柄情報変更</div> <div data-bbox="882 679 1151 711" style="border-bottom: 1px solid black; margin-left: 10px;">→</div>		<p>機構は、機構加入者に対し、銘柄情報変更ファイルをファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。</p>

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報項目(発行代理人 機構 口座管理機関)

項番	項目名	内容
1	新規訂正区分	新規/訂正
2	銘柄コード	9桁コード 上場CBは、上場時に決定。総額買取型CBは、機構が証券コード協議会で付番されたコードを発行会社に通知。
3	銘柄の正式名称	
4	銘柄略称	発行者略称
5		回号等
6		募集区分
7	上場区分	公募/第三者割当て(総額買取型)/無償割当て
8	保証区分	無保証/銀行保証/保証協会及び銀行保証/その他保証
9	担保区分	無担保/一般担保/物上担保/その他担保
10	分割発行有無フラグ	物上担保付社債の場合 無/有
11	合同発行フラグ	合同発行/合同発行でない
12	劣後特約有無フラグ	無/有
13	責任財産限定特約有無フラグ	無/有
14	債券種類	「新株予約権付社債」を入力
15	募集開始日	
16	払込期日	CBの無償割当ての場合は、割当日
17	各社債の金額	入力可能桁数:最高14桁(円単位)
18	打切発行フラグ	打切発行/打切発行でない
19	新株予約権付社債の総額	入力可能桁数:最高14桁(円単位)
20	代理人コード	発行代理人コード
21		支払代理人コード
22		資金決済会社コード
23	機構関与方式採用フラグ	機構関与方式/機構非関与方式
24	個別承認採用フラグ	採用しない/採用する
25	社債管理者	社債管理者(1)~(10)
26	休日処理	休日処理区分
27	利払	利付割引区分
28		利払期日(1)~(12)
29		初回利払期日
30		最終利払有無フラグ
31		利率
32		1円あたりの利子額(初期)
33		1円あたりの利子額(通常)
34	1円あたりの利子額(終期)	

項番	項目名	内容
35	償還	満期償還期日
36		償還価額
37		償還プレミアム 「各社債の金額」あたりの金額
38	コールオプション(全額償還)	コールオプション有無フラグ 無 / 有
39		コールオプション行使フラグ 未行使 / 行使する
40		繰上償還期日
41		償還プレミアム 「各社債の金額」あたりの金額
42		1円あたりの利子額
43	プットオプション	プットオプション有無フラグ 無 / 有
44		プットオプション行使フラグ 行使不可能 / 行使可能
45		行使期間開始日
46		行使期間終了日
47		繰上償還期日
48		償還プレミアム 「各社債の金額」あたりの金額
49	新株予約権に関する事項	新株予約権の総数
50		新株予約権の行使期間開始日
51		新株予約権の行使期間終了日
52		新株予約権の発行価格
53		新株予約権の行使価格
54		行使請求受付場所 株主名簿管理人コードを入力
55	取得条項	取得条項有無フラグ 無 / 有
56		取得条項に係る取得日 取得日が事前に定められる場合に入力
57		取得対価(交付財産)の種類 株 / CB / W / SB / 現金 / その他
58	端数償還金	端数償還金有無フラグ 無 / 有
59	特例債	特例新株予約権付社債フラグ 特例CBの銘柄情報を発行代理人が入力することとした場合
60	元利払手数料率	利金手数料基準 元金基準 / 利金基準 / ゼロクーポン債
61		元金手数料率 100円単位あたりの料率を(1 / 100)円単位で設定。整数部3桁、小数部14桁。
62		利金手数料率 100円単位あたりの料率を(1 / 100)円単位で設定。整数部3桁、小数部14桁。
63		社内処理用項目1
64		社内処理用項目2
65		予備

項番 2、7、49～58、60～62は、一般債の銘柄情報項目にはないもの。

以上

## 取得条項付振替新株予約権付社債の全部取得に伴う振替株式の交付の手續

(業務処理)

内容	備考
<p>1. 取得条項付新株予約権付社債の全部取得に係る抹消通知及び取得対価株式の新規記録通知</p> <p>会社は、取得条項付新株予約権付社債のすべてを取得し、取得対価として振替株式を交付しようとするときは、取得しようとする日（以下「全部取得日」という。）の2週間前（14営業日前）までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>取得しようとする取得条項付新株予約権付社債の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。） 全部取得日 取得対価として交付しようとする振替株式の銘柄（以下「取得対価銘柄」という。） の数の の数に対する割合（以下「対価割当比率」という。）</p> <p>2. 会社の機構に対する自己新株予約権付社債の記録口座の通知</p> <p>会社は、会社の有する自己新株予約権付社債について、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>自己新株予約権付社債の銘柄及び数 自己新株予約権付社債の記録されている口座管理機関 自己新株予約権付社債の記録がされている口座</p> <p>3. 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、会社から上記2の通知を受けたときは、直接口座管理機関に対し、会社から通知された事項について通知する。</p>	<p>機構は、当該通知を受けた後、全部取得日の9営業日前に、機構加入者に対し、総新株予約権付社債権者通知の日程案内を行う。</p> <p>自己の有する取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを行わない。 機構は、会社の取得対象銘柄を記録している口座を開設する口座管理機関に、当該口座及びその振替新株予約権付社債の数を通知する。</p>

内容	備考
<p>4. 取得条項付新株予約権付社債の記録の抹消</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時(9:00)に、取得条項付新株予約権付社債についての記録がされている口座において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記録を抹消するものとする。</p> <p>5. 対価割当比率による増加の記録</p> <p>(1) 略式質権の目的となっていない振替新株予約権付社債に係る自己口等の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の前営業日において、その加入者の自己口等の保有欄に増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数を対価割当比率に基づいて算出し、全部取得日の業務開始時(9:00)に、増加の記録をするものとする。</p> <p>(2) 略式質権の目的となっている振替新株予約権付社債に係る通知と自己口等の記録</p> <p>a. 振替新株予約権付社債を記録する口座を開設する口座管理機関における取扱い</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の前営業日において、その加入者の自己口等に略式質権の目的となっている取得対象銘柄が記録されている場合は、取得対価銘柄を新規記録すべき口座ごとに増加させるべき取得対価銘柄である振替株式の数を算出し、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>共通直近上位機関(略式質権の目的となっている振替新株予約権付社債が記録されている口座の加入者と取得対価銘柄の新規記録を受ける口座の加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうち当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。)でない場合は、その直近上位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものである場合は、全部取得日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p>	<p>保有欄に増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数は、当該保有欄に記録されている取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の数に對価割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>取得対価銘柄を新規記録すべき口座は、略式質権の目的となっている振替新株予約権付社債の社債権者の口座の保有欄とする。</p>

内容	備考
<p>共通直近上位機関であり、かつ新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>b . 直近下位機関から通知を受けたその直近上位機関における取扱い</p> <p>直近下位機関から新規記録に係る事項の通知を受けた機構又は口座管理機関は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が共通直近上位機関でない場合は、その直近上位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものである場合は、全部取得日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>c . 直近上位機関から通知を受けたその直近下位機関における取扱い</p> <p>直近上位機関から新規記録に係る通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が新規記録すべき口座を開設したものである場合は、全部取得日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p>	

内容	備考
<p>(3) 顧客口における記録</p> <p>a. 顧客口において記録すべき数の通知</p> <p>口座管理機関は、全部取得日の前営業日に、その直近上位機関に、全部取得日に当該口座管理機関の加入者の自己口等に記録すべき振替株式の数の合計数を通知するものとする。</p> <p>b. 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時(9:00)において、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数の増加の記録をするものとする。</p> <p>(4) 直接口座管理機関による手続</p> <p>直接口座管理機関は、全部取得日の前営業日に、機構に対し、全部取得日に口座に記録すべき数の申告を行う。</p> <p>a. 略式質権の目的となっていない振替新株予約権付社債</p> <p>申告をする機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>の機構加入者コードで特定される区分口座に記録すべき株数</p> <p>内信託財産表示株数</p>	<p>口座管理機関は、その直近下位機関から全部取得日に記録すべき振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、その直近上位機関に、当該数を併せて通知するものとする。</p> <p>顧客口に増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数は、全部取得日において記録すべき数として当該顧客口に係る直近下位機関から通知された数とする。</p>

内容	備考
<p>b . 略式質権の目的となっている振替新株予約権付社債</p> <p>申告する機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>新規記録をうける機構加入者の機構加入者コード</p> <p>で特定される新規記録を受ける機構加入者の区分口座ごとの株数</p> <p>区分口座ごとの株数のうち信託財産表示株数</p> <p>新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>加入者ごとの株数</p> <p>加入者ごとの株数の内信託財産表示株数</p> <p>6 . 総新株予約権付社債権者報告</p> <p>口座管理機関は、全部取得日の翌営業日に、全部取得日の前営業日の振替処理終了時（15:30）に口座に記録されていた振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者について、氏名、住所及び数等の情報を機構に対して通知する。</p> <p>7 . 割当計算</p> <p>a . 機構による割当計算</p> <p>機構は、全部取得日の翌営業日に口座管理機関から行われた総新株予約権付社債権者報告に基づき、全部取得日の前営業日における新株予約権付社債権者についての割当計算を行う。</p> <p>b . 割当ての方法</p> <p>機構は、新株予約権付社債権者ごとに、取得対価銘柄を保有すべき数から全部取得日において当該新</p>	<p>取得対価銘柄の交付を受けない会社の自己の取得対象銘柄については、割当計算の対象とはならない。</p> <p>新株予約権付社債権者ごとの数は、機構</p>

内容	備考
<p>株予約付社債権者の振替株式として記録されるべき数の合計を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、新株予約権付社債権者の自己口等のうち、全部取得日の前営業日において最も大きい振替新株予約権付社債の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）に割当てを行うこととする。</p> <p>c . 割当計算後の株式数の通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に、割当計算後に当該加入者の自己口等に記録すべき振替株式の数（調整株式数を含む。）及びその他次の事項を通知する。</p> <p>    銘柄コード</p> <p>    新規記録を受ける機構加入者の機構加入者コード</p> <p>        で特定される新規記録を受ける機構加入者の区分口座ごとの株数</p> <p>    区分口座ごとの株数のうち信託財産表示株数</p> <p>    新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>    加入者ごとの株数</p> <p>    加入者ごとの株数のうち信託財産表示株数</p> <p>8 . 調整株式数の記録手続</p> <p>a . 自己口等における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口等を開設しているときは、全部取得日の4営業日後の業務開始時（9：00）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録するもの</p>	<p>において、加入者ごとに、その口座に記録する取得対価銘柄の数を名寄せ合算した数とする。</p> <p>機構は、割当計算後に1株に満たない端数が生じた場合は、新株予約権付社債権者ごとの振替株式の数とともに総新株予約権付社債権者通知により当該会社に通知する。</p> <p>直接口座管理機関は、機構から割当計算後の株式数の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた直近下位機関についても同様とする。</p>

内容	備考
<p>とする。</p> <p>b. 顧客口における増加の記録  機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口等において調整株式数を記録すべきときは、全部取得日の4営業日後の業務開始時(9:00)に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加を記録するものとする。</p> <p>9. 自己株式を交付する場合の取扱い</p> <p>a. 会社の振替の申請  会社は、株主に自己の振替株式を交付するときは、その直近上位機関に対して、次の事項を示して当該振替株式の振替の申請をするものとする。  交付しようとする自己の振替株式の銘柄及び数  交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座  振替日</p> <p>b. 会社の機構に対する事前の通知  会社は、新株予約権付社債権者に自己の振替株式を交付するための振替を申請しようとするときは、あらかじめ機構に対し、次の事項を通知するものとする。  交付しようとする自己の振替株式の銘柄及び数  交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座及びその口座を開設する口座管理機関  振替日</p> <p>c. 機構の直接口座管理機関に対する通知  機構は、会社から自己の振替株式の交付に係る通知を受けたときは、当該振替株式が記録された口座を</p>	<p>振替日は、振替新株予約権付社債の全部取得日とする。</p> <p>直接口座管理機関は、機構から自己の振</p>

内容	備考
<p>開設する口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に、次の事項を通知することとする。</p> <p>交付しようとする自己の振替株式の銘柄及び数</p> <p>交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座及びその口座を開設する口座管理機関</p> <p>振替日</p> <p>d . 自己株式の交付の取扱い</p> <p>機構及び口座管理機関（その開設する口座に会社の自己の振替株式の記録がされている者に限る。）は、当該振替株式の振替日の業務開始時（9：00）に、その備える振替口座簿中の当該振替株式の記録がされている口座において、会社が交付しようとする当該振替株式の数の減少の記録をするものとする。</p> <p>10 . 取得条項付新株予約権付社債に係る全部取得日の設定の制限</p>	<p>替株式の交付に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（当該振替株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。）に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>会社から自己の振替株式の振替の申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から受けた当該振替株式の交付に係る通知事項の内容を確認するものとする。</p> <p>自己の振替株式の交付に係る通知を受けた直接口座管理機関は、顧客口として複数の口座があるときは、機構に、当該振替株式が記録された顧客口を報告するものとする。</p> <p>当該振替の申請における振替に係る増加の記録は新規記録により行うこととし、増加先口座は、機構が定めることとし、自己株式かどうかの区別は設けない。</p>

内容	備考
<p>機構は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う取得対価が株式又は一部株式である場合は、次に掲げる日において、全部取得日の設定を制限することとする。</p> <p>振替株式に係る株主確定日の3営業日前から株主確定日当日までの間            その他機構が必要であると認めた日</p> <p>11. 取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い現金が交付される場合</p> <p>取得条項付新株予約権付社債の取得対価として現金が交付される場合は、機構が会社に対して行う総新株予約権付社債権者通知の情報を基に、会社が新株予約権付社債権者に対して直接支払うものとする。</p> <p>なお、当該方法に加え、現金を交付するための効率的なスキームについては、データセンター分科会における配当金の支払いスキーム等の検討を踏まえ検討する。</p>	<p>調整株式数の新規記録が、全部抹消日の3営業日後となるため、株主確定日に当該数について総株主通知の対象とならない事態を避ける。</p>

以上

## 合併等の対価として消滅会社等の株主に振替新株予約権付社債が交付される場合の手続

(業務処理)

内容	備考
<p>1. 発行代理人及び支払代理人の選任</p> <p>合併等に伴い、消滅会社等の株主に対し、存続会社等又は新設会社等の振替新株予約権付社債を交付する場合、存続会社等又は新設会社等（新設合併等の場合は、事実上同一法人格である消滅会社等、以下同じ。）は、当該振替新株予約権付社債の新規記録に係る発行代理人及び支払代理人を選任するものとする。</p>	<p>振替新株予約権付社債の機構取扱いについて同意をしていない場合は、別途機構に対して同意の手続を行う。</p> <p>発行代理人及び支払代理人の選任は、あらかじめ機構に届け出た者の中から、銘柄情報通知により機構に通知する。</p>
<p>2. 資金決済会社の選任</p> <p>存続会社等又は新設会社等は、自らが選任した発行代理人及び支払代理人が機構から資金決済会社としての指定を受けていないときは、資金決済会社を別途選任するものとする。</p>	<p>資金決済会社選任の機構への届出は、銘柄情報通知により行うものとする。</p>
<p>3. 振替新株予約権付社債に係る銘柄情報の通知</p> <p>発行代理人は、機構が定める日までに、機構に対し、発行要項を電子メールにて送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成したうえで、ファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。</p>	<p>機構は、発行代理人から通知された銘柄情報について、ファイル伝送又はCSVファイルにより直接口座管理機関に提供する。</p>
<p>4. 一定の日の1ヶ月前の日の通知</p> <p>消滅会社等は、合併等の効力発生日の1ヶ月前までに、株主又は登録株式質権者に対し、次の事項を通</p>	<p>振替法第196条第1項の一定の日は、合</p>



内容	備考
<p>7. 機構の直接口座管理機関に対する通知  機構は、消滅会社等から上記6の通知を受けたときは、直接口座管理機関に対し、通知された事項について通知する。</p> <p>8. 割当比率による増加の記録  (1) 略式譲渡担保権、略式質権又は登録質権の目的となっていない振替株式に係る自己口等の記録  機構は合併等の効力発生日において、その加入者の自己口等の保有欄に増加させるべき振替新株予約権付社債の金額を割当比率に基づいて算出し、合併等の効力発生日の業務開始時(9:00)に、増加の記録をするものとする。</p> <p>(2) 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式に係る通知と自己口等の記録  a. 振替新株予約権付社債を記録する口座を開設する口座管理機関における取扱い</p>	<p>新設合併等の場合は、登記日の振替処理終了時(15:30)に増加の記録を行う。</p> <p>保有欄に増加させるべき振替新株予約権付社債の金額は、当該保有欄に記録されている振替株式の数に割当比率を乗じて得た金額(各社債の金額に満たない金額が生じた場合は切り捨てる。)とする。</p> <p>質権欄に増加させるべき振替新株予約権付社債の金額は、当該質権欄に記録されている登録質権の目的となっている振替株式の株主ごとの質権株式の数に割当比率を乗じて得た金額(各社債の金額に満たない金額が生じた場合は切り捨てる。)とする。</p>

内容	備考
<p>機構及び口座管理機関は、合併等の効力発生日の前営業日において、その加入者の自己口等に略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式が記録されている場合は、振替新株予約権付社債を新規記録すべき口座ごとに増加させるべき振替新株予約権付社債の金額を算出し、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>共通直近上位機関（略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式が記録されている口座の加入者と振替新株予約権付社債の新規記録を受ける口座の加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうち当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。）でない場合は、その直近上位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものである場合は、合併等の効力発生日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>共通直近上位機関であり、かつ新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>b. 直近下位機関から通知を受けたその直近上位機関における取扱い</p> <p>直近下位機関から新規記録に係る事項の通知を受けた機構又は口座管理機関は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が共通直近上位機関でない場合は、その直近上位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものである場合は、合併等の効力発生日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機</p>	<p>振替新株予約権付社債を新規記録すべき口座は、特別株主、略式質権の目的となっている振替株式の株主の口座の保有欄とする。</p> <p>増加させるべき振替新株予約権付社債の金額は、振替株式の特別株主、質権欄に記録されている略式質権の目的となっている振替株式の株主について、当該特別株主又は当該株主ごとの振替株式の数に割当比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない場合は切り捨てる。）の合計とする。</p>

内容	備考
<p>関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>c . 直近上位機関から通知を受けたその直近下位機関における取扱い</p> <p>直近上位機関から新規記録に係る通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が新規記録すべき口座を開設したものである場合は、合併等の効力発生日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>( 3 ) 顧客口における記録</p> <p>a . 顧客口において記録すべき数の通知</p> <p>口座管理機関は、合併等の効力発生日の前営業日に、その直近上位機関に、合併等の効力発生日に当該口座管理機関の加入者の自己口等に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の合計金額を通知するものとする。</p> <p>b . 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、合併等の効力発生日の業務開始時（9：00）において、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をするものとする。</p>	<p>口座管理機関は、その直近下位機関から合併等の効力発生日に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の合計金額の通知を受けたときは、その直近上位機関に、当該金額を併せて通知するものとする。</p> <p>顧客口に増加させるべき振替新株予約権付社債の金額は、合併等の効力発生日</p>

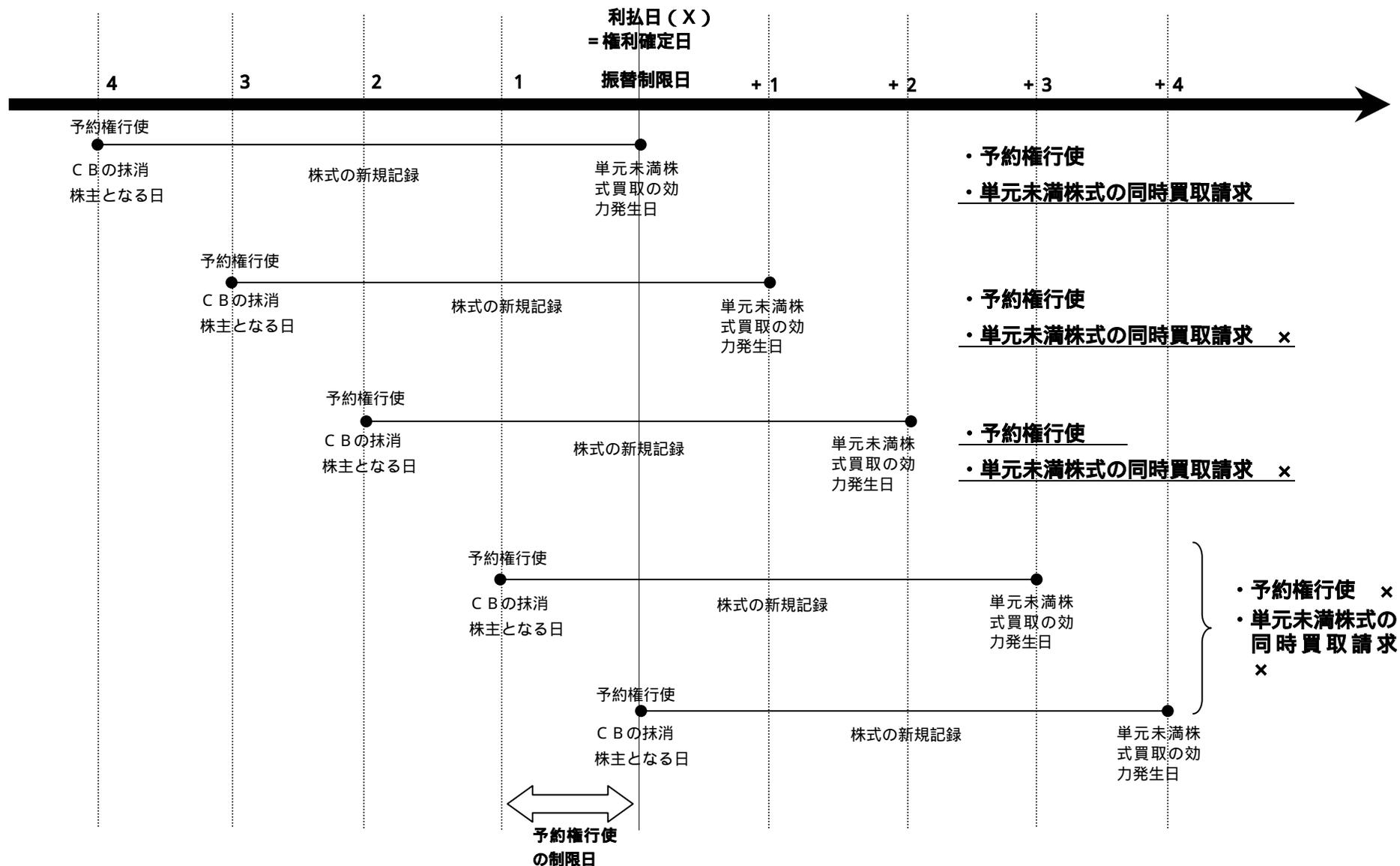
内容	備考
<p>(4) 直接口座管理機関による手続</p> <p>直接口座管理機関は、合併等の効力発生日の前営業日に、機構に対し、合併等の効力発生日に口座に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の申告を行う。</p> <p>a. 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっていない振替株式</p> <p>申告する機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>機構加入者コードで特定される区分口座に記録すべき振替新株予約権付社債の金額</p> <p>内信託財産表示新株予約権付社債の金額</p> <p>b. 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式</p> <p>申告する機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>新規記録を受ける機構加入者の機構加入者コード</p> <p>で特定される新規記録を受ける機構加入者の区分口座ごとの振替新株予約権付社債の金額</p> <p>区分口座ごとの振替新株予約権付社債の金額のうち信託財産表示新株予約権付社債の金額</p> <p>新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>加入者ごとの振替新株予約権付社債の金額</p> <p>加入者ごとの振替新株予約権付社債の金額の内信託財産表示新株予約権付社債の金額</p>	<p>において記録すべき金額として当該顧客口に係る直近下位機関から通知された金額とする。</p> <p>新設合併等の場合は、登記日の振替処理終了時(15:30)に増加の記録を行う。</p>

内容	備考
<p>9．総株主報告</p> <p>口座管理機関は、合併等の効力発生日の前営業日の振替処理終了時（15:30）に口座に記録されていた消滅会社等の振替株式の株主について、2 営業日後の総株主報告日に氏名、住所及び金額等の情報を機構に対して通知する。</p> <p>10．割当計算</p> <p>a．機構による割当計算</p> <p>機構は、合併等の効力発生日の2 営業日後の総株主報告日に口座管理機関から行われた総株主報告に基づき、合併等の効力発生日の前営業日における消滅会社等の株主についての割当計算を行う。</p> <p>b．割当ての方法</p> <p>機構は、新株予約権付社債権者ごとに、振替新株予約権付社債を保有すべき金額から合併等の効力発生日において当該新株予約権者付社債権者の振替新株予約権付社債として記録されるべき金額の合計を減じて得た金額（以下「調整新株予約権付社債の金額」という。）を算出し、新株予約権付社債権者の自己口等のうち、合併基準日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）に割当てを行うこととする。</p> <p>c．割当計算後の新株予約権付社債の金額の通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に、割当計算後に当該加入者の自己口等に記録すべき振替新株予約権付社</p>	<p>消滅会社等の有する自己株式については、割当計算の対象とはならない。</p> <p>新株予約権付社債権者ごとの金額は、機構において、加入者ごとに、その口座に記録する振替新株予約権付社債の金額を名寄せ合算した金額とする。</p> <p>機構は、割当計算後に各社債の金額に満たない金額が生じた場合は、新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額とともに総株主通知により当該会社に通知する。</p> <p>直接口座管理機関は、機構から割当計算</p>

内容	備考
<p>債（調整新株予約権付社債の金額を含む。）及びその他次の事項を通知する。</p> <p>    銘柄コード</p> <p>    新規記録を受ける機構加入者の機構加入者コード</p> <p>        で特定される新規記録を受ける機構加入者の区分口座ごとの新株予約権付社債の金額</p> <p>    区分口座ごとの新株予約権付社債の金額のうち信託財産表示新株予約権付社債の金額</p> <p>    新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>    加入者ごとの新株予約権付社債の金額</p> <p>    加入者ごとの新株予約権付社債の金額のうち信託財産表示新株予約権付社債の金額</p> <p>1 1 . 調整新株予約権付社債の金額の記録</p> <p>a . 自己口等における増加の記録</p> <p>    機構及び口座管理機関は、調整新株予約権付社債の金額を記録すべき自己口等を開設しているときは、合併等の効力発生日の3営業日後の業務開始時（9：00）に、当該口座において記録すべき調整新株予約権付社債の金額の増加を記録するものとする。</p> <p>b . 顧客口における増加の記録</p> <p>    機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口等において調整新株予約権付社債の金額を記録すべきときは、合併等の効力発生日の3営業日後の業務開始時（9：00）に、その金額を記録するべき顧客口において、当該金額の増加を記録するものとする。</p>	<p>後の新株予約権付社債の金額の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた直近下位機関についても同様とする。</p>

以上

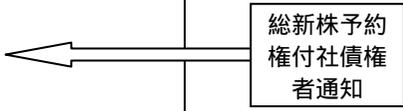
### 振替新株予約権付社債の予約権行使の制限日の取扱い



## 合併等において新株予約権付社債が承継される場合の手続

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
合併等効力発生日の2週間前まで	<div data-bbox="369 335 526 438" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の抹消通知</div>	<div data-bbox="560 430 1064 510" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の銘柄及び銘柄コード、抹消日 (=合併等効力発生日)</div> <div data-bbox="649 550 806 686" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存続会社等の振替 CB の新規記録通知</div> <div data-bbox="840 654 1366 774" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存続会社等の振替 CB の銘柄及び銘柄コード、新規記録予定日 (=合併等効力発生日)、発行される存続会社等の振替 CB の総数及び総額</div> <div data-bbox="649 853 806 901" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発行要項</div> <div data-bbox="649 941 806 989" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">同意書</div>			<p>消滅会社等は、合併等効力発生日までの2週間前までに機構に対し、書面等の方法により消滅会社等の振替新株予約権付社債に係る抹消通知を行う。</p> <p>存続会社等は、合併等効力発生日までの2週間前までに機構に対し、書面等の方法により存続会社等の振替新株予約権付社債に係る新規記録通知を行うとともに発行要項（原本）を機構に送付する（注）。</p> <p>存続会社等は、機構が新株予約権付社債を取り扱うことについて同意書を提出する（既に同意書を提出している場合には、不要）。</p> <p>（注）承継される振替新株予約権付社債が総額買取型の場合には、存続会社等は、合併等効力発生日の2週間前までの間に機構に対し、発行する振替新株予約権付社債について取扱申請を行い、銘柄コードを取得しておく必要がある（銘柄コードの取得方法は、「振替新株予約権付社債に係る銘柄情報の通知及び公示に関する手続」による）。</p>
合併等効力発生日の2週間前の日の翌日まで	<div data-bbox="380 1348 537 1396" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訂正</div>	<div data-bbox="660 1300 817 1348" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訂正</div>	<div data-bbox="907 1061 1064 1173" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">抹消、新規記録通知の内容確認</div> <div data-bbox="907 1197 1064 1252" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訂正依頼</div>		<p>機構は、消滅会社等から通知された抹消通知の内容及び存続会社等から通知された新規記録通知の内容が発行要項と差異がないか確認する。</p> <p>抹消、新規記録通知の内容が発行要項と異なる場合には、機構は、その旨を消滅会社等又は存続会社等へ通知し、訂正を依頼する。</p>

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
合併等効力発生日の7営業日前の日			<div data-bbox="916 217 1070 448" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の抹消通知及び存続会社等の振替 CB の新規記録通知</div> <div data-bbox="1099 304 1218 328" style="text-align: center;">→</div>	<div data-bbox="1099 360 1361 496" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">合併等効力発生日、消滅会社等及び存続会社等の振替 CB の銘柄コード</div>	<p>機構は、合併等効力発生日の7営業日前の日に機構加入者に対し、ファイル伝送により消滅会社等の振替新株予約権付社債の抹消通知及び存続会社等の振替新株予約権付社債の新規記録通知を行う。</p>
合併等効力発生日			<div data-bbox="916 715 1070 911" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の抹消及び存続会社等の振替 CB の新規記録</div> <div data-bbox="916 1007 1070 1043" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">公 示</div>	<div data-bbox="1178 715 1332 911" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の抹消及び存続会社等の振替 CB の新規記録</div>	<p>機構及び機構加入者は、合併等効力発生日に消滅会社等の振替新株予約権付社債の抹消及び存続会社等の振替新株予約権付社債の新規記録を行う（注1～3）。</p> <p>（注1）消滅会社等の振替新株予約権付社債から存続会社等の振替新株予約権付社債へ銘柄を変更することにより行う。</p> <p>（注2）新設合併又は株式移転の場合には、合併効力発生日（登記日）の振替処理終了時（15:30）、吸収合併又は株式交換の場合には、合併等効力発生日の業務開始時（9:00）に行う。</p> <p>（注3）機構は、消滅会社等の支払代理人に対し、消滅会社等の振替新株予約権付社債を抹消した旨を通知するとともに存続会社等の発行代理人に対し、存続会社等の振替新株予約権付社債を新規記録した旨を通知する。</p> <p>機構は、公示のために機構のホームページに発行要項をPDFにより掲示する。</p>
新株予約権付社債権者の確定日+2営業日			<div data-bbox="1016 1353 1070 1377" style="text-align: center;">←</div>	<div data-bbox="1178 1310 1332 1410" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総新株予約権付社債権者報告</div>	<p>口座管理機関は、機構に対し、新株予約権付社債権者の確定日における新株予約権付社債権者を報告する。</p>

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
新株予約権付社債権者の確定日 + 3 営業日以降					機構は、消滅会社等の新株予約権付社債権者について、CD-ROM・書面先等の方法により存続会社等に対して、総新株予約権付社債権者通知を行う。

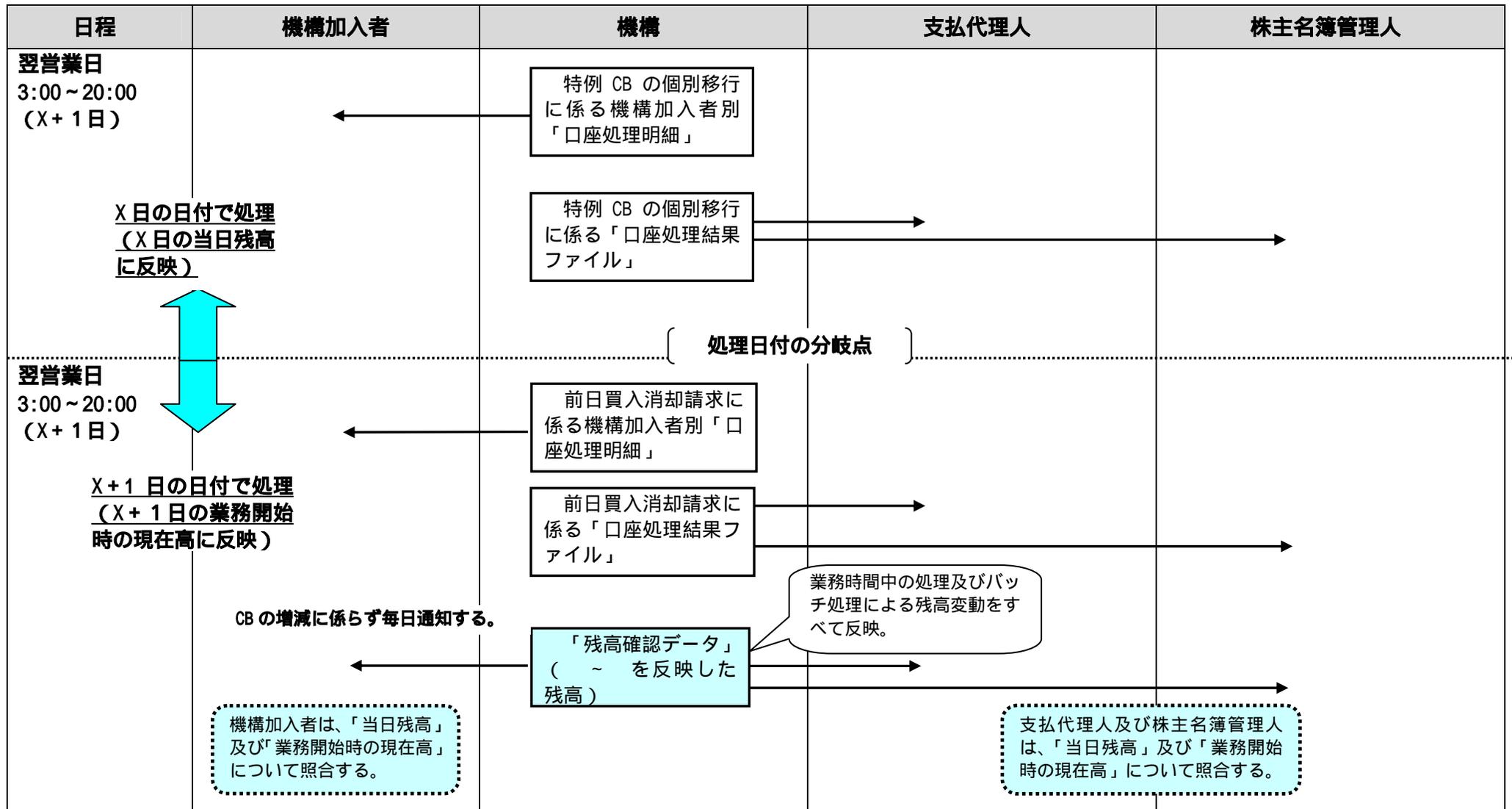
以 上

## 振替新株予約権付社債及び振替新株予約権の残高照合の手続

振替新株予約権付社債

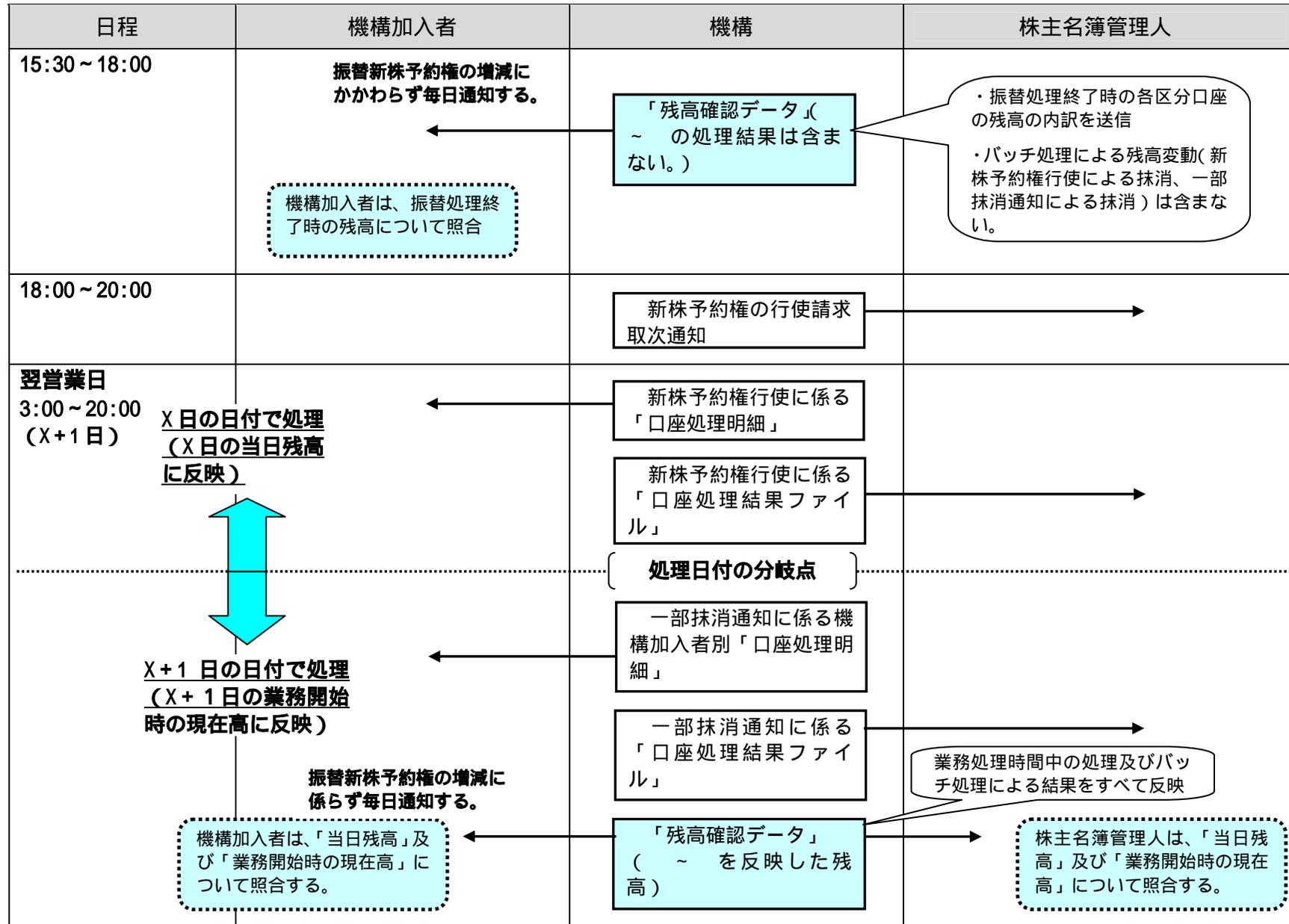
日程	機構加入者	機構	支払代理人	株主名簿管理人
9:00～15:30 (X日)		償還に係る「抹消済通知」		
		当日買入消却請求に係る「抹消済通知」		
15:30～18:00	CBの増減にかかわらず毎日通知する。  機構加入者は、振替処理終了時の残高について照合	「残高確認データ」 ( を反映した残高)		
18:00～20:00		新株予約権行使請求・抹消請求取次通知		
翌営業日 3:00～20:00 (X+1日)		新株予約権行使に係る「口座処理明細」		
		新株予約権行使に係る「口座処理結果ファイル」		

・振替処理終了時の各区分口座の残高の内訳を送信。  
・バッチ処理による残高変動（新株予約権行使による抹消、前日買入消却による抹消、特例CBの個別移行による増加）は含まない。



- 注1 振替新株予約権付社債の残高照合については、支払代理人及び株主名簿管理人が発行総数を機構に通知することによる照合は行わない。
- 注2 個別移行申請により受け入れた特例新株予約権付社債券については、後日社債券を支払代理人に送付する。支払代理人は送付された社債券の総額と受入日の総額について再度確認を行う。
- 注3 償還に係る「抹消済通知」は、満期償還・繰上全額償還に係る抹消とプットオプション行使による繰上一部償還に係る抹消は区別しない。全額償還の場合は、日中に全残高が抹消されるため、の「残高確認データ」は、残高0で送信される。
- 注4 「残高確認データ」は、銘柄ごとの「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。処理明細は含まない。

## 2. 振替新株予約権



- 注1 振替新株予約権の残高照合については、株主名簿管理人が発行総数を機構に通知することによる照合は行わない。
- 注2 振替新株予約権については、振替新株予約権付社債のような「個別移行申請」は存在しない。
- 注3 振替新株予約権の一部抹消については、振替CBの買入消却のような当日請求は存在しない。
- 注4 「残高確認データ」は、「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。処理明細は含まない。

以上

## 無償割当新株予約権の新規記録の手続

(業務処理)

内容	備考
<p>1. 無償割当新株予約権の割当てに伴う割当通知及び新規記録通知</p> <p>会社は、振替株式に係る株主に対し、無償で振替新株予約権を割り当てる旨の決議を行った場合は、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>新株予約権の無償割当ての対象となる振替株式の銘柄</p> <p>振替株式に係る株主に対し、割り当てられる振替新株予約権の銘柄</p> <p>新株予約権の割当総数</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>取得条項の有無</p> <p>新株予約権の割当基準日</p> <p>新株予約権の効力発生日</p> <p>の数の の数に対する割合（以下「割当比率」という。）</p> <p>新株予約権の目的である振替株式の種類</p> <p>新株予約権1個当たりの目的である振替株式の数</p> <p>新株予約権の行使に際して、払込みをなすべき金額（行使価額）</p> <p>新株予約権の行使請求受付場所（株主名簿管理人）</p> <p>新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱場所</p> <p>2. 会社の機構に対する自己株式の記録口座の通知</p> <p>会社は、会社の有する自己株式について、あらかじめ、機構に対し、次の事項を通知する。</p> <p>自己株式の銘柄及び数</p>	<p>会社の有する自己株式については、振替新株予約権の割当てを行わない。</p>

内容	備考
<p>自己株式の記録されている口座管理機関 自己株式の記録がされている口座</p> <p>3. 機構の直接口座管理機関に対する通知 機構は、会社から上記2の通知を受けたときは、直接口座管理機関に対し、会社から通知された事項について通知する。</p> <p>4. 割当比率による増加の記録 (1) 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっていない振替株式に係る自己口等の記録 機構及び口座管理機関は、割当基準日において、その加入者の自己口等の保有欄に増加させるべき振替新株予約権の数を割当比率に基づいて算出し、効力発生日の業務開始時(9:00)に、増加の記録をするものとする。</p> <p>(2) 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式に係る通知と自己口等の記録 a. 振替新株予約権を記録する口座を開設する口座管理機関における取扱い</p>	<p>機構は、会社の有する自己株式を記録している口座を開設する口座管理機関に、当該口座及びその振替株式の数を通知する。</p> <p>保有欄に増加させるべき振替新株予約権の数は、当該保有欄に記録されている振替株式の数に割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨てる。)とする。 質権欄に増加させるべき振替新株予約権の数は、当該質権欄に記録されている登録質権の目的となっている振替株式の株主ごとの質権株式の数に割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>振替新株予約権を新規記録すべき口</p>

内容	備考
<p>機構及び口座管理機関は、割当基準日において、その加入者の自己口等に略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式が記録されている場合は、振替新株予約権を新規記録すべき口座ごとに増加させるべき振替新株予約権の数を算出し、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>共通直近上位機関（略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式が記録されている口座の加入者と振替新株予約権の新規記録を受ける口座の加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうちに当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。）でない場合は、その直近上位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものである場合は、効力発生日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>共通直近上位機関であり、かつ新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>b. 直近下位機関から通知を受けたその直近上位機関における取扱い</p> <p>直近下位機関から新規記録に係る事項の通知を受けた機構又は口座管理機関は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が共通直近上位機関でない場合は、その直近上位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものである場合は、効力発生日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が共通直近上位機関であり、かつ、新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p>	<p>座は、特別株主、略式質権の目的となっている振替株式の株主の口座の保有欄とする。</p> <p>増加させるべき振替新株予約権の数は、振替株式の特別株主又は質権欄に記録されている略式質権の目的となっている振替株式の株主について、当該株主ごとの振替株式の数に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨てる。）の合計とする。</p>

内容	備考
<p>c . 直近上位機関から通知を受けたその直近下位機関における取扱い</p> <p>直近上位機関から新規記録に係る通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が新規記録すべき口座を開設したものである場合は、効力発生日における当該新規記録すべき口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が新規記録すべき口座を開設したものでない場合は、その直近下位機関であって当該新規記録すべき口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する新規記録に必要な事項の通知</p> <p>( 3 ) 顧客口における記録</p> <p>a . 顧客口において記録すべき数の通知</p> <p>口座管理機関は、割当基準日に、その直近上位機関に、効力発生日に当該口座管理機関の加入者の自己口等に記録すべき振替新株予約権の数の合計数を通知するものとする。</p> <p>b . 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、効力発生日の業務開始時( 9 : 00 )において、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき振替新株予約権の数の増加の記録をするものとする。</p>	<p>口座管理機関は、その直近下位機関から効力発生日に記録すべき振替新株予約権の数の合計数の通知を受けたときは、その直近上位機関に、当該数を併せて通知するものとする。</p> <p>顧客口に増加させるべき振替新株予約権の数は、効力発生日において記録すべき数として当該顧客口に係る直近下位機関から通知された数とする。</p>

内容	備考
<p>(4) 直接口座管理機関による手続</p> <p>直接口座管理機関は、割当基準日に、機構に対し、効力発生日に口座に記録すべき振替新株予約権数の申告を行う。</p> <p>a. 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっていない振替株式</p> <p>申告する機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>機構加入者コードで特定される区分口座に記録すべき振替新株予約権数</p> <p>内信託財産表示新株予約権数</p> <p>b. 略式譲渡担保権、略式質権の目的となっている振替株式</p> <p>申告する機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>新規記録を受ける機構加入者の機構加入者コード</p> <p>で特定される新規記録を受ける機構加入者の区分口座ごとの振替新株予約権数</p> <p>区分口座ごとの振替新株予約権数のうち信託財産表示新株予約権数</p> <p>新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>加入者ごとの振替新株予約権の数</p> <p>加入者ごとの振替新株予約権の数の内信託財産表示新株予約権数</p> <p>5. 総株主報告</p> <p>口座管理機関は、割当基準日の振替処理終了時(15:30)に口座に記録されていた振替株式の株主について、氏名、住所及び数等の情報を機構に対して通知する。</p>	

内容	備考
<p>6. 割当計算</p> <p>a. 機構による割当計算</p> <p>機構は、割当基準日の2営業日後に口座管理機関から行われた総株主報告に基づき、割当基準日における新株予約権者についての割当計算を行う。</p> <p>b. 割当ての方法</p> <p>機構は、新株予約権者ごとに、振替新株予約権を保有すべき数から効力発生日において当該新株予約権者の振替新株予約権として記録されるべき数の合計を減じて得た数（以下「調整新株予約権数」という。）を算出し、新株予約権者の自己口等のうち、割当基準日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）に割当てを行う。</p> <p>c. 割当計算後の新株予約権数の通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に、割当計算後に当該加入者の自己口等に記録すべき振替新株予約権数（調整新株予約権数を含む。）及びその他次の事項を通知する。</p> <p>    銘柄コード</p> <p>    新規記録を受ける機構加入者の機構加入者コード</p> <p>        で特定される新規記録を受ける機構加入者の区分口座ごとの新株予約権数</p> <p>    区分口座ごとの新株予約権数のうち信託財産表示新株予約権数</p> <p>    新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p>	<p>新株予約権の無償割当てを受けない会社の有する自己株式については、割当計算の対象とはならない。</p> <p>新株予約権者ごとの数は、機構において、加入者ごとに、その口座に記録する振替新株予約権の数を名寄せ合算した数とする。</p> <p>機構は、割当計算後に1個に満たない端数が生じた場合は、新株予約権者ごとの振替新株予約権の数とともに総株主通知により当該会社に通知する。</p> <p>直接口座管理機関は、機構から割当計算後の新株予約権数の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた直近下位機関についても同様とする。</p>

内容	備考
<p>加入者ごとの新株予約権数 加入者ごとの新株予約権数のうち信託財産表示新株予約権数</p> <p>8．調整新株予約権数の記録</p> <p>a．自己口等における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、調整新株予約権数を記録すべき自己口等を開設しているときは、割当基準日の4営業日後の業務開始時（9：00）に、当該口座において記録すべき調整新株予約権数の増加を記録するものとする。</p> <p>b．顧客口における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口等において調整新株予約権数を記録すべきときは、割当基準日の4営業日後の業務開始時（9：00）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加を記録するものとする。</p>	

以上

## 総額買取型新株予約権の新規記録の手続

(業務処理)

内容	備考
<p>1. 総額買取型新株予約権の取扱申請</p> <p>会社は、口座管理機関に対して、振替新株予約権の総額を割り当てようとするときは、機構に対し、下記の書類を提出し、取扱いの申請を行う。</p> <p>同意書（初回発行のみ）</p> <p>発行要項（発行目論見書）</p> <p>買取契約書</p> <p>確認書</p> <p>社債管理委託契約書、財務代理人契約書</p> <p>その他</p> <p>2. 機構による銘柄コードの付番申請</p> <p>機構は、取扱申請の翌営業日に、証券コード協議会に対し、FAX等により銘柄コードの付番を申請する。</p> <p>3. 会社への銘柄コードの通知</p> <p>機構は、証券コード協議会から銘柄コードの付番の通知を受けたときは、会社に対して、当該銘柄コードを通知する。</p> <p>4. 総額買取型新株予約権の割当てに伴う機構への通知</p> <p>会社は、機構に対し、次に掲げる銘柄情報を通知する。</p>	<p>機構は、申請内容を審査し、取扱いの可否を会社に通知する。</p>

内容	備考
<p>新株予約権の銘柄  新株予約権の割当先  新株予約権の割当総数  新株予約権の行使期間  取得条項の有無  新株予約権の申込期間  新株予約権の申込取扱場所  新株予約権の払込期日  新株予約権の払込取扱銀行  新株予約権の目的である振替株式の種類  新株予約権 1 個当たりの目的である振替株式の数  新株予約権の行使に際して、払込みをなすべき金額（行使価額）  新株予約権の行使請求受付場所（株主名簿管理人）  新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込み払込取扱銀行</p>	
<p>5 . 口座通知の取次ぎ  ( 1 ) 直接口座管理機関による口座通知の取次ぎ  口座通知の取次ぎの依頼を受けた直接口座管理機関は、取扱開始日（払込期日）の 3 営業日前までに機構に対して依頼を受けた加入者に係る次の事項（口座通知データ）をファイル伝送により通知する。  口座通知の取次ぎを依頼した加入者口座コード  新規記録すべき銘柄  新規記録すべき振替新株予約権の数  振替新株予約権の新規記録日  リファレンスNO</p>	<p>会社は、口座通知の取次ぎにより口座の通知を受けることとし、新株予約権の割当先から直接に口座の通知を受けることはできないこととする。  口座管理機関は、口座通知の取次ぎ依頼を受けたときは、その直近上位機関に、当該口座通知の取次ぎを委託するもの</p>

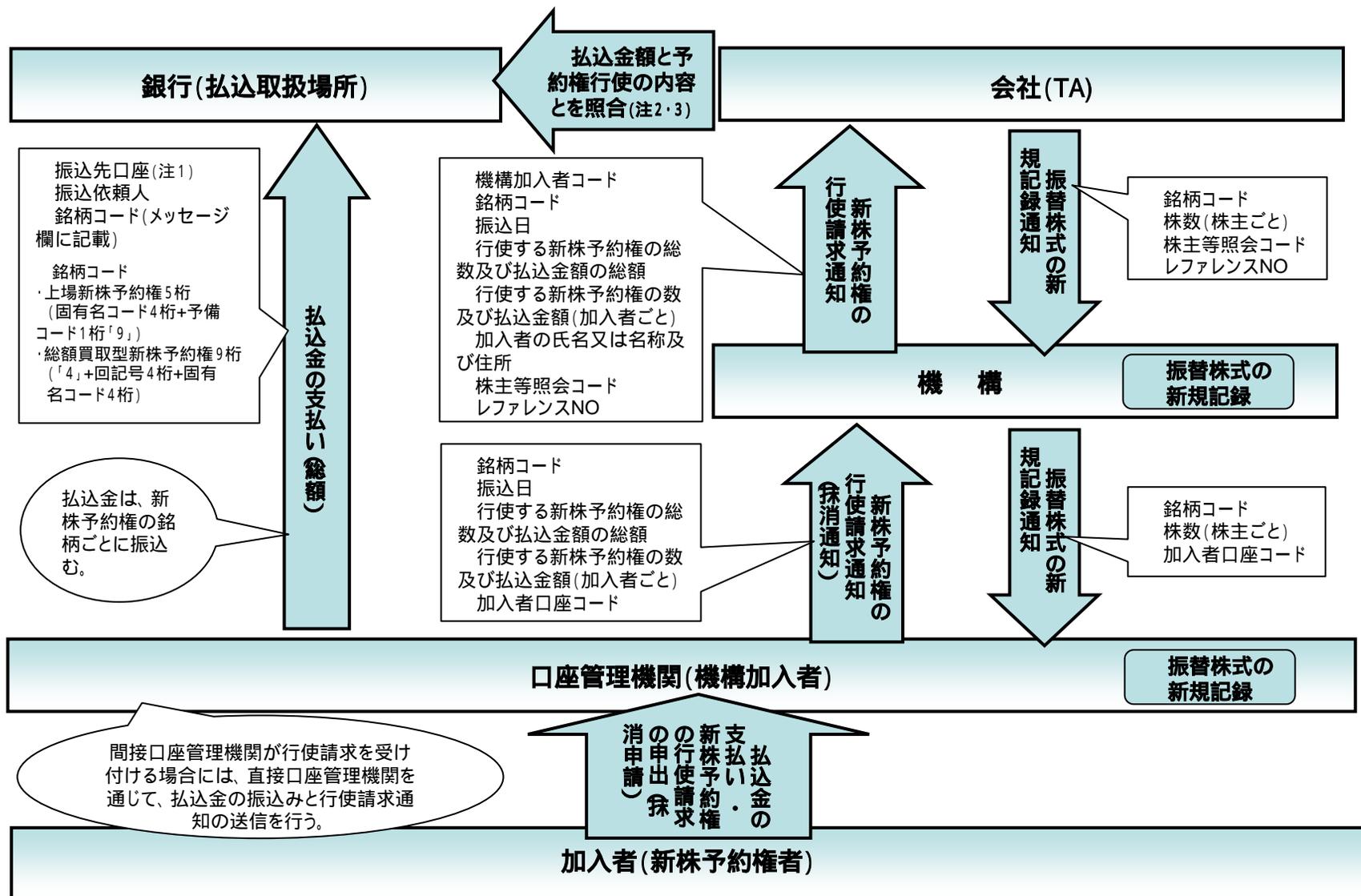


内容	備考
<p>5. 新規記録通知</p> <p>株主名簿管理人は、払込期日（取扱開始日）に、機構に対し、次に掲げる事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知するものとする。</p> <p>新規記録すべき銘柄 株主等照会コード 加入者口座コード 加入者ごとの振替新株予約権の数 振替新株予約権の新規記録日 リファレンスNO</p> <p>6. 新規記録</p> <p>(1) 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けたときは、増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、その振替口座簿及びその下位機関の振替口座簿に記録するべき次の事項を通知するものとする。</p> <p>新規記録すべき銘柄 機構加入者コード 加入者口座コード 加入者ごとの振替新株予約権数 振替新株予約権の新規記録日 リファレンスNO</p>	<p>するものとする。</p> <p>口座の取次ぎがなされなかったものについては、特別口座に新規記録がなされる。</p> <p>口座管理機関は、直近上位機関から新規記録に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知することとする。</p>

内容	備考
<p>(2) 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、機構が定めるところにより、新規記録通知の内容に従い、払込期日の翌営業日の業務開始時(9:00)に、加入者の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をするものとする。</p>	<p>総額買取型新株予約権の取扱開始日自体は払込期日当日とする。</p>

以上

## 振替新株予約権の新株予約権行使の手続



(注1) 払込金の振込先口座は、機構報を通じて口座管理機関に通知する。

(注2) TAは、払込金額の総額と予約権行使の総数(金額)についての照合を行うものとし、予約権者単位で払込金額と予約権行使の数を照合することは不要とする。

(注3) 照合の結果、払込金額と予約権行使の内容とが異なる場合は、TAと口座管理機関の間で連絡をして、金額が異なる理由等を特定する。(特定の加入者に係る金額が不足する場合には、当該加入者についての予約権行使を行わない処理を行う。)

## 振替新株予約権の予約権行使の処理日程

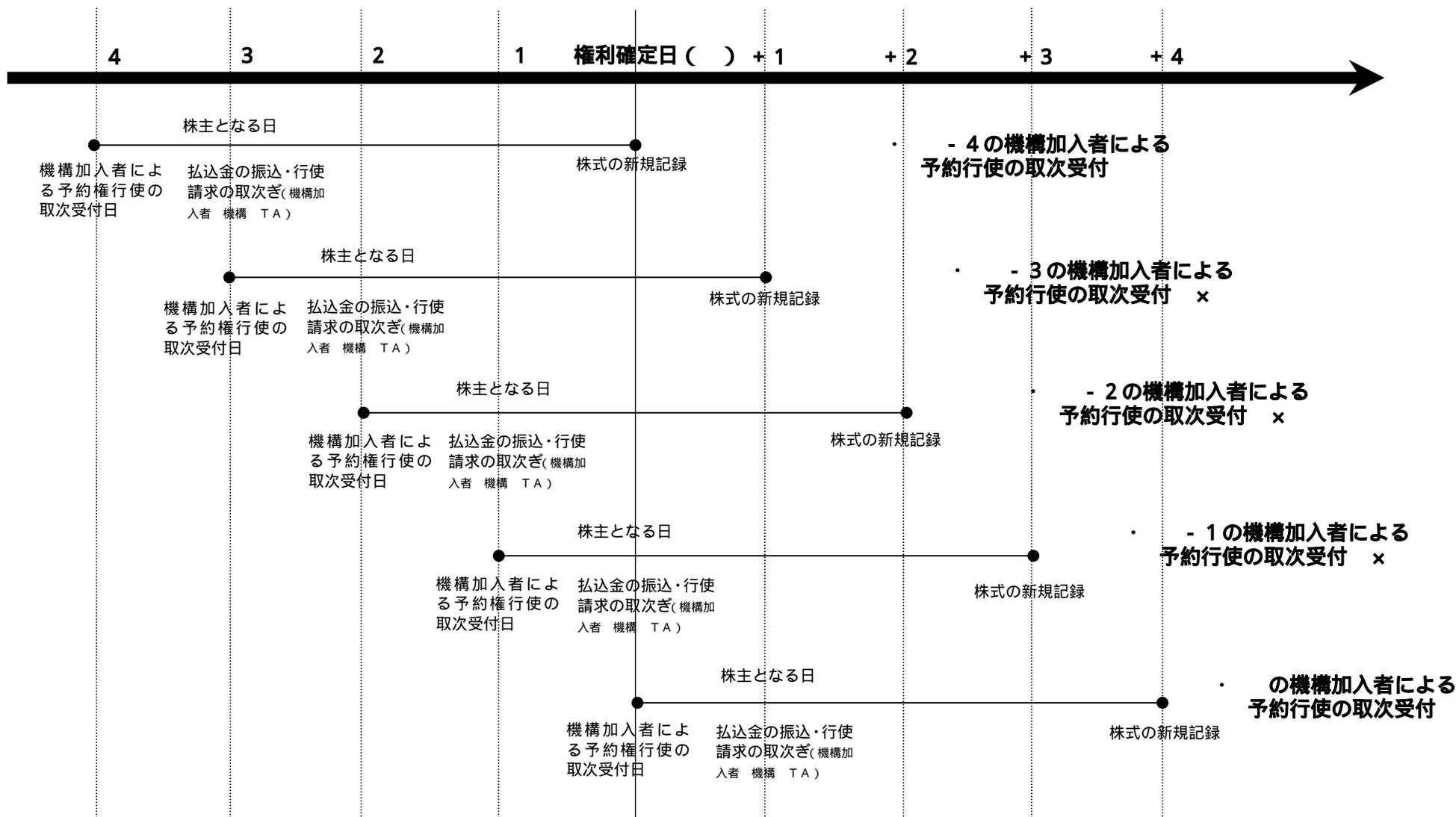
	予約権行使 請求の取次 受付日 ( )	予約権行使請求の取次日 ( +1 )			+ 2	+ 3		+ 4 9:00
		午前中(注)	~ 15 : 30	15:30 ~ 18:00 (データ受信 18:00 ~ 20:00)		~ 20:00	27:00 ~	
払込取扱場所								
TA					払込金と予約 権行使通知と の照合等	振替株式の 新規記録通 知データ		
機構				新株予約権 行使請求取次デ ータ			データの編 集、送信デ ータの作成	振替株式の 新規記録
機構加入者			新株予約権 行使請求				振替株式の 新規記録済 通知	振替株式の 新規記録
加入者(新株 予約権者)	払込金の支払い・予約 権行使請求の取次ぎ の依頼							

(注) 原則として午前中までに払込金を振込むものとする。午前中に振込が行われないことにより、X日中に払込金が払込取扱銀行に着金しない場合には、X+2日に照合が行えないことによりエラーとして処理される可能性がある。

データ授受の時間帯については、今後、接続仕様書の検討時に変更となる可能性がある。

## 振替新株予約権の予約権行使の制限日の取扱い

機構は、権利確定日の3営業日前から権利確定日の間、機構加入者による新株予約権行使に係る予約権行使の取次ぎの受付を制限することとする。



## 4．移行分科会における検討状況について

### 第9回

- 1．今後の主な整理すべき項目について
- 2．総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期の早期化について
- 3．特例預託対応のための事前確認スキームについて
- 4．その他

### 第10回

- 1．総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期の早期化について（前回の続き）
- 2．特例預託対応のための事前確認スキームについて（前回の続き）
- 3．継続保有要件の算定期間が施行日を跨ぐ少数株主権等の行使の取扱いについて
- 4．担保株券の移行手続について

以 上

### 総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期の早期化について（案）

金融機関が占有する担保株券については、計画的かつ時期を平準化しての預託が期待される場所である。しかし、発行会社への匿名性の維持が担保株券預託時の懸念事項となっているため、総株主通知類似の実質株主通知の早期実施を行い発行会社への匿名性に配慮することで、担保株券の預託量を平準化する前提を整えることができるかについて検討する。一方、実施時期の早期化により、現行の実務運用に変更が生じる、振替制度のための対応・準備期間が短縮される、といった影響が生じることに配慮が必要である。

早期実施の可否及びその時期の検討にあたっては、詳細な実務・システムの検証を行う必要があるが、そのメリットを活かすことが可能な10月実施をベースとして検討を行うこととする。

（注1）実施時期の早期化のメリット（特に、担保権者が参加者として担保株券を預託する場合）

実施後に預託された担保株券について権利確定日等があっても匿名性を維持できる。

担保権者である参加者は、銘柄の権利確定日等を考慮せず預託することができ、預託に係る事務作業等が容易になる。

担保株券の預託量が平準化され、機構及び株主名簿管理人等の受入作業量が平準化される。

担保権者である参加者は、現行の実質株主通知のためのインフラ構築や事務作業対応を行う必要がなくなる。

#### 機構取扱銘柄の決算期の分布状況（平成18年3月31日現在）

1月20日	1月31日	2月15日	2月20日	2月末	3月15日	3月20日	3月25日	3月31日	4月20日	4月30日	5月15日	5月20日	5月31日	6月20日	6月30日	
8	49	2	36	175	2	22	2	2,745	3	32	3	8	74	3	92	
7月20日	7月31日		8月20日	8月31日		9月20日		9月30日	10月20日	10月31日		11月20日	11月30日	12月20日	12月31日	総計
2	21		3	47		4		127	2	42		3	50	5	275	3,837

特定口座への預入れが集中した、平成16年11月及び12月の預託株数は、月平均で約6.3億株（約5.7万件）であった。また、預託の特例期間中の保護預り株券の預託/名義書換可能量は、株数ベースで2.5億株～4.0億株程度と想定される。

(注2)「株券等の電子化に係る制度要綱」での整理

施行日前日の実質株主通知について(82頁)

「振替制度における総株主通知類似の仕組み(機構に登録された株主等通知用データによる株主情報の通知等)を利用して行う。」としている。さらに備考において、

「当該対応は、基本的に施行日前日の実質株主通知を念頭に検討するが、今後詳細実務を検討する中で、施行日前日前((例)附則第12条の預託・交付請求の禁止期間)の権利確定日等にも応用が可能であれば、対応を行うこととする。」

としている。

金融機関等の占有する担保株券について(81頁)

担保株券を預託する場合は、原則として、預託の特例期間より前に預託することとしている。

(注3)総株主通知類似の実質株主通知を行う場合には、実質株主管理番号を株主名簿管理人に通知しないこととなるので、株主名簿における名寄せ等の事務について、機構が株主名簿管理人からの委任を受けて事務処理を行うことが考えられる。

(注4)10月実施をベースとする理由

9月以前を実施時期とする場合には、振替制度のための対応期間が相対的に短くなる一方で、9月末決算・中間決算銘柄に対応する必要が生じ、関係者の負担が高いものと考えられる。

11月以降を実施時期とする場合には、当該期間に担保株券の預託が集中する問題が解消されない可能性が高まる。

以上

## 早期実施時のシステム対応について(案)

### 1. 早期実施の日程との関係

実質株主と一般株主を名寄せして通知する方式での日程を検討する。

- ・名寄せと配分計算は機構で実施する。
- ・T Aからの配分明細データの集信は無く、機構からT Aに配信される。

【参考】実質株主のみを名寄せして通知する方式

- ・名寄せと配分計算はT Aで実施する。
- ・配分明細データは現行システムで集信する。
- ・配分明細受領後の機構処理は新システム及び現行システムで行う。

総株主通知に準じた実質株主通知については、システム切替えのため当該通知実施日が休業日明けの営業日である必要がある。

通知対象株主	新システム 通知開始日	総株主通知に準じた実株通知開始時の日程			備 考
		権利確定日	実質株主報告日	総株主通知日	
実質株主と一般株主 (権利確定日+11 営業日 通知)	<del>10月14日</del>	<del>9月26日</del>	<del>10月 3日</del>	<del>10月14日</del>	14日から新システムで総株主通知開始の場合の日程 9月末決算銘柄も対象となってしまう
	10月20(27)日	10月2(9)日	10月9(17)日	10月20(27)日	14日以降の休業日明け(20日/27日)に総株主通知開始 の場合の日程
	(参考)	10月20日	10月27日	11月 5日	10月20日決算会社の場合の日程

【参考】方式での日程

実質株主のみ (権利確定日+6 営業日 通知)	10月14日	10月 3日	10月10日	10月14日	14日から新システムで総株主通知開始の場合の日程
	10月20日	10月 9日	10月17日	10月20日	14日以降で直近の休業日明け(20日)に総株主通知開始 の場合の日程
	(参考)	10月20日	10月27日	10月28日	10月20日決算会社の場合の日程

## 2. 実質株主通知の処理日程

凡例：							
	権利確定日	+1	+2	+3	+4	+5	+6
参加者	担保データ編集	担保データ送信	担保内容 通知受信	実質株主報告編集	実質株主報告 送信		
機 構		担保データ集信	担保 突合	担保内容 通知配信	報告株数 確定	実質株主報告 集信	通知 編集
T A							総株主通知 受信
【参考】の方式では配信なし							
	権利確定日 ~ +6	+7	+8	+9	+10	+11	
参加者							
機 構					一般株主報告 集信	通知 編集	総株主通知 配信
T A	名簿確定・一般株主通知編集				一般株主報告 送信	総株主通知 受信	

T Aは、一般株主に係る（加入者）情報を別途機構に対して通知しておく必要がある。機構における一般株主と実質株主との名寄せは、機構が定める条件による名寄せとし、名寄せ条件に合致しないデータについては、新たに株主等照会コードを採番し新規株主として通知する。

### 3. システム接続方式

対象データ	機構システム	実質株主と一般株主を名寄せする方式		【参考】方式 (実株のみ)		備考
	総株主通知方式と授受	現行システムで授受 (現行レイアウト)	新システム(セク)で授受 (新レイアウト)	現行システムで授受 (現行レイアウト)	新システム(セク)で授受 (新レイアウト)	
提出日程通知	機構 参加者 機構 T A					先行稼働期間の日程の全てを通知できないため別途のデータ授受方法での手当てが必要
担保データ	参加者 機構		×		×	新システムと現行システムで内容(紐付け)が異なるため、機構は現行システムでのみ集信可能
担保突合処理内容通知	機構 参加者		×		×	新システムと現行システムで内容(日々情報)が異なるため、機構は現行システムでのみ集信可能
担保訂正申告(Online)	参加者 機構		×		×	
株主報告株数対象残高通知	機構 参加者					
株主報告データ	参加者 機構					
株主データ通知予定	機構 T A		×		×	新システムでの授受がないため、機構は現行システムでのみ配信可能
総株主通知データ(株主情報を含む。)通知	機構 T A	-	-	×		
一般株主報告データ	T A 機構	×		-	-	先行稼働期間のみのデータ(一斉移行後は株主報告データ)
総株主通知データ(株主情報を含む。)通知	機構 T A	×		-	-	
配分明細データ	T A 機構	-	-		×	新システムでの授受がないため、機構は現行システムでのみ集信可能
配分明細データ通知	機構 参加者					
配分明細データ通知	機構 T A	×		-	-	現行システムでの授受がないため、機構は新システムでのみ配信可能(データは総株主通知に含まれる)

(備考)

加入者情報の授受については、総株主通知の先行実施に関係なく、機構新システム(センタ)とのデータ授受となる。

担保株券の預託目的で新規にシステムを接続する参加者等について、二重投資を抑制するため、新システムでのデータ授受を可能とした。

「株主報告株数対象残高通知」、「株主報告データ」、「配分明細データ通知」のレイアウトについては、新旧双方のレイアウトを選択可能とする(新旧レイアウトの混在は不可)。

現行システムのみ機能(担保突合処理等)については、新システムに不要な機能を持ち込まないために、現行システムの機能を利用することとした(現行システムを有しない参加者の担保突合処理等は想定しない)。

以 上

### 実質株主管理番号を利用する各種業務の対応イメージ

項目	概要	対応イメージ
新株予約権付社債の行使請求	参加者が、請求者の実質株主管理番号を記載した「新株予約権行使請求申出書」 <sub>1</sub> 、「前日交付請求書（新株予約権行使請求申出用）」 <sub>2</sub> （ケースにより）「実質株主票」他の書面を機構に提出し、その後、参加者・会社・機構間で新株予約権行使に係る増加株式数情報を書面及びファイル伝送でやり取りする。	現行の仕組み（システム及び帳票）を利用する。
実質株主の抹消・減少通知（証明）	会社が、請求者の実質株主管理番号を記載した「実質株主の抹消・減少通知（証明）請求書」を機構に提出し、その後、参加者・会社・機構間で実質株主に係る預託株式数情報を書面でやり取りする。	現行の仕組み（帳票）を利用する。なお、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期の早期化に伴い、会社側で一部の請求者の実質株主管理番号について把握できなくなることが想定されるため、機構が当該番号を特定することで現行の仕組みを継続できるよう対応を行う。
単元未満株式の買取請求	参加者が、請求者の実質株主管理番号を記載した「単元未満株式買取請求書」他の書面を機構に提出し、その後、参加者・会社・機構間で買取請求に係る処理を書面ベースで行う。	現行の仕組み（帳票）を利用する。
単元未満株式の買増（売渡）請求	参加者が、請求者の実質株主管理番号を記載した「単元未満株式買増請求書」他の書面を機構に提出し、その後、参加者・会社・機構間で買増請求に係る処理を書面ベースで行う。	現行の仕組み（帳票）を利用する。



## 特例期間の預託のための事前確認スキームについて

施行日前後における関係者の混乱を回避し、振替制度への円滑な移行を図るため、通常の預託方法とは別に、特例期間における必要な作業等を事前に行い、作業の平準化を図る新たな預託方法（特例期間の預託のための事前確認スキーム）を導入することでどうか。

1. 事前確認スキームの概要・・・【資料 4 - 6】特例期間の預託のための事前確認スキームの概要（管理モデル案）  
 【資料 4 - 7】特例期間の預託のための事前確認スキームのイメージ図(案) 参照

### 2. 主な整理事項

項目	内容	整理及び検討の方向性
1	利用対象参加者の範囲について	原則として、保護預り株券を 5 億株以上保有し、事前確認済株券に係る適切な事務管理体制を備える参加者を対象とする。 （ 担保株券の預託について当該スキームを利用する場合には別途検討を行う。）
2	利用対象株券の範囲について	「株券等業務規程第 9 条第 1 号」に規定する株券（但し、「株券等業務規程施行規則第 4 0 条の 2」に規定されるものを除く。）とする。
3	インフラの整備について	各関係者における開発コストの低減化及び業務の効率化等を図るため、「株券喪失登録情報等照会システム（SITRAS）」の既存設備及び機能を利用し、新規に必要な機能についても「SITRAS」の機能を流用した開発を行うこととする。
4	費用負担について	各種インフラ整備等に係る費用負担については、関係者間での応分負担とし、「事前確認済株券情報登録システム」に係る手数料等については、スキーム全般の仕様確定や開発コスト等を踏まえ、関係者間で検討を行う。
5	担保株券の利用について	担保株券について当該スキームを利用する場合、金融機関等にとって預託手続の平準化が図られ、また、事故株券チェック等を早期に行うことができるなどのメリットが期待できることから、当該スキームの利用について引き続き関係者間で検討を行う。



## 特例期間の預託のための事前確認スキームの概要（管理モデル案）

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
1.参加者による 保護預り株券 等の株主名簿 管理人への持 込み	(1)参加者は、事前確認を行う保護預り株券等を、口座名義人及び銘柄ごとに、通常の名義書換株券と区別して株主名簿管理人に持ち込む。(…)	<p>事前確認を行う保護預り株券等を特定し、口座名義人及び銘柄ごとに「事前確認請求書（仮称）」を起票する。</p> <p>事前確認スキームの対象となる株券は「株券等業務規程第9条第1項」に規定する株券（但し、「株券等業務規程施行規則第40条の2」に規定されるものを除く。）とする。</p> <p>当該スキームの利用において、口座名義人が真の権利者でない株券（他人名義株券）が含まれる場合には、当該株券の取扱いに留意する必要がある。</p> <p>当該株券及び「事前確認請求書」の精査・確認及びマイクロフィルム撮影を行う。</p> <p>参加者が備える「顧客の所有する株券の銘柄や数量、保管状態等を管理するシステム（以下「残高管理システム」という。）」における当該株券のステータスを「事前確認提出中」とする。</p> <p>提出先毎に仕分け及び梱包等を行う。</p> <p>当該株券及び「事前確認請求書」を通常の名義書換株券と区別して、株主名簿管理人へ提出する。</p> <p>事前確認を行う保護預り株券等の提出は、預託の特例期間初日の前営業日の2週間前の日までとする。</p> <p>参加者及び株主名簿管理人間における株券等の搬送時に盗難や紛失が発生した際</p>	

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>( 2 )株主名簿管理人は、事前確認のために持ち込まれた保護預り株券等について、口座名義人及び銘柄ごとに受付票（受付番号）を発行し、通常の名義書換株券と分別して保管する。</p>	<p>は、参加者において必要な対応を行う。 参加者は当該スキームに係る各業務を取次代行業者等に委託できるものとする。</p> <p>株主名簿管理人より「受付整理票（受付番号）」を受領・保管し、株主名簿管理人における事前確認が完了する日（以下「事前確認完了日」という。）までのスケジュールを管理する。</p>	<p>参加者より事前確認を行う保護預り株券等及び「事前確認請求書」を受領する。 参加者に対し、「事前確認請求書」ごとに「受付整理票（受付番号）」を発行する。 当該株券を通常の名義書換株券と分別して、受付番号単位で保管する。</p>
<p>2 .株主名簿管理人における事前確認作業</p>	<p>( 1 )株主名簿管理人は、事前確認のために持ち込まれた保護預り株券等について、事故確認等の必要な作業（以下「事前確認作業」という。）を行う。（… ）</p>		<p>事前確認を行う保護預り株券等及び「事前確認請求書」の精査・確認を行う。 当該株券と「事前確認請求書」の記載内容に不一致がある場合、対象参加者に連絡を行い、当該株券を受付番号単位で返却する。 当該株券のスキャンを行い、OCR文字の認識を行う。 OCR文字が認識されない場合は、補正作業を行う。 OCR番号未印字株券について、新たにOCR番号の印字は行わない。 当該株券の券面文字認識（券種・記号・番</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>(2)株主名簿管理人は、事前確認作業において、事故等の問題のない株券(以下「事前確認済株券」という。)に係る、次に掲げる事項を、各株主名簿管理人が備える「事前確認済株券管理簿(仮称)」に記録し、また、当該事項を「事前確認済株券情報登録システム(仮称)」に登録する。(…、)</p> <p>受付番号  銘柄名  記番号(OCR番号)  券種  参加者コード  データ登録日</p>		<p>号の取得等)を行う。  OCR文字の認識結果等及び券面文字認識結果との照合を行う。  照合結果に相違がある場合は、相違内容の確認及び補正作業等を行う。  当該株券情報と事故情報等(株券喪失登録情報等)との照合を行う。  当該株券裏書と株主名簿との照合を行う。  事前確認作業に要する日数は、約2週間を見込む。  事前確認作業中に、当該株券に係る顧客からの返却・売却・預託請求が行われた場合、受付番号単位で対象参加者に返却する。(項目2.(3)と同様の処理を行う。)</p> <p>事前確認済株券に係る必要な事項を「事前確認済株券管理簿」に記録する。  事前確認済株券に係る必要な事項を「事前確認済株券情報登録システム」に登録する。  「事前確認済株券管理簿」への記録及び「事前確認済株券情報登録システム」への登録は、預託の特例期間初日の前営業日までとする。  「受付整理票」ごとに「事前確認完了票(仮称)」を起票する。</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>その他必要な事項</p> <p>(3)株主名簿管理人は、事前確認作業において、事故株券等を発見した場合、「事前確認済株券管理簿」への記録及び「事前確認済株券情報登録システム」への登録を行わず、事故内容を示し、受付番号単位で、持込みを行った参加者に返却する。</p>	<p>株主名簿管理人より事故内容の連絡を受ける。</p> <p>当該事故株券等に係る「受付整理票」を株主名簿管理人へ提出する。</p> <p>株主名簿管理人より当該事故株券等を受領する。</p> <p>「残高管理システム」から当該事故株券等に係る「事前確認提出中」ステータスを削除する。</p>	<p>当該事故株券等に係る「事前確認請求書」を確認し、対象参加者に事故内容を連絡する。</p> <p>参加者より当該事故株券等に係る「受付整理票」を受領する。</p> <p>当該事故株券等を受付番号単位で対象参加者へ返却する。</p>
<p>3 株主名簿管理人による事前確認済株券の参加者への返却</p>	<p>(1)株主名簿管理人は、「事前確認済株券管理簿」への記録及び「事前確認済株券情報登録システム」への登録を行った事前確認済株券を、通常の名義書換株券と区別して、持込みを行った参加者に返却する。(…)</p>	<p>事前確認が完了する日を確認し、「受付整理票」を株主名簿管理人へ提出する。</p> <p>株主名簿管理人より事前確認済株券及び「事前確認完了票」を受領する。</p>	<p>参加者より「受付整理票」を受領する。</p> <p>当該受付番号に対応する事前確認済株券及び「事前確認完了票」を受付番号単位で参加者へ返却する。</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
<p>4 参加者における事前確認済株券の保管及び「事前確認済株券情報登録システム」の管理等</p>	<p>(1)参加者は、株主名簿管理人より返却された事前確認済株券を、他の保護預り株券等と分別し、受付番号単位で保管する。(…)</p> <p>(2)参加者は、自らが保管する事前確認済株券と、「事前確認済株券情報登録システム」に登録されている情報との間に差異がないことを定期的に確認する。</p>	<p>株主名簿管理人から受領した事前確認済株券及び「事前確認完了票」の精査・確認及びマイクロフィルム撮影を行う。</p> <p>当該事前確認済株券を他の保護預り株券等と分別し、受付番号単位で保管する。</p> <p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「更新情報ファイル」を受領し、当該事前確認済株券に係る「残高管理システム」のステータスを「事前確認済」とする。</p> <p>事前確認済株券と保護預り株券等については、判別可能なように分別して保管する。</p> <p>参加者における事前確認済株券の保管中に盗難や紛失が発生した際は、参加者において必要な対応を行う。</p> <p>&lt; 日々の照合 &gt;</p> <p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「更新情報ファイル」を受領する。</p> <p>「更新情報ファイル」より、事前確認済株券に係る日々の更新情報を確認し、「残高管理システム」との照合を行う。</p> <p>&lt; 定期的な照合（月1回程度） &gt;</p> <p>機構より手交される「外部記憶媒体（DVD）」を受領する。</p> <p>「外部記憶媒体（DVD）」より、事前確認済株券に係る全情報を確認し、「残高管理</p>	

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>( 3 ) 参加者は、事前確認済株券について、顧客からの返却請求や売却請求、預託請求が行われた場合、株主名簿管理人に対し、「事前確認済株券情報登録システム」を利用して、当該株券に係る必要な情報を受付番号単位で通知し、「事前確認済株券情報登録システム」からのデータ削除依頼を行う。(… )</p> <p>( 4 ) 上記( 3 )により、参加者からデータ削除依頼を受けた株主名簿管理人は、「事前確認済株券管理簿」及び「事前確認済株券情報登録システム」から、当該株券に係るデータを受付番号単位で削除する。(…、 )</p>	<p>システム」との照合を行う。          必要に応じ、「事前確認済株券情報登録システム」を利用し、事前確認済株券に係る個別情報の照会等を行う。          参加者における各種データの照合作業において不一致等が発生した場合、速やかに原因究明及び関係者（株主名簿管理人及び機構）への連絡を行い、再発防止への対応を行う。</p> <p>顧客から事前確認済株券に係る返却請求や売却請求、預託請求を受領する。          当該株券に係る受付番号を確認する。          「事前確認済株券情報登録システム」を利用して、株主名簿管理人に対し、当該株券情報に係る削除依頼を行う。          削除依頼は受付番号単位で行う。          事前確認済株券の顧客への返却等は、株主名簿管理人への削除依頼後に行う。</p>	<p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「削除依頼情報照会結果ファイル」を受領する。          「削除依頼情報照会結果ファイル」より、参加者からの削除依頼内容の確認を行う。          参加者からの削除依頼に基づき、「事前確認済株券管理簿」から当該株券情報の記録を削除する。</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
		<p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「更新情報ファイル」を受領する。</p> <p>「更新情報ファイル」より、当該株券情報の削除に係る確認を行う。</p> <p>「残高管理システム」から当該株券に係るステータス又は当該株券情報が削除されていることを確認する。</p>	<p>「事前確認済株券情報登録システム」から当該株券情報の登録を削除する。</p>
<p>5 株主名簿管理人における「事前確認済株券管理簿」及び「事前確認済株券情報登録システム」の管理等</p>	<p>(1)株主名簿管理人は、自らが管理する「事前確認済株券管理簿」と、「事前確認済株券情報登録システム」に登録されている情報との間に差異がないことを定期的を確認する。</p>		<p>&lt; 日々の照合 &gt;</p> <p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「事前確認済株券情報更新結果ファイル」を受領する。</p> <p>「事前確認済株券情報更新結果ファイル」より、事前確認済株券に係る日々の更新情報を確認し、「事前確認済株券管理簿」との照合を行う。</p> <p>&lt; 定期的な照合（月1回程度） &gt;</p> <p>機構より手交される「外部記憶媒体（DVD）」を受領する。</p> <p>「外部記憶媒体（DVD）」より、事前確認済株券に係る全情報を確認し、「事前確認済株券管理簿」との照合を行う。</p> <p>株主名簿管理人の変更が行われた場合、機構にて「事前確認済株券情報登録システム」におけるステータス変更を行う。（新株主名簿管理人は旧株主名簿管理人より「事前確</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>(2)株主名簿管理人は、事前確認スキーム開始後に、通常の名義書換株券が提出された場合、「事前確認済株券管理簿」との照合を行い、該当する株券のデータが登録されている場合、その旨を対象参加者及び機構に連絡する。</p> <p>(3)株主名簿管理人は、事前確認スキーム開始後に、新しい事故情報等が生じた際</p>		<p>認済株券管理簿」に係る情報を受領し、「事前確認済株券管理簿」への記録を行い、「事前確認済株券情報更新結果ファイル」により確認を行う。また、旧株主名簿管理人は「事前確認済株券管理簿」から当該銘柄に係る記録の削除を行い、「外部記憶媒体(DVD)」による全情報の確認時に照合を行う。</p> <p>株主名簿管理人における各種データの照合作業において不一致等が発生した場合、速やかに原因究明及び関係者(参加者及び機構)への連絡を行い、再発防止への対応を行うものとする。</p> <p>(通常の)名義書換株券を受領する。 名義書換作業における必要な確認作業を行う。 当該名義書換株券と「事前確認済株券管理簿」との照合を行う。 「事前確認済株券管理簿」との照合は、名義書換前に行う。 「事前確認済株券管理簿」に該当情報が存在した場合、対象参加者及び機構に連絡を行い、当該株券情報の削除処理を行う。(項目4.(4)と同様の処理を行う。)</p> <p>新たな事故情報等(喪失登録請求書類・抹消申請関連書類)を受領する。</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>は、「事前確認済株券管理簿」との照合を行い、該当する株券のデータが登録されている場合、その旨を対象参加者及び機構に連絡する。</p> <p>(4) 上記(2)(3)の連絡を受けた参加者は、必要な対応を行い、株主名簿管理人に対し、「事前確認済株券情報登録システム」からの当該株券に係るデータの削除依頼をするなどの処理を行う。</p> <p>(5) 株主名簿管理人は、「事前確認済株券管理簿」に登録されている株券について、合併や株式併合等が行われた場合、当該株券に係るデータを「事前確認済株券管理簿」及び「事前確認済情報登録システム」から削除する。</p>	<p>株主名簿管理人より事前確認済株券に係る事故情報等との該当連絡又は名義書換株券との該当連絡を受領する。</p> <p>当該事前確認済株券に係る必要な確認を行う。</p> <p>株主名簿管理人に対し、「事前確認済株券情報登録システム」を利用して削除依頼を行う。(項目4.(3)と同様の処理を行う。)</p> <p>事前確認済株券に係る株式について合併や株式併合等が行われ、顧客からの請求等により当該事前確認済株券を株主名簿管理人に提出する場合は、項目4.(3)と同様の手順により、当該株券情報に係る削除依頼を行う。</p>	<p>当該事故情報等と株主名簿(株券情報)との照合を行う。</p> <p>当該事故情報等を「株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS)」に反映させる。</p> <p>当該事故情報等と「事前確認済株券管理簿」との照合を行う。</p> <p>「事前確認済株券管理簿」に該当情報が存在した場合、対象参加者及び機構に連絡を行い、当該株券情報の削除処理を行う。(項目4.(4)と同様の処理を行う。)</p> <p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「削除依頼情報</p>

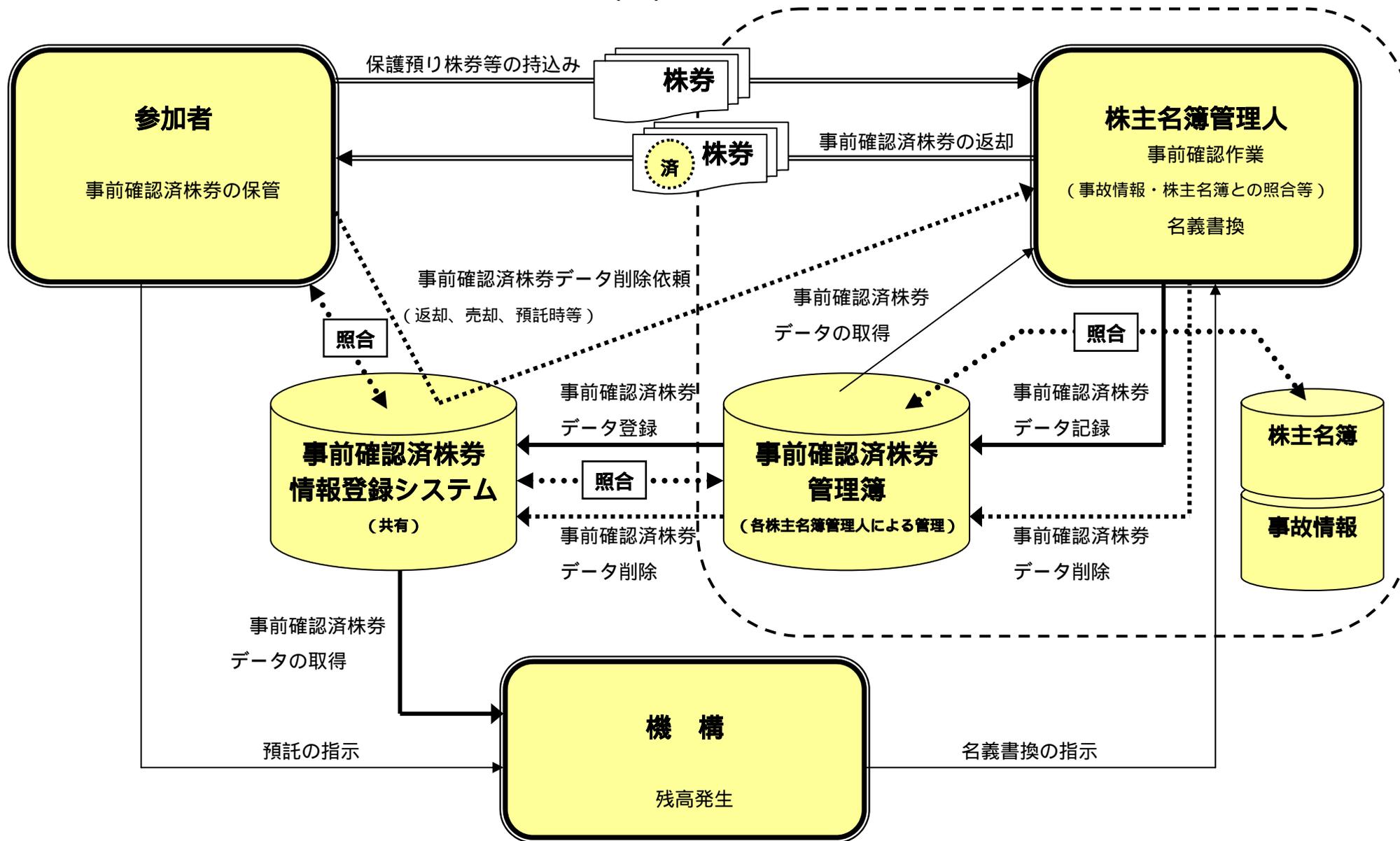
項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
		<p>「事前確認済株券情報登録システム」のバッチ処理により作成される「更新情報ファイル」を受領する。</p> <p>「更新情報ファイル」より、当該株券情報の削除に係る確認を行う。</p> <p>「残高管理システム」から当該株券に係るステータス又は当該株券情報が削除されていることを確認する。</p>	<p>照会結果ファイル」を受領する。</p> <p>合併や株式併合等が行われた場合の削除依頼は機構が行う。</p> <p>「削除依頼情報照会結果ファイル」より、削除内容の確認を行う。</p> <p>「削除依頼情報照会結果ファイル」に基づき、「事前確認済株券管理簿」から当該株券情報の記録を削除する。</p> <p>「事前確認済株券情報登録システム」から当該株券情報の登録を削除する。</p>
6 .預託の特例期間における預託及び名義書換	( 1 ) 参加者は、預託の特例期間において、事前確認済株券と「事前確認済株券情報登録システム」との最終的な照合を行い、確認後、機構に対し、当該事前確認済株券に係る預託の指示を行うことで、預託を行う。(… )	<p>機構より手交される「外部記憶媒体( DVD )」を受領する。</p> <p>「外部記憶媒体( DVD )」より、事前確認済株券に係る全情報を確認し、「残高管理システム」との照合を行う。</p> <p>機構に対し、事前確認済株券に係る預託の指示を行う。</p> <p>「残高管理システム」における事前確認済株券のステータスを「事前確認による特例預託済」とする。</p>	

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
	<p>(2) 機構は、(1)により預託の指示を受けた事前確認済株券について、「事前確認済株券情報登録システム」より必要な情報を取得し、残高を発生させる。(…、)</p> <p>(3) 機構は、上記により残高を発生させた事前確認済株券について、株主名簿管理人に対し、名義書換の指示を行う。(…)</p> <p>(4) 株主名簿管理人は、機構から名義書換の指示を受けた事前確認済株券について、「事前確認済株券管理簿」及び「事前確認済株券情報登録システム」との最終的な照合を行い、確認後、「事前確認済株券管理簿」より必要な情報を取得し、機構名義に書き換える。(…、)</p>	<p>機構との間で、預託の特例期間前にあらかじめ「預託株券の保管に関する業務委託契約」を締結する。</p> <p>事前確認済株券に係る預託日は、預託の特例期間最終日とする。</p>	<p>機構より、残高を発生させた事前確認済株券に係る名義書換の指示を受ける。</p> <p>機構より手交される「外部記憶媒体(DVD)」を「受領する。</p> <p>「外部記憶媒体(DVD)」より、事前確認済株券に係る全情報を確認し、「事前確認済株券管理簿」との照合を行う。</p> <p>施行日前日に、当該株券について機構名義に書き換える。</p> <p>当該株券に係る発行会社が、預託の特例期間最終営業日から施行日前日までの間に基準日を設定する場合、当該株券については</p>

項 目	内 容	利 用 参 加 者	株 主 名 簿 管 理 人
			当該基準日前に名義書換を行う。
7 .施行日後の事前確認済株券の取扱い	( 1 )機構及び機構の業務委託を受けた参加者は、施行日以降、預託された事前確認済株券について必要な確認を行い、適当な時期に廃棄する。	施行日から 1 年経過後、機構からの委託により、適宜廃棄処分を行う。	

以 上

特例期間の預託のための事前確認スキームのイメージ図（案）



## 担保株券の移行手続きに係る主な整理事項について

項目	内容	備考
(1) 担保権設定者からの承諾の取得に係る手続	<p>特例期間より前にあらかじめ設定者の承諾を得て担保株券の預託を進めるとともに、設定者に対し預託に伴う留意点等の周知を図るため、担保株券の移行方法や預託の承諾に係る手続等について、銀行界としての統一的な指針等を作成していく。</p> <p>(注) 預託に伴う留意点については、以下に掲げる項目が考えられる。          預託に伴い少数株主権等の権利行使などに影響が生じる可能性があること          返還される株券が預託前と異なる名義(機構名義)の株券となること 等</p>	
(2) 移行時における担保権設定者の口座開設	<p>振替制度の参加形態や担保設定方法の実務処理などを踏まえ、移行時には担保権設定者の口座開設を前提とした預託パターンを作成していく。</p> <p>(注) 保振制度や振替制度移行後において担保設定者(株主)の口座が開設されていない場合には調整株式数等の記録手続が行えなくなるなど、実務に支障をきたす可能性が考えられる。          質権の場合において、一人の設定者に対し複数の質権者が存在し、分割等により端数が生じる場合、当該端数部分については複数の質権者が競合することとなり、質物として特定することができないため、質権設定者の口座に記録することになるものと考えられる。(譲渡担保の場合も同様)</p>	資料4 - 9
(3) 「特例預託対応のための株券事前確認スキーム案」について質権株券(担保株券)の預託への利用の可能性に係る検証	<p>質権株券(担保株券)の預託において、「特例預託対応のための株券事前確認スキーム案」の利用について検証していく。</p> <p>(注) 当該スキームの利用に伴うシステム対応や匿名性について留意する必要があると考えられる。</p>	

上記のほか、金融機関等において検討が必要と考えられる事項としては、有価証券差入証等の取扱い、株券の名義の確認手続、担保管理の方法(支店管理から本店等管理への移行)などが考えられる。

## 金融機関等に係る預託手続のイメージ

## 1. 保振制度への参加形態と預託手続のパターン

保振制度への参加形態	【方法1】:通常の前託手続		【方法2】:「事前確認スキーム」(案)
	質	譲渡担保	
(1) 参加者(機構に口座開設)	【パターン1】 (注1)	【パターン2】 【パターン3】 (注1)	
(2) 顧客(参加者に口座開設)	【パターン4】	【パターン5】	- (注2)

(注1) 現行の実質株主通知の仕組みでは、参加者を特定するためのコードもあわせて通知されており、会社は、通知されたものが銀行からのものかどうか把握できるようになっている。そのため、預託された担保株券の匿名性を維持しつつ前託の平準化を図る目的から、移行時における実質株主通知については、施行日の一定期間前(施行日を2009年1月とする場合、2008年10月から実施予定)から振替制度における総株主通知の仕組みを利用して行う方向で検討を進めている。

(注2) 口座を開設する参加者が「事前確認スキーム」(案)を利用することは考えられる。

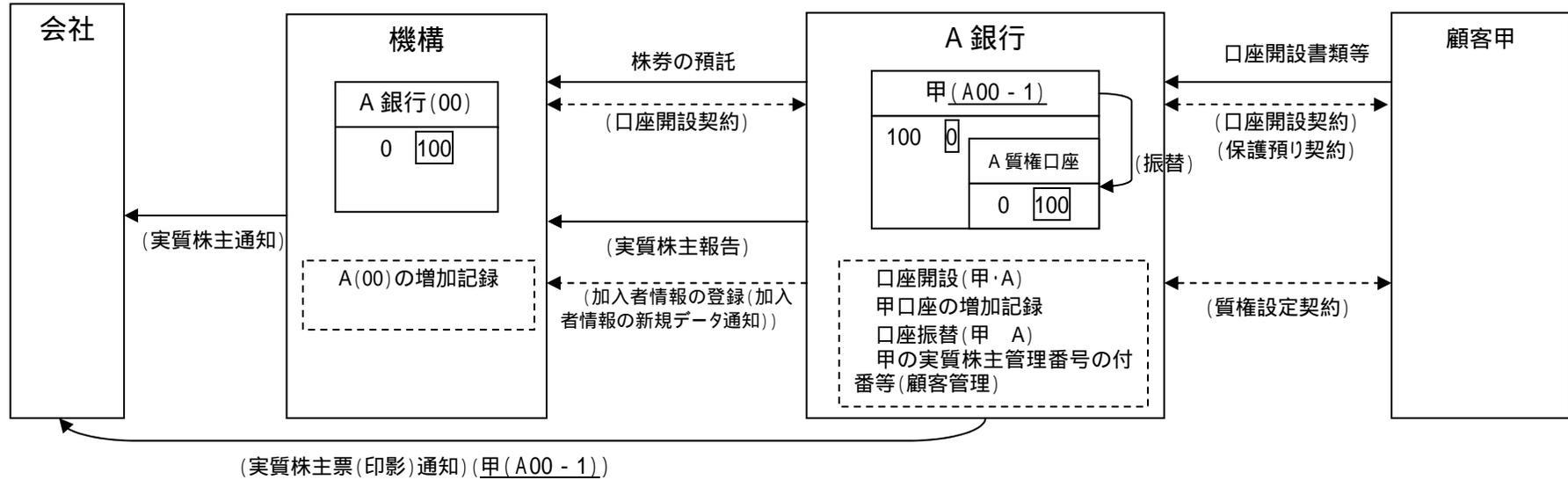
## 2. 担保株券を前託した金融機関等が行う権利処理(金融機関等が自ら行う場合…)

	決算基準日等の場合	株式分割等の場合		備考(振替制度移行時の措置等(想定))
	実質株主報告(申出)	実質株主報告(申出) 新前託株式数申告	配分明細処理	
【パターン1】				金融機関等は施行日において機構に質権口座の記録事項の通知(附則7条7項)をする必要がある。
【パターン2】				【パターン2】の状態では振替制度へ移行することができないため、「顧客口」の開設(及び加入者情報の変更手続)が必要になると考えられる。
【パターン3】	× (差入元参加者が報告)	- (担保解消)(注)	- (担保解消)(注)	振替制度移行後は、金融機関等は機構に「特別株主の申出」を行うことが考えられる。
【パターン4】	× (口座開設先の参加者で処理)			
【パターン5】				

(注) 合併等比率が1:1の場合の合併等に係る新前託株式数申告は行わない(配分明細データの通知もない)。なお、実質株主報告については、担保突合処理により行うこととなる。

### 3. 金融機関等の預託手続と権利処理のイメージ

#### [パターン1] (金融機関等が自ら質権設定者の口座を開設する場合)



#### 決算基準日の場合(実質株主報告を必要とする場合)

A銀行は、機構に対し、基準日の翌営業日から起算して4営業日目の日に【A銀行(00)】口座に係る実質株主報告(A00-1:100株)を行う。

(注) 振替制度移行時において、振替制度における自己・顧客の区分口座対応・顧客口座簿の質権口座の内容の通知(転記手続)や加入者情報の変更手続などが必要になる。

#### 株式分割等の場合(新預託株式数申告及び実質株主報告を必要とする場合)

A銀行は、以下のような手続を行うものと考えられる。

A銀行は、効力発生日の前営業日に、機構に対し、効力発生日において【A銀行(00)】口座に記録すべき数(実質株主毎に計算)を通知する(新預託株式数申告)。

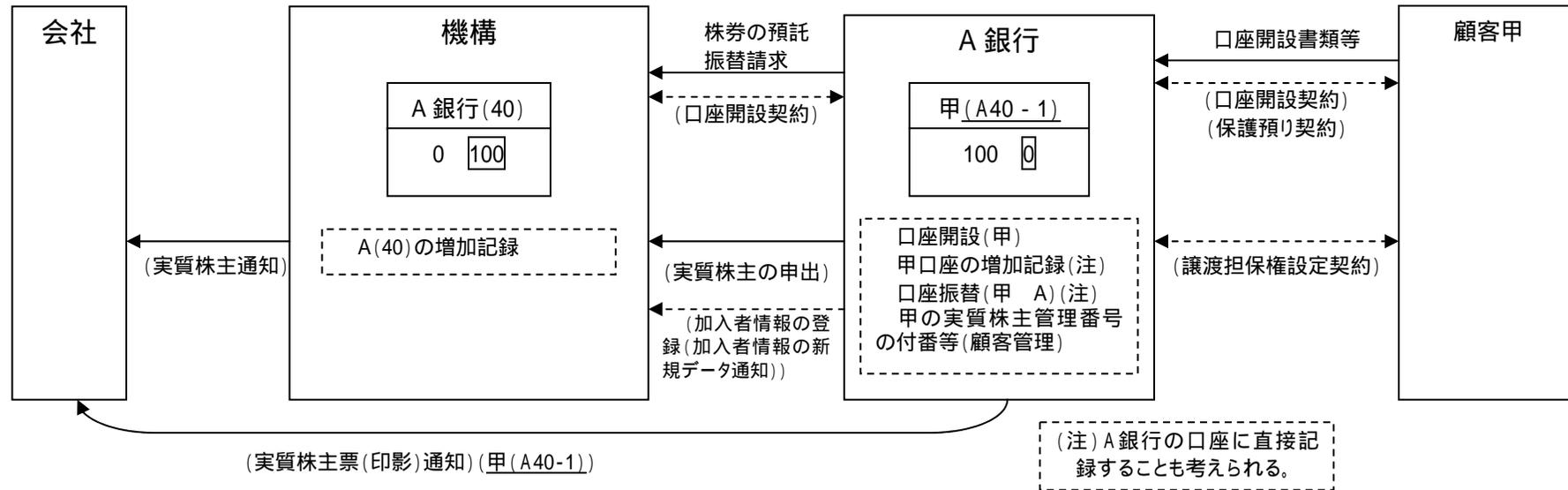
機構は、効力発生日に前 に従って【A銀行(00)】口座に所要の記録をする。また、A銀行は、効力発生日にその備える顧客口座簿上の【A質権口座】に所要の記録をする。

A銀行は、効力発生日から起算して4営業日目の日に【A銀行(00)】口座に係る実質株主報告(A00-1:100株)を行う。

A銀行は、機構から配分明細データを受領したときは、効力発生日に顧客口座簿に記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、余剰の株式数がある場合には必要な調整を行う(余剰の株式については、甲(質権設定者)の口座に記録する。)

(注) A銀行における配分明細データ処理(上記)については、設定者口座(甲(A00-1))に記録する必要があると考えられる。

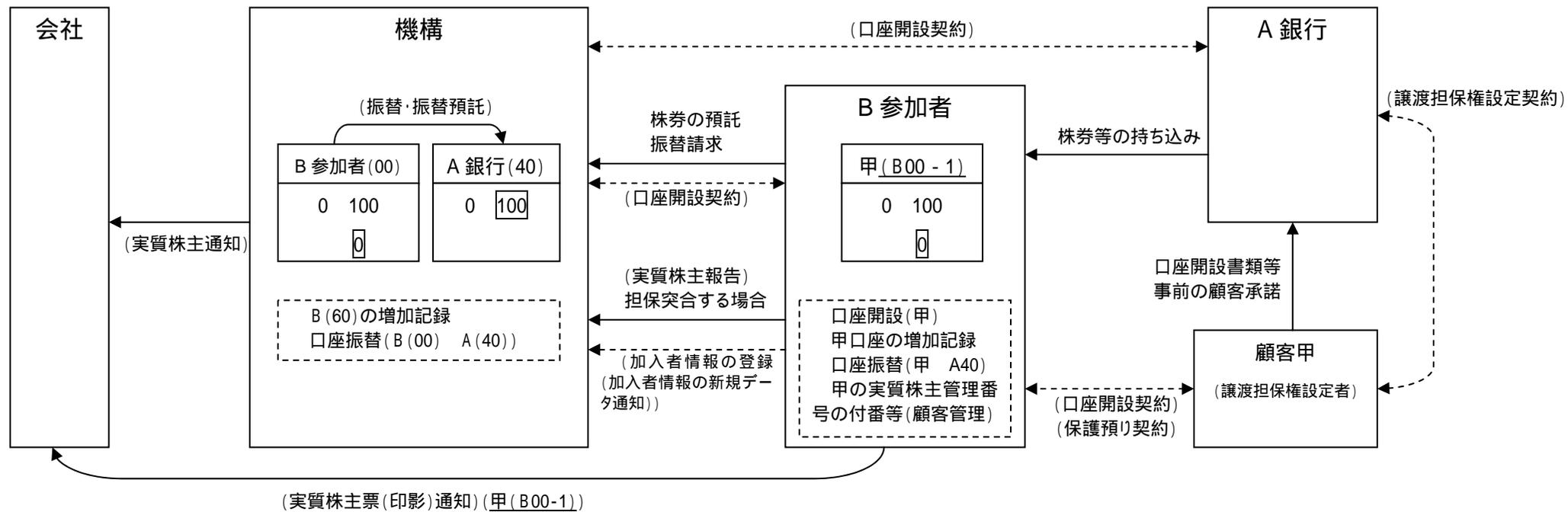
【パターン2】(金融機関等が自ら譲渡担保権設定者の口座を開設する場合)



決算基準日の場合(実質株主報告を必要とする場合)  
 A銀行は、機構に対し、基準日の翌営業日から起算して4営業日目の日に【A銀行(40)】口座に係る実質株主報告(申出)(A40-1:100株)を行う。

株式分割等の場合(新預託株式数申告及び実質株主報告を必要とする場合)  
 A銀行は、以下のような手続を行うものと考えられる。  
 A銀行は、効力発生日の前営業日に、機構に対し、効力発生日において【A銀行(40)】口座に記録すべき数(実質株主毎に計算)を通知する(新預託株式数申告)。  
 機構は、効力発生日に前 に従って【A銀行(40)】口座に所要の記録をする。  
 A銀行は、効力発生日から起算して4営業日目の日に【A銀行(40)】口座に係る実質株主報告(申出)(A40-1:100株)を行う。  
 A銀行は、機構から配分明細データを受領したときは、効力発生日に顧客口座簿に記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、余剰の株式数がある場合には必要な調整を行う(余剰の株式については甲(譲渡担保権設定者)の口座に記録する。)

【パターン3】(他の参加者が譲渡担保権設定者の口座を開設する場合)



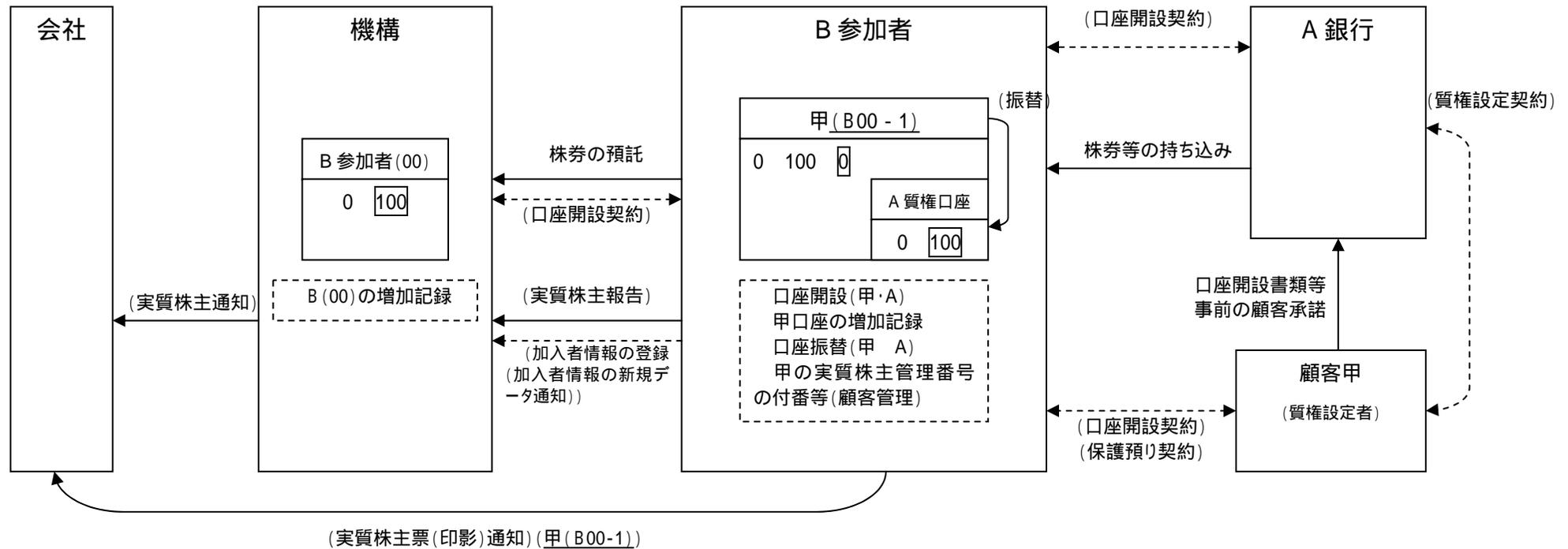
決算基準日の場合(実質株主報告を必要とする場合)  
 A銀行が[A銀行(40)]口座に残高を記録したまま、実質株主報告(申出)を行う場合には、実務上は、[A銀行(40)]口座と[B参加者(00)]口座との間の担保突合処理(実質株主報告の委任)を行うこととなる。

(注) A銀行が「担保受入データ」([A銀行(40)]口座)及びB参加者が「担保差入データ」([B参加者(00)]口座)をファイル伝送により機構に報告し、機構が作成する「実質株主報告株式数対象残高通知」に基づいて、B参加者が[B参加者(00)]口座から実質株主報告(B00-1:100株)を行う。

株式分割等の場合(新預託株式数申告及び実質株主報告を必要とする場合)  
 A銀行は、効力発生日の前営業日までに担保解消([A銀行(40)]口座から[B参加者(00)]口座への振替等)を行う。

(注) A銀行が[A銀行(40)]口座に残高を記録したまま、株式分割等に係る処理(新預託株式数申告・実質株主報告)を行う場合には、事前に「A銀行による甲の実質株主票の提出」を行う方法も考えられるが、実務的には極めて困難である。

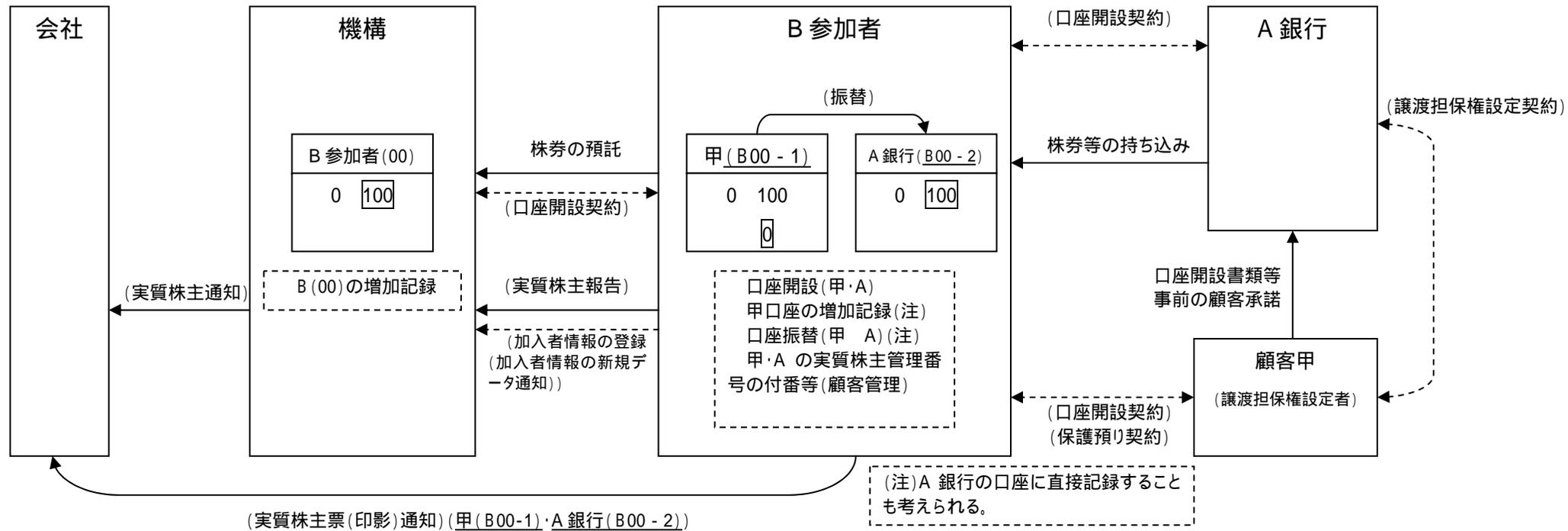
【パターン4】(他の参加者が質権設定者の口座及び金融機関等の質権口座を開設する場合)



決算基準日の場合(実質株主報告を必要とする場合)  
 B参加者は、機構に対し、基準日の翌営業日から起算して4営業目の日に【B参加者(00)】口座に係る実質株主報告(B00-1:100株)を行う。

株式分割等の場合(新預託株式数申告及び実質株主報告を必要とする場合)  
 B参加者は、以下の手続を行うものと考えられる。  
 B参加者は、効力発生日の前営業日に、機構に対し、効力発生日において【B参加者(00)】口座に記録すべき数(実質株主毎に計算)を通知する(新預託株式数申告)。  
 機構は、効力発生日に前 に従って【B参加者(00)】口座に所要の記録を行う。また、B参加者は、その備える顧客口座簿について所要の記録を行う。  
 B参加者は、A銀行の申出により、効力発生日から起算して4営業目の日に実質株主報告(申出)(B00-1:100株)を行う。  
 B参加者は、機構から配分明細データを受領したときは、効力発生日に顧客口座簿に記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、余剰の株式数がある場合には必要な調整を行う(余剰の株式については甲(質権設定者)の口座に記録する。)

【パターン5】(他の参加者が譲渡担保権設定者の口座及び金融機関等の口座を開設する場合)



決算基準日の場合(実質株主報告を必要とする場合)  
 基準日等が設定された場合においては、B 参加者は、A 銀行の申出により、甲を実質株主として機構に報告する。

株式分割等の場合(新預託株式数申告及び実質株主報告を必要とする場合)  
 B 参加者は、以下の手続を行うものと考えられる。  
 B 参加者は、効力発生日の前営業日に、機構に対し、効力発生日において [B 参加者(00)] 口座に記録すべき数(実質株主毎に計算)を通知する(新預託株式数申告)。  
 機構は、効力発生日に前 に従って [B 参加者(00)] 口座に所要の記録を行う。また、B 参加者は、その備える顧客口座簿について所要の記録を行う。  
 B 参加者は、A 銀行の申出により、効力発生日から起算して4営業目の日に実質株主報告(申出) (B00-1:100 株)を行う。  
 B 参加者は、機構から配分明細データを受領したときは、効力発生日に顧客口座簿に記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、余剰の株式数がある場合には必要な調整を行う(余剰の株式については甲(譲渡担保権設定者)の口座に記録する。)